

【関係ページを抜粋】

老認発 0316 第 3 号
老老発 0316 第 2 号
令和 3 年 3 月 16 日
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する
基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施について
は、「指定居宅サービスによる基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号。以下「訪問通所サービス通知」という。）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0317005 号、老老発第 0317005 号）において示しているところであるが、今般、基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、各都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図ることとともに、その取扱いに当たつては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知は、令和 3 年 4 月 1 日から適用するが、「リハビリテーションマ

ネジメントの基本的な考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示」（平成 18 年 3 月 27 日老老発第 0327001 号）、「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 17 年 9 月 7 日老老発第 0907002 号）、「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331008 号）、「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331009 号）、「通所介護及び短期入所生活介護に関する個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 2 号）及び「リハビリテーション・マネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 2 号）については、本通知を新たに発出することから廃止することにご留意されたい。

記

＜目次＞

- 第 1 リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一體的な実施に関する基本的な考え方及び様式例の提示について
- 第 2 リハビリテーション・マネジメント加算等の基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第 3 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第 4 施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第 5 居宅サービスにおける基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第 6 口腔・栄養スクーニング加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第 7 口腔衛生の管理体制に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第 8 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について

- 第 1 リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一體的な実施に関する基本的な考え方及び様式例の提示について
- 1 リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一體的な実施

の基本的な考え方

リハビリテーション・機能訓練と栄養管理の連携においては、筋力・持久力の向上、活動量に応じた適切な栄養摂取量の調整、低栄養の予防・改善、食欲の増進等が期待される。栄養管理と口腔管理においては、適切な食事形態・摂取方法の提供、食事摂取量の維持・改善、経口摂取の維持等が期待される。口腔管理とリハビリテーション・機能訓練の連携においては、摂食・嚥下機能の維持・改善、口腔衛生や全身管理による誤嚥性肺炎の予防等が期待される。

このように、リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の取組は一體的に運用されることで、例えば、

- ・ リハビリテーション・機能訓練の負荷又は活動量に応じて、必要なエネルギー量や栄養素を調整することによる筋力・持久力の向上及びADLの維持・改善
 - ・ 医師、歯科医師等の多職種の連携による摂食・嚥下機能の評価により、食事形態・摂取方法の適切な管理、経口摂取の維持等が可能となることによる誤嚥性肺炎の予防及び悪食・嚥下障害の改善
 - など、効果的な自立支援・重度化予防につながることが期待される。
- このため自立支援・重度化防止のための効果的なケアを提供する観点から、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の多職種による総合的なリハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理が実施されることが望ましい。

2 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一体的な実施に関する様式例について

令和3年度介護報酬改定において、リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の取組を一體的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進めため、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理に関する各種計画書（リハビリテーション計画書・個別機能訓練計画書・栄養ケア計画書及び口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一體的に記入できる様式を設けたとした。

下表中右欄に定める様式を用いて計画書を作成した場合、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の各関係加算等の算定に際し必要とされる左欄の様式の作成に代えることができる。

別紙様式2-2-1及び2-2-2（リハビリテーション計画書）	別紙様式1-2（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔
--------------------------------	----------------------------------

	管理に係る実施計画書(通所系)及び別紙様式1-3（リハビリテーション・アセスメントシート）
別紙様式2-9（リハビリテーション実施計画書）	別紙様式1-1（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(施設系)及び別紙様式1-3（リハビリテーション・アセスメントシート）
別紙様式3-3（個別機能訓練計画書）	別紙様式1-1（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(施設系)又は別紙様式1-2（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(通所系)及び別紙様式1-4（個別機能訓練アセスメントシート）
別紙様式4-2（栄養ケア・経口移行・経口維持計画書（施設）（様式例））	別紙様式1-1（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(施設系)）
別紙様式5-2（栄養ケア計画書（通所・居宅）（様式例））	別紙様式1-2（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(通所系)）
別紙様式8（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））	別紙様式1-2（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理に係る実施計画書(通所系)及び別紙様式1-6（口腔機能向上加算の実施記録）
	別紙様式1-1（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理に係る基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に係る基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3及び別紙様式1-5（口腔衛生管理加算の実施記録）

の家族にサービス内容について文書を用いてわかりやすく説明し、その同意を得なければならない。利用者やその家族の理解を深め、協働作業が十分になされるために、リハビリテーション、生活不活発病(専用症候群)や生活習慣病等についての啓発を行うことも重要である。

- (3) 継続的なサービスの質の向上に向けて
- 施設サービスにおいて提供されるリハビリテーションは、施設退所後の居宅における利用者の生活やその場において提供されるリハビリテーションを考慮した上で、利用者の在宅復帰に資するものである必要があり、施設入所中又はその退所後に居宅において利用者に基づき提供されるよう努めなければならぬ。そのためには施設入所中も、常に在宅復帰を想定してリハビリテーションを提供していくことが基本である。また、居宅サービス訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメントには、訪問介護員等の居宅サービス事業所の担当者に対する情報提供等を行うなど、利用者のよりよい在宅生活を支援するものとなるよう配慮することも必要である。全体のケアマネジメントとリハビリテーションマネジメントとの両者におけるアセスメントや計画書については、基本的考え方、表現等が統一されていることが望まれる。さらに、利用者の生活機能の改善状況は継続的に把握(モニタリング)し、常に適切なリハビリテーションの提供を行わなければならない。リハビリテーションマネジメント体制については、生活機能の維持、改善の観点から評価し、継続的なサービスの質の向上へと繋げることが必要である。
- II (介護予防) 訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメントについて
- 1 リハビリテーションマネジメントの実務等について
- (1) リハビリテーションマネジメントについて
- リハビリテーションマネジメントは、調査(Survey)、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)(以下「SPDCA」という。)のサイクルの構築を通じて、心身機能、活動及び参加について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理することによって、質の高いリハビリテーションの提供を目指すものである。
- 以下にリハビリテーションマネジメントにおける SPDCA サイクルの具体的な取組内容を記載する。
- ① 調査 (Survey)
- 第2 リハビリテーションマネジメント加算等の基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
- 1 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方
- 1 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方
- (1) リハビリテーションの目的について
- 生活機能の低下した利用者に対するリハビリテーションは、単に運動機能や認知機能といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、利用者が有する能力を最大限に發揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによつて日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることを目的とするものである。
- (2) リハビリテーションマネジメントの運用に当たつて
- リハビリテーションマネジメントは、高齢者の尊厳ある自己実現を目指すという観点に立ち、利用者の生活機能の向上を実現するため、介護保険サービスを担う専門職やその家族等が協働して、継続的な「サービスの質の管理」を通じて、適切なリハビリテーションを提供し、もつて利用者の要介護状態又は要支援状態の改善や悪化の防止に資するものである。
- 利用者に対して漫然とリハビリテーションの提供を行うことがないよう、利用者毎に、解決すべき課題の把握(アセスメント)を適切に行い、改善に係る目標を設定し、計画を作成した上で、必要な期間を定めてリハビリテーションの提供を行うことが重要である。症状緩和のための取組(いわゆる理学療法としてうマッサージ)のみを漫然と行う場合はその必要性を見直すこと。また、リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士だけが提供するものではなく、医師、歯科医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、支援相談員等様々な専門職が協働し、また利用者の家族にも役割を担つていただき提供されるべきものである。特に日常生活上の生活行為への働きかけである介護サービスは、リハビリテーションの視点から提供されるべきものであるとの認識が重要である。リハビリテーションを提供する際には、利用者のニーズを踏まえ、利用者本人による選択を基本とし、利用者やそ

び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について別紙様式1(口腔衛生管理加算 様式(実施計画))

イ 事業所の医師の診療、運動機能検査、作業能力検査等により利用者の心身機能や、利用者が個人として行う日常生活動作（以下「ADL」という。）や手段的日常生活動作（以下「I ADL」という。）といった活動、家庭内での役割、余暇活動、社会地域活動、リハビリテーション終了後に行なった社会参加等の取組等といった参加についての状況を把握すること。

別紙様式2-1「興味・関心チェックシート」を活用し、利用者の興味や関心のある生活行為について把握すること。
ロ 介護支援専門員より居宅サービス計画の総合的援助の方針や解決すべき具体的な課題及び目標について情報を入手すること。
また、事業所とは別に医療機関において計画的な医学的管理を行っている医師がいる場合には、適宜、これまでの医療提供の状況についての情報を入手すること。

② 計画（Plan）

イ リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握

事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、①調査により収集した情報を踏まえ、利用者の心身機能、活動及び参加の観点からアセスメントを行うこと。

ロ リハビリテーション計画の作成

事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は別紙様式2-2-1及び別紙様式2-2-2「リハビリテーション計画書」を活用し、また、アセスメントに基づき、目標、実施期間、リハビリテーションの具体的な内容、リハビリテーションの提供頻度、提供時間、リハビリテーション提供中の具体的な対応等について検討するとともに、必要に応じて歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士等の助言を参考とし、リハビリテーション計画を作成すること。

リハビリテーション計画の内容については、利用者又はその家族に対して説明され、利用者の同意を得ること。
なお、居宅サービス計画の変更が生じる場合には、速やかに介護支援専門員に情報提供を行うこと。また、事業所とは別の医療機関において計画的な医学的管理を行っている医師やその他の居宅サービス事業者等に対しても適宜、情報を提供すること。

ハ リハビリテーション計画書の保存

作成したリハビリテーション計画書は2年間保存すること。

③ 実行（Do）

イ リハビリテーションの実施

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、事業所の医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを提供すること。

ロ 医師の詳細な指示

事業所の医師は、リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負担等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。

指示の内容については、利用者の状態の変化に応じ、適宜変更すること。

ハ 指示を行った医師又は指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は当該指示の日時、内容等を記録に留めること。

ニ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第83条又は第119条において規定する第19条に規定するサービスの提供の記録において、利用者ごとのリハビリテーション計画に従い、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーションマネジメント加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものであること。

ホ 介護支援専門員を通じたリハビリテーションの観点からの助言等理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従事者に対し以下の情報を伝達する等、連携を図ること。

- ・ 利用者及びその家族の活動や参加に向けた希望
- ・ 利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及びその留意点

・ その他、リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容

④ 評価（Check）、改善（Action）

イ リハビリテーション計画の見直し
初回はサービス提供開始からおおむね2週間以内、その後はおおむね3月ごとにアセスメントとそれに基づくリハビリテーション計画の見直しを行うこと。

ハ 退院（所）後間もない場合、利用者及びその家族が在宅生活に不

安がある場合又は利用者の状態が変化する等の理由でリハビリテーション計画の見直しを行うこと。

b 目標の達成状況やADL及びIADLの改善状況等を評価したこと。

c リハビリテーション計画の進捗状況について評価し、見直された計画は、3月ごとに担当の介護支援専門員等に情報を提供することともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更を依頼すること。

d リハビリテーション計画の変更が生じた場合は、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。

ロ サービスの利用終了時の説明等

a サービスの利用が終了する1月前以内に、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション会議を行なうことが望ましい。その後、介護支援専門員や終了後に利用予定の他の居宅サービス事業所のサービス担当者、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際はその担当者等の参加を求めるものであることを。

b 利用終了時に、担当の介護支援専門員や計画的な医学的管理を行っている医師に対し、リハビリテーションの観点から必要な情報提供を行うこと。

2 リハビリテーションマネジメント加算について

(1) リハビリテーションマネジメント加算の算定上の留意事項

- ① リハビリテーションマネジメントは、利用者ごとにケアマネジメントの一環として行われること。
- ② 各施設事業所における管理者は、リハビリテーションマネジメントに関する手順をあらかじめ定めること。
- ③ リハビリテーションマネジメントは、SPDCAサイクルの構築を通じて、リハビリテーションの質の管理を行うものであること。各事業所における多職種協働の体制等が異なることを鑑み、リハビリテーションマネジメントの加算の種類を選択すること。
- ④ 指定通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の算定において、当該計画に係る利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月間を超えた場合であって、指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居宅サー

ビス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(1)又はロ(1)若しくは(B)イ(1)又はロ(1)を再算定することはできず、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(2)又はロ(2)若しくは(B)イ(2)又はロ(2)を算定すること。

ただし、疾患が再発するなどにより入院が必要になつた状態又は医師が集中的な医学的管理を含めた支援が必要と判断した等の状態の変化に伴う、やむを得ない理由がある場合であつて、利用者又は家族が合意した場合には、この限りでない。

(2) リハビリテーションマネジメント加算(A)イの算定に関する

リハビリテーション会議の開催を通じた多職種の協働による継続的なリハビリテーションの質の管理に加え、退院(所)後間もないに要介護認定等を受けた者の生活の不安に対する、健常状態、生活の見通し及びリハビリテーション計画の内容等を当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者又は家族に説明することを評価したものである。

リハビリテーションマネジメント加算(A)イの算定に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① リハビリテーション会議の構成員
イ リハビリテーション会議の構成員
利用者及びその家族を基本とし、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者であること。リハビリテーション会議には必要に応じて歯科医師、歯科衛生士、看護栄養士等が参加することが望ましい。

ロ リハビリテーション会議の構成員の参加
リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行なうことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この口において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等に対応していること。

ハ リハビリテーション会議での協議内容
リハビリテーション会議では、アセスメント結果などの情報の共有、

多職種協働に向けた支援方針、リハビリテーションの内容、構成員間の連携等について協議するよう努めること。

利用者の必要に応じて、短期集中個別リハビリテーション、認知症短期集中リハビリテーション、生活行為向上リハビリテーションを実施することについても検討すること。

ニ リハビリテーション会議の記録

リハビリテーション会議で検討した内容については、別紙様式2－3「リハビリテーション会議録」を活用し記録に残すこと。

作成した会議録は介護支援専門員はじめ、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービスの担当者と共有を図ること。

当該記録は利用者毎に2年間保存するものであること。

ホ その他

リハビリテーション会議に、家庭内暴力等により利用者やその家族の参加が望ましくない場合又は家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加ができない場合は、その理由を会議録に記載すること。

また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員の事由等により、構成員が参加できなかつた場合にはその理由を会議録に記載するとともに、欠席者にはリハビリテーション計画書及び会議録の写しを提供する等、情報の共有を図ること。

② リハビリテーション計画の利用者又はその家族への説明

イ 計画作成に関与した医師の指示の下、計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーション計画について、リハビリテーション会議等で利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。

具体的には、アセスメントに基づいた利用者の状態、解決すべき課題とその要因、リハビリテーションの目標、実施期間、リハビリテーションの具体的な内容、リハビリテーションの提供頻度、提供時間、リハビリテーション提供中の具体的な対応等を説明すること。

ロ 利用者又はその家族の同意が得られたことを記録すること。

ハ 説明した内容や説明時に生じた疑義等について、説明した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は速やかに事業所の医師へ報告し、必要に応じて適切に対応すること。

③ リハビリテーション会議の開催頻度

リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーションにおいてはおおむね3月に1回、指定通所リハビリテーションにおいては、利用者の同意を得てから6月以内はおおむね1月に1回、6月超後はおお

むね3月に1回、リハビリテーション会議の開催を通して、進歩状況を確認し、見直しを行うこと。

ただし、指定通所リハビリテーションを実施する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーションを実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業所並びに当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよいこととする。

④ 介護支援専門員に対するリハビリテーションの観点からの情報提供

リハビリテーションに対する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行う場合には、1(1)③ホの内容に加え、以下の内容を盛り込むことが望ましい。

- ・ 利用者や家族の活動や参加に関する希望及び将来利用を希望する社会参加に資する取組
- ・ 利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力等の日常生活能力並びにその能力の改善の可能性
- ・ 利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及び留意点
- ・ 家屋等の環境調整の可能性及び家具や調理器具等の生活用具の工夫
- ・ その他リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容

⑤ 指定訪問介護等の居宅サービスの従事者助言

事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーション会議により協議した内容等を考慮し、助言する対象者を適切に判断し、助言すること。

イ 指定訪問介護等の居宅サービスの従事者助言

居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護等の居宅サービスの従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従事者に対し、利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力、それらの能力の改善の可能性、生活環境に応じた日常生活上の留意点並びに介護の工夫等の情報について助言指導を行うこと。

ロ 家族への助言

利用者の居宅を訪問し、その家族に対して、利用者の基本的動作能

- 力、応用的動作能力及び社会適応能力、その能力の改善の可能性、生活環境に応じた日常生活上の留意点並びに介護の工夫等の情報について助言指導を行うこと。
- (6) リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理
リハビリテーションマネジメントの徹底を図るため、別紙様式2-4「リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票」を活用して、SPDCAサイクルの工程管理を行うこと。
- (7) その他
指定通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算(A)においては、利用者の状態の悪化等の理由から指定通所リハビリテーションのサービスの利用がない月においても、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族、介護支援専門員にリハビリテーション及び専用症候群を予防する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点等について助言を行った場合は算定できるものであること。その場合、助言を行った内容の要点を診療記録に記載すること。
- (3) リハビリテーションマネジメント加算(B)イの算定に関する
リハビリテーションマネジメント加算(B)イにおけるリハビリテーションは、リハビリテーション会議の開催を通じて、多職種の協働による継続的なリハビリテーションの質の管理に加え、退院(所)後間もない者や新たに要介護認定等を受けた者の生活の不安に対して、健康状態、生活の見通し及びリハビリテーション計画の内容等を事業所の医師が、利用者又は家族に説明することを評価したものである。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号)を参照されたい。
- ① リハビリテーション会議の開催
リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、
(2)①を参照されたい。
- ② リハビリテーション計画の利用者又はその家族への説明
リハビリテーション計画の作成に関与した医師が、利用者又はその家族に対して、リハビリテーション計画の内容について、リハビリテーション会議等で説明し、同意を得ること。
なお、医師がやむを得ない理由によりリハビリテーション会議を欠席した場合は、リハビリテーション会議以外の機会を通して、利用者又はその家族に対して、当該計画を説明し、同意を得ること。
- ③ リハビリテーション会議の開催頻度

- リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、
(2)③を参照されたい。
- ④ 介護支援専門員に対するリハビリテーションの観点からの情報提供
リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、
(2)④を参照されたい。
- ⑤ 指定訪問介護等の居宅サービスの従事者又は家族に対する助言
リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、
(2)⑤を参照されたい。
- ⑥ リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理
リハビリテーションマネジメントと同様であるため、
(2)⑥を参照されたい。
- ⑦ その他
リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、
(2)⑦を参照されたい。なお、リハビリテーションマネジメント加算(A)イはリハビリテーションマネジメント加算(B)イと読み替えられたい。
- (4) リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ又は(B)ロの算定に関して
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ又は(B)ロ又は(B)ロは、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又は(B)イの要件に加え、「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)」(以下「LIFE」という。)を用いて厚生労働省に情報を提出し、提出情報及びフィードバック情報を活用し、SPDCAサイクルにより、ケアの質の向上を図ることを評価したものである。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号)を参照されたい。

2 別紙様式の記載要領

- (1) 別紙様式2-1(興味・関心チェックシート)
利用者が日常生活上実際にしていること、実際にしてはないがしてみたいと思っていること、してみたいまでは思わないものの興味があると思っていることについて、利用者の記入又は聞き取りにより作成すること。
- (2) 別紙様式2-2-1、別紙様式2-2-2(リハビリテーション計画書)
- ① 本人の希望及び家族の希望
② 本人の希望については、別紙様式2-1で把握した、利用者がしてみ

たい又は興味があると答えた内容を考慮して、利用者に確認の上、したい又はできるようになりたい生活の希望等を該当欄に記載すること。
家族の希望に関しては、利用者の家族が利用者に関する特に自立してほしいと思つている生活内容又は今後の生活で送つてほしいと希望する内容に該当する項目を具体的に確認した上で、該当箇所に記載すること。

② 健康状態、経過

原因疾患、当該疾患の発症日・受傷日、直近の入院日、直近の退院日、手術がある場合は手術日と術式等の治療経過、合併疾患の有無とそのコントロールの状況等、これまでのリハビリテーションの実施状況（プログラムの実施内容、頻度、量等）を該当箇所に記載すること。

③ 心身機能・構造

心身機能の障害（筋力低下、麻痺、感覺機能障害、関節可動域制限、摂食嚥下障害、失語症・構音障害、褥瘡、疼痛、精神行動障害（B P S D）の有無について、現在の状況の欄に記載すること。

心身機能の障害があつた場合には、現在の状況と活動への支障の有無について該当箇所にチェックすること。なお、該当項目に無い項目に開じて障害を認める場合は、特記事項に記載すること。

移動能力については、6分間歩行試験又はTimed up & Go Test (T U G) を選択し、客観的測定値を記入するとともに、将来の見込みについて該当箇所にチェックすること。

認知機能については、MMSE (Mini Mental State Examination) 又はHDS-R (改定長谷川式簡易知能評価スケール) を選択し、その得点を記入するとともに、将来の見込みについて該当箇所にチェックすること。

服薬管理の状況については、現在の状況及び将来の見込みを該当箇所にチェックすること。

コミュニケーションの状況については、現在の状況を記載するところに、将来の見込みを該当箇所にチェックすること。

④ 活動の状況

現在の状況については「している」状況を該当箇所にチェックすること。また、評点については、リハビリテーション計画の見直しごとに、以下の通り、各活動の状況の評価を行い記入すること。

- イ 基本動作 居宅を想定しつつ、基本動作（寝返り、起き上がり、座位保持、立

ち上がり、立位保持）の状況を評価し、該当箇所にリハビリテーション開始時点及び現在の状況について記載すること。
ロ 活動（A D L）（Barthel Indexを活用）
下記を参考に現在「している」状況について評価を行い、リハビリテーション開始時点及び現在の状況について該当箇所に記載すること。

	動作	選択肢
1 食事	10 自立 5一部介助 0全介助	
2 イスとベッド間の移乗	15 自立 10監視下 5一部介助 0全介助	
3 整容	5自立 0一部介助又は全介助	
4 トイレ動作	10自立 5一部介助又は全介助	
5 入浴	5自立 0一部介助又は全介助	
6 平地歩行	15自立 10歩行器等 5車椅子操作が可能 0その他	
7 階段昇降	10自立 5一部介助 0全介助	
8 更衣	10自立 5一部介助 0全介助	
9 排便コントロール	10自立 5一部介助 0全介助	
10 排尿コントロール	10自立 5一部介助 0全介助	

⑤ リハビリテーションの目標、方針、本人・家族への生活指導の内容、実施上の留意点、リハビリテーションの見通し・継続理由、終了の目安と時期

目標は長期目標と短期目標（今後3か月間）を、方針については今後3か月間として、該当箇所に記載すること。本人・家族への生活指導の内容を、自主トレーニングの内容と併せて記載すること。

リハビリテーション実施上の留意点について、リハビリテーション開始前・訓練中の留意事項、運動負荷の強度と量等を該当箇所に記載すること。終了の日安・時期について、おおよその時期を記載すること。また、事業所の医師が利用者に対して3月以上のリハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーションの継続利用が必要な理由、その他介護サービスの併用と移行の見通しをリハビリテーションの見通し・継続理由に記載すること。

⑥ 特記事項

①から⑤の項目以外に記入すべき事項があつた場合は、特記事項に記載すること。
⑦ 環境因子

6	買物（自分で運んだり、購入すること）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
7	外出（映画、観劇、食事、酒飲み、会合などに出かけること）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
8	屋外歩行（散歩、買い物、外出等のために少なくとも15分以上歩くこと）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
9	趣味（テレビは含めない）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
10	交通手段の利用（タクシー含む）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
11	旅行	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
12	庭仕事（草曳き、水撒き、庭掃除） ※ベランダ等の作業も含む	0 していない 1 時々している 2 定期的にしている 3 定期的にしている。必要があれば掘り起し、植え替え等の作業もしている
13	家や車の手入れ	0 していない、 1 電球の取替・ねじ止めなど 2 ペンキ塗り・模様替え・洗車 3 2の他、家の修理や車の整備

家族、福祉用具等、住環境、自宅周辺の環境、利用者が利用できる交通機関の有無、その他のサービスの利用について、課題があつた場合に該当箇所にチェックする。あわせて、福祉用具と住環境については調整の状況及び調整状況についても該当箇所にチェックする。なお、具体的に記載すべき課題がある場合は備考に記入すること。

⑧ 社会参加の状況

過去と現在の参加の状況（家庭内での役割や余暇活動、社会活動及び地域活動への参加等）を聞き取り、また当該取組みを今後継続する意向があるかどうか確認すること。さらに、サービス利用終了後の生活に関して、利用者及びその家族と共有するために、指定通所リハビリテーション利用終了後に利用を希望する社会参加等の取組に関する聞き取りること。

⑨ 活動（IADL）(Frenchay Activity Index を活用)

下記を参考に現在「している」状況について評価を行い、リハビリーション開始時点及び現在の状況を該当箇所にその得点を記載する。

項目	選択肢	
1	食事の用意（買い物は含まない）	0 していない 1 まれにしている 2 時々（週に1～2回） 3 週に3回以上している
2	食事の片づけ	0 していない 1 まれにしている 2 時々（週に1～2回） 3 週に3回以上している
3	洗濯	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
4	掃除や整頓（等や掃除機を使った清掃や身の回りの整理整頓など）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
5	力仕事（布団の上げ下げ、雑巾で床を拭く、家具の移動や荷物の運搬など）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している

14	読書（新聞・週刊誌・パンフレット類は含めない）	0 読んでいない 1 まれに 2 月に1回程度 3 月に2回以上
15	仕事（収入のあるものの、ボランティアは含まない）	0 していない 1 週間に1～9時間間 2 週間に10～29時間 3 週間に30時間以上

- (10) 「活動」と「参加」に影響を及ぼす課題の要因分析
能力及び生活機能の障害と、それらの予後予測を踏まえて、本人が希望する活動と参加において重要な高い課題、活動と参加に影響を及ぼす機能障害の課題と機能障害以外の要因を分析し、簡潔にまとめた上で記載すること。
- (11) リハビリテーションサービス
リハビリテーションの提供計画については、(10)で分析した課題について優先順位をつけ、その順位に沿って、目標（解決すべき課題）、目標達成までの期間、具体的な支援内容、サービス提供の予定頻度、及び時間について記載すること。
- 具体的な支援内容については、リハビリテーション会議を通して検討し、利用者又はその家族が合意した提供内容について記載すること。また、利用者の家族や居宅サービス計画に位置付けられている他の居宅サービスの担当者と、利用者の居宅に訪問する場合、その助言内容についても、あらかじめ分かかる範囲で記載すること。さらに、居宅や通所施設以外でリハビリテーションを実施する場合には、あらかじめその目的、内容、場所についても記載すること。
- (12) 情報提供先
リハビリテーション計画書は、介護支援専門員や計画的な医学的管理を行っている医師、居宅サービス計画に位置付けられている居宅サービスの担当者と、その写しを共有すること。また、当該計画に関する事項について情報提供をした場合は、該当の情報提供先にチェックをすること。
- (3) 別紙様式2-3 (リハビリテーション会議録)
- ① リハビリテーション会議の開催日、開催場所、開催回数を明確に記載すること。
② 会議出席者の所属（職種）や氏名を記載すること。
③ リハビリテーションの支援方針（サービス提供終了後の生活に関する事項を含む。）、リハビリテーションの内容、各サービス間の協働の内
- (4) 別紙様式2-4 (リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票)
- ① サービス開始時における情報収集
事業者は、介護支援専門員より居宅サービス計画の総合的援助の方針や解決すべき具体的な課題及び目標について情報を入手すること。
また、事業所とは別の医療機関において計画的な医学的管理を行っている医師がいる場合は、適宜、これまでの医療提供の状況についての情報を入手すること。
入手した場合は該当箇所にチェックすること。
- ② リハビリテーション会議の開催によるリハビリテーション計画書の作成
リハビリテーション会議を開催した場合は、参加者に○をつけるとともに、開催日付を記載すること。
- ③ リハビリテーション計画の利用者・家族への説明
リハビリテーション計画の説明を実施し、利用者から同意が得られた場合、該当箇所にチェックをすること。
なお、説明後に利用者又はその家族からリハビリテーション計画の変更又は当該計画に関する意見があつた場合は、その旨を記載し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
イ リハビリテーションマネジメント加算(A)又はロを算定している場合にあっては、計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるリハビリテーション計画の利用者・家族への説明の欄に記載すること。
- ロ リハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の利用者・家族への説明の欄に記載すること。
- ④ リハビリテーション計画書に基づくリハビリテーションの提供
リハビリテーションプログラムの内容について検討し、実施した内容について、該当箇所にチェックをすること。
- ⑤ リハビリテーション会議の実施と計画の見直し
リハビリテーション会議を開催し、計画の見直しを行った場合、その実施日を記入すること。
- ⑥ 訪問介護の事業その他の居宅サービス事業に係る従業者に対する日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報伝達
指定訪問介護又はその他の居宅サービスの担当者に対し、リハビリ

- テーションの観点から、日常生活上の留意点及び介護の工夫等の助言を行った場合、その実施日を記入すること。
- ⑦ 居宅を訪問して行う介護の工夫に関する指導・助言等の実施利用者の居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導・助言等を実施した場合、その実施日を記入すること。
- ⑧ サービスを終了する1ヶ月以内のリハビリテーション会議の開催サービス終了する1ヶ月以内にリハビリテーション会議を実施した場合は、該箇所にチェックを行い、参加者に○をつけること。
- ⑨ 終了時の情報提供終了時、リハビリテーションの情報を提供した場合は、その提供者の該箇所にチェックをすること。
- ⑩ プロセス管理表の保管プロセス管理表は、利用者ごとにリハビリテーション計画書と一緒に保管すること。

3 リハビリテーションマネジメントに関する主な加算

- (1) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算について
心身機能、活動及び参加の維持又は回復を図るために当たって、認知症高齢者の状態によりきめ細かく配慮し、より効果的なりハビリテーションの提供を促進するため、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を設けた。
- ① 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1)の算定に関する留意事項通知で示している内容を踏まえ、適切に行うこと。
- ② 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)の算定について
留意事項通知である認知症短期集中リハビリテーション加算(II)を算定する場合は、利用者の認知症の状態に対し、支援内容や利用回数が妥当かどうかを確認し、適切に提供することが必要であることから1月に1回はモニタリングを行い、通所リハビリテーション計画を見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、同意を得ることが望ましい。

ロ 別紙様式2-1を活用し、利用者がしている、してみたい、興味がある生活行為を把握し、見当識や記憶などの認知機能や実際の生活環境を評価し、アセスメント後に、当該生活行為で確実に自立できる行為を目標とする。

ハ 目標を達成するために何を目的に、どんな実施内容をどのように

するのか(たとえば、個別で又は集団で)をできる限り分かりやすく記載する。

ニ 通所での訓練内容について、その実施内容において望ましい提供頻度、時間を記載する。通所の頻度については、月4回以上実施することとしているが、利用者の見当識を考慮し、月8回以上の通所リハビリテーションの提供が望ましいものであり、その提供内容を記載すること。

ホ 目標の内容によつては、訓練した内容が実際の生活場面でできるようになつたかどうかを評価、確認するために、当該利用者の居宅において応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。その際にはその実施時期、及び何をするのかをリハビリテーション計画書に記載する。家族に指導する際に特に留意することがあつた場合、記載すること。

ヘ 居宅で評価する際には、利用者が実際に生活する場面で、失敗をしないで取り組めるよう、実施方法や環境にあらかじめ配慮し、実施すること。

ト リハビリテーションの内容を選定する際には、役割の創出や達成体験、利用者が得意とすることをプログラムとして提供するなど自己効力感を高める働きかけに留意すること。

③ 認知症短期集中リハビリテーション(II)の提供後引き続きリハビリテーションの提供を継続することができる。なお、この場合でも参加に向けた取組を促すこと。

(2) 生活行為向上リハビリテーション実施加算について
活動の観点から、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、加齢等により低下した利用者の活動の向上を図るためにリハビリテーションの提供を評価するため、生活行為向上リハビリテーション実施加算を設けた。

なお、活動と参加の観点からは、居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する指定訪問リハビリテーションを提供することも重要である。

① 生活行為向上リハビリテーション実施加算の考え方
生活行為とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいう。生活行為向上リハビリテーションは、加齢や疾病等により生活機能の一つである活動するための機能が低下した症候群により生活機能が低下し、医師がリハビリテーショ

ンの提供が必要であると判断した者に対し、起居や歩行、排泄、入浴などのADL、調理、買い物、趣味活動などの生活行為の内容の充実を図るため、その能力の向上について別紙様式2-5を作成し、その介入方法及び介入頻度、時間等生活行為の能力の向上に資するプログラムを作成、計画的に実施するものである。

② 生活行為向上リハビリテーションを実施する上の留意事項

イ 目標達成後に自宅での自主的な取組や介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業や一般介護予防事業、地域のカルチャーカフェや通いの場、通所介護などに移行することを目指し、6ヶ月間を利用限度に集中的に行うこと。

ロ 個人の活動として行う排泄するための行為、入浴するための行為、調理するための行為、買い物をするための行為、趣味活動など具体的な生活行為の自立を目標に、心身機能、活動、参加に対し段階的に実施する6ヶ月間のリハビリテーション内容を別紙様式2-5にあらかじめ定めた上で、実施すること。

ハ (介護予防) 通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居住を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。

ニ 生活行為向上リハビリテーション実施計画は、専門的な知識や経験のある作業療法士又は生活行為向上リハビリテーションに関する研修を受けた理学療法士、言語聴覚士が立案、作成すること。

ホ 事業所の医師が、おおむね月ごとに開催されるリハビリテーション会議で、生活行為向上リハビリテーション実施計画の進捗状況について報告することが望ましく、評価に基づく利用者の能力の回復状況、適宜適切に達成の水準やプログラムの内容について見直しを行い、目標が効果的に達成されるよう、利用者又はその家族、構成員に説明すること。

また、生活行為向上リハビリテーションを提供する場合は、目標が達成する期限に向けて、計画の進捗の評価や利用者又はその家族に生活行為を行え能力の回復程度など状況の説明が重要であることから1月に1回はモニタリングを行い、別紙様式2-5を見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、同意を得ることが望ましい。

ヘ 当該リハビリテーションは、利用者と家族のプログラムへの積極的な参加が重要であることから、生活行為向上リハビリテーション

実施計画の立案に当たっては、利用者及びその家族に生活行為がうまくできない要因、課題を解決するために必要なプログラム、家での自主訓練を含め分かりやすく説明を行い、利用者及びその家族にプログラムの選択を促すよう配慮し進め、生活行為向上リハビリテーションについて主体的に取り組む意欲を引き出すこと。

ト 目標の達成期限の前1月以内には、リハビリテーション実施計画及びそれに基づき催し、生活行為向上リハビリテーションの成果、他のサービスへの移行に向け提供したリハビリテーションの成果、他のサービスへの移行に向けた支援計画を、利用者又はその家族、構成員に説明すること。

③ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の算定に関する

イ 生活行為のニーズの把握

別紙様式2-1を活用し、利用者がどのような生活行為をしてみたい、興味があると思っているのかを把握する。把握に当たっては、利用者の生活の意欲を高めるためにも、こういうことをしてみたい、という生活行為の目標を認識できるよう働きかけることも重要である。

ロ 生活行為に関する課題分析

a 利用者がしてみたいと思う生活行為で、一連の行為のどの部分が支障となつてうまくできないのかという要因をまず分析すること。例えば、トイレ行為であれば、畳に座つている姿勢、立ち上がり、トイレに行く、下着の脱衣、便座に座る動作、排泄、後始末、下着の着衣、元の場所に戻る、畳に座る等の一連の行為を分析し、そのどこがうまくできていないのかを確認すること。

b うまくできない行為の要因ごとに、利用者の基本的動作能力(心身機能)、応用的動作能力(活動)、社会適応能力(参加)どの能力を高めることで生活行為の自立が図られるのかを検討すること。

基本的動作能力については、起居や歩行などの基本的動作を直接的に通所にて訓練を行い、併せて居宅での環境の中で1人でも安全に実行できるかを評価すること。

応用的動作能力については、生活行為そのものの技能向上させる反復練習、新たな生活行為の技能の習得練習などを通して、通所で直接的に能力を高める他、住環境や生活で用いる調理器具などの生活道具、家具など生活環境について工夫すること等についても検討すること。通所で獲得した生活行為が居宅でも実行できても検討すること。

るよう訪問し、具体的な実践を通して評価を行い、実際の生活の場面でできるよう、支援すること。また、利用者が家庭での役割を獲得できるよう、家族とよく相談し、調整すること。
社会適応能力については、通所の場面だけでなく、居宅に訪問し家庭環境（家の中での環境）への適応状況の評価、利用者が利用する店での買い物や銀行、公共交通機関の利用などの生活環境への適応練習、地域の行事や趣味の教室などへの参加をするための練習をするなど、利用者が1人で実施できるようになることを念頭に指導すること。

c 利用者の能力だけではなく、利用者を取り巻く家族や地域の人々、サービス提供者に対しても、利用者の生活行為の能力について説明を行い、理解を得て、適切な支援が得られるよう配慮すること。

ハ 別紙様式2-5（生活行為向上リハビリテーション実施計画）の記載

a 利用者が、してみたいと思う生活行為に関して、最も効果的なリハビリテーションの内容（以下「プログラム」という。）を選択し、おむね6ヶ月間で実施する内容を中心機能、活動、参加のアプローチの段階ごとに記載すること。

b プログラムについては、専門職が支援することの他、本人が取り組む自主訓練の内容についても併せて記載すること。また、プログラムごとに、おおむねの実施時間、実施者及び実施場所について、記載すること。

c 支援の頻度は、リハビリテーションを開始してから3月間までの通所を主体とする通所訓練期はおおむね週2回以上、その後目標を達成する6ヶ月間の期限まで、終了後の生活を視野に入れ、訪問等組み合わせて訓練をする社会適応期はおおむね週1回以上訓練を行うこと。

d プログラムの実施に当たっては、訪問で把握した生活行為や動作上の問題を事業所内外の設備を利用し練習する場合には、あらかじめ計画上に書き込むこと。

e 通所で獲得した生活行為については、いつ頃を日安に、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の実際の生活の場面で評価を行うのか、もあらかじめ記載すること。

f 終了後の利用者の生活をイメージし、引き続き生活機能が維持できるよう地域の通いの場などの社会資源の利用する練習などに

ついてもあらかじめプログラムに組み込むこと。
ニ 生活行為向上リハビリテーションの実施結果報告
計画実施期間の達成1ヵ月前には、リハビリテーション会議を開催し、別紙様式2-5に支援の結果を記入し、本人及び家族、構成員に支援の経過及び結果を報告すること。

また、リハビリテーション会議にサービスの提供終了後に利用するサービス等の担当者にも参加を依頼し、サービスの提供終了後も継続して実施するとよい事柄について申し送ることが望ましい。

ホ その他

生活行為向上リハビリテーションを行うために必要な家事用設備、各種日常生活活動訓練用具などが備えられることが望ましい。
ヘ 要介護認定等の更新又は区分の変更に伴う算定期数の取扱い、要介護認定等の更新又は区分の変更により、要介護状態区分から要支援状態区分又は要支援状態区分から要介護状態区分となつた利用者に対して、生活行為向上リハビリテーションの提供を継続する場合には、算定期数を通算するものとする。

なお、作成した生活行為向上リハビリテーション実施計画を活用することは差し支えないが、利用者の心身の状況等を鑑み、適時適切に計画は見直すこと。

(3) 移行支援加算について
利用者に対する適時・適切なリハビリテーションの提供を評価するため、移行支援加算を設けた。

① 移行支援加算の考え方

イ 移行支援加算は、指定通所介護事業所等へのスマートな移行ができるよう、リハビリテーション計画を基に、リハビリテーションを提供し、その結果、利用者のADLとIADLが向上し、指定通所介護等の他のサービス等に移行できるなど、質の高いリハビリテーションを提供しているリハビリテーションを提供する事業所の体制を評価するものである。

ロ 指定通所介護等への移行とは、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション（指定通所リハビリテーションの場合にあっては、指定通所リハビリテーション間及び指定介護予防通所リハビリテーション間の移行は除く。）や指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防・日応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防・日

常生活支援総合事業における通所事業や一般介護予防事業、居宅における家庭での役割を担うこと、就労であること。

ハ 入院、介護保険施設への入所、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定老人福祉施設、指定訪問リハビリテーションは移行としては想定していないこと。

② 移行支援加算の算定に関する事項

移行支援加算は、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間（各年1月1日から12月31日までの期間をいう。）において、利用者の指定通所介護事業所等への移行割合が一定以上となつた場合等に、当該評価対象期間の翌年度における指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの提供につき加算を行うものである。

イ 算定方法

以下の両方の条件を満たしていること。

a 指定通所介護事業所等への移行状況

$$\frac{\text{指定通所リハビリテーション事業所で実施した者}}{\text{評価対象期間中にサービス提供を終了した者}} > 5\%$$

（指定通所リハビリテーション事業所の場合 3%）

b リハビリテーションの利用状況

$$\frac{\text{平均利用延月数}}{12 \text{月}} > 25\%$$

※ 平均利用延月数の考え方

$$\frac{\text{評価対象期間の利用者延月数}}{\text{評価対象期間の有無の評価}} = \frac{\text{新規利用者数} + \text{新規終了者数}}{2}$$

ロ 移行後の継続の有無の評価

評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、リハビリテーションの提供を終了した者の状況を電話等により、リハビリテーションの提供を改善していることを確認し、記録すること。

ハ 移行先の事業所へのリハビリテーション計画書の提供
「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供

供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、別紙様式2-2-1及び2-2-2のリハビリテーション計画書等の情報を、利用者の同意の上で指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ提供すること。
なお、移行先の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、別紙様式2-2-1及び2-2-2の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等を抜粋したものと提供することとで情報提供としてよい。

III 介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおけるリハビリテーションマネジメントの実務等について

1 リハビリテーションマネジメントの実務等について

(1) リハビリテーションマネジメントは医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、管理栄養士、歯科衛生士、介護支援専門員、支援相談員その他の職種（以下「関連スタッフ」という。）が協働して行うものである。

(2) 各施設等の管理者は、リハビリテーションマネジメントの実務等（情報収集、アセスメント・評価、カンファレンスの支援、計画の作成、説明・同意、サービス終了前のカンファレンスの実施、サービス終了時の情報提供等）をあらかじめ定める。

(2) リハビリテーションマネジメントの実務

① サービス開始時における情報収集について
関連スタッフは、サービス開始時までに適切なりハビリテーションを実施するための情報を収集するものとする。情報の収集に当たっては主治の医師から診療情報の提供、担当介護支援専門員等からケアマネジメントに関わる情報の提供を文書で受け取ることが望ましい。な

お、これらの文書は別紙様式2-6、2-7の様式例を参照の上、作成する。

- ② サービス開始時におけるアセスメント・評価、計画、説明・同意について
関連スタッフ毎にアセスメントとそれに基づく評価を行い、多職種協働でサービス開始時カンファレンスを開催し、速やかにリハビリーション実施計画原案を作成する。リハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。

また、リハビリテーション実施計画原案に関しては、ウ③に掲げるリハビリテーション実施計画書の様式又はこれを簡略化した様式を用いるものとする。なお、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第14条若しくは第50条において準用する第14条、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第15条若しくは第50条において準用する第15条、又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号）第17条若しくは第54条において準用する第17条において作成することとされている各計画の中に、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもつてリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。

- ③ サービス開始後2週間以内のアセスメント・評価、計画、説明・同意について
リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、サービス開始から概ね2週間以内に以下のイからへまでの項目を実施する。

イ アセスメント・評価の実施

関連スタッフ毎に別紙様式2-8を参照としたアセスメントを実施し、それにに基づく評価を行う。

ロ リハビリテーションカンファレンスの実施
関連スタッフによってリハビリテーションカンファレンスを開催し、目標、到達時期、具体的アプローチ、プログラム等を含む実施計画について検討する。リハビリテーションカンファレンスには、状況に応じて利用者やその家族の参加を求めることが望ましい。
目標の設定に際しては利用者の希望や心身の状況等に基づき、当

該利用者が自立した尊厳ある日常生活を送る上で特に重要なとを考えられるものとし、その目標を利用者、家族及び関連スタッフが共にするることとする。目標、プログラム等の設定に当たっては施設及び居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）と協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。

ハ リハビリテーション実施計画書の作成
リハビリテーションカンファレンスを経て、リハビリテーション実施計画書の作成する。リハビリテーション実施計画書の作成に当たっては、別紙様式2-9の様式を用いて作成する。なお、リハビリテーション実施計画原案を作成した場合はリハビリテーション実施計画書を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画書の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画書に代えることができるものとする。なお、別紙様式2-2-1及び2-2-2を用いてリハビリテーション実施計画書を作成することも差し支えないものとする。

リハビリテーション実施計画書は、ケアプランと協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。施設サービスにおいてはリハビリテーション実施計画を作成していれば、ケアプランのうちリハビリテーションに關し重複する部分については省略しても差し支えない。

ニ 利用者又は家族への説明と同意

リハビリテーション実施計画の内容については利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る。その際、リハビリテーション実施計画書の写しを交付することとする。

ホ 指示と実施

関連スタッフは、医師の指示に基づきリハビリテーション実施計画書に沿つたりハビリテーションの提供を行う。リハビリテーションをより有効なものとする観点からは、専門職種によるリハビリテーションの提供のみならず、リハビリテーションによる情報伝達（日常生活上の留意点、介護の工夫等）や連携を図り、家族、看護職員、介護職員等による日常生活への働きかけを行う。
介護老人保健施設サービス費（I）の介護老人保健施設サービス費（i）又は（ii）を算定すべき介護老人保健施設の医師は、リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は

言語聴覚士に対して、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。指示の内容については、利用者の状態の変化に応じ、適宜変更すること。

ヘ イから今までの過程は概ね3か月毎に繰り返し、内容に関して見直すこととする。また、利用者の心身の状態変化等により、必要と認められる場合は速やかに見直すこととする。

管理及び関連スタッフは、これらのプロセスを繰り返し行うことによる継続的なサービスの質の向上に努める。

④ サービス終了時の情報提供について

サービス終了前に、関連スタッフによるリハビリテーションカンファレンスを行う。その際、担当の介護支援専門員や居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求め、必要な情報を提供する。

ロ サービス終了時には居宅介護支援事業所の介護支援専門員や主治医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行う。その際、主治の医師に対しては、診療情報の提供、担当介護支援専門員等に対してはケアマネジメントに関する情報の提供を文書で行う。なお、これらの文書は別紙様式2-6の様式例を参照の上、作成する(ただし、これら文書は、リハビリテーション実施計画書、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50条において準用する第9条、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第15条若しくは第50条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれを記載する場合は、その記載をもつて経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができる)とする。

- 第3 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について
- 1 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの実務等について
- (1) 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの提供体制
- ア 栄養ケア・マネジメントは、ケアマネジメントの一環として、個人に最適な栄養ケアを行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。
- イ 事業所は、管理栄養士(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所

計画の変更の必要性を判断すること。また、食事の観察を行った日付と食事の調整や食事環境の整備等を実施した場合の対応を記録すること。

イ 低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者との者に対する食事の観察の際に、あわせて食事の状況を適宜把握すること。問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共通し、栄養ケア計画の変更の必要性を判断すること。

- (2) 退所(院)時の対応
- イ 低栄養状態のリスクが高リスク及び中リスクに該当する者が退所し、居宅での生活に移行する場合は、入所(院)者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。また、他の介護保険施設や医療機関に入所(院)する場合は、入所(院)中の栄養管理に関する情報(必要栄養量、食事摂取量、喫下調整食の必要性(嚥下食コード)、食事上の留意事項等)を入所(院)先に提供すること。

4 経口移行加算等について

経口移行加算に係る経口移行計画及び経口維持計画については、別紙様式4-2の様式例を参照の上、栄養ケア計画と一体的に作成する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条において適用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条若しくは第50条において適用する第14条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第15条若しくは第50条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれを記載する場合は、その記載をもつて経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができる)とする。

- 第5 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- 1 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの実務等について

- (1) 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの提供体制
- ア 栄養ケア・マネジメントは、ケアマネジメントの一環として、個人に最適な栄養ケアを行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。
- イ 事業所は、管理栄養士(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所

- に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携を含む。以下この項において同じ。）と主治の医師、歯科医師、看護師及び居宅介護支援専門員（その他の職種（以下「関連職種」という。））が行う体制を整備すること。
- ウ 事業所における栄養ケア・マネジメントに関する手順（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等）をあらかじめ定める。
- エ 管理栄養士は、利用者に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行う。
- オ 事業所は、栄養ケア・マネジメント体制にに関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。
- ② 栄養ケア・マネジメントの実務
- ア 利用開始における栄養スクリーニング
- 管理栄養士は、利用者の利用開始時に、関連職種と共同して、低栄養状態のリスクを把握する（以下「栄養スクリーニング」という。）。なお、栄養スクリーニングの結果は、別紙様式5-1の様式例を参照の上、記録する。
- イ 栄養アセスメントの実施
- 管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、利用者毎に解決すべき課題を把握する（以下「栄養アセスメント」という。）。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙様式5-1の様式例を参照の上、作成する。栄養アセスメント加算を算定する場合は、栄養アセスメントの結果（低栄養状態のリスク、解決すべき栄養管理上の課題の有無等）を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食相談、情報提供等を行うこと。利用者の解決すべき栄養管理上の課題を的確に把握し、適切な栄養改善サービスにつなげることを目的としているため、利用者全員に継続的に実施することが望ましい。利用者又はその家族への説明に当たっては、LIFEにおける利用者カードハック票を活用すること。
- ウ 栄養ケア計画の作成
- ① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、利用者のi) 栄養補給（補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、慢性的な疾患に対する対応、食事の形態等食事の提供に関する事項等）、

- ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共にして、別紙様式5-2の様式例を参照の上栄養ケア計画を作成する。その際、必要に応じ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士の助言を参考すること。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第99条若しくは第115条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第27条、第52条若しくは第179条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第125条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第42条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。
- ② 管理栄養士は、作成した栄養ケア計画原案については、関連職種と調整を図り、サービス担当者会議に事業所を通じて報告し、栄養ケア計画原案を報告し、関連職種との話し合いのもと、栄養ケア計画を完成させる。栄養ケア計画の内容を、居宅サービス計画に適切に反映させる。
- ③ 管理栄養士は、利用者の主治の医師の指示・指導が必要な場合には、利用者の主治の医師の指示・指導を受けなければならない。
- エ 利用者及び家族への説明
- 管理栄養士は、サービス提供に際して、栄養ケア計画を利用者又は家族に説明し、サービス提供に関する同意を得る。
- オ 栄養ケアの実施
- ① 管理栄養士と関連職種は、主治の医師の指示・指導が必要な場合には、その指導等に基づき栄養ケア計画に基づいたサービスの提供を行う。
- ② 管理栄養士は、通所サービスでの食事の提供に当たっては、給食業務の実際の責任者としての役割を担う者（管理栄養士、栄養士、調理師等）に対して、栄養ケア計画に基づいて個別に対応した食事の提供ができるように説明及び指導する。なお、給食業務を委託している場合においては、委託業者の管理栄養士等との連携を図る。
- ③ 管理栄養士は、栄養ケア計画に基づいて、栄養食事相談を実施する。

居宅における食事の状況を開き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。

④ 管理栄養士は、関連職種に対して、栄養ケア計画に基づいて説明、指導及び助言を行う。

⑤ 管理栄養士は、関連職種と共同して食事摂取状況や食事に関するインシデント・アクシデントの事例等の把握を行う。

⑥ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録内容、栄養補給（食事等）の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条若しくは第119条において準用する第19条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条、第61条若しくは第182条において準用する第3条の18、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援的な方法に関する基準第123条において準用する第49条の13、若しくは第237条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための支援の方法に関する基準第21条に規定するサービスの提供の記録において管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。

カ 実施上の問題点の把握

管理栄養士又は関連職種は、栄養ケア計画の変更が必要となる状況を適宜把握する。栄養ケア計画の変更が必要になる状況が確認された場合には、管理栄養士は対応する関連の職種へ報告するとともに計画の変更を行う。

キ モニタリングの実施

モニタリングは、栄養ケア計画に基づいて、低栄養状態の低リスク者は三か月毎、低栄養状態の高リスク及び栄養補給法の移行の必要性がある者の場合には、2週間毎等適宜行う。ただし、低栄養状態の低リスク者も含め、体重は1か月毎に測定する。

② 管理栄養士又は関連職種は、長期目標の達成度、体重等の栄養状態

の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行ふとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙様式5-1の様式例を参照の上、作成する。

- ③ 低栄養状態のリスクの把握やモニタリング結果は、3か月毎に事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員等へ情報を提供する。
- ク 再栄養スクリーニングの実施
- 管理栄養士は関連職種と連携して、低栄養状態のおそれのある者の把握を三か月毎に実施する。
- ケ 栄養ケア計画の変更及び終了時の説明等
- 栄養ケア計画の変更が必要な場合には、管理栄養士は、居宅介護支援専門員に、栄養ケア計画の変更を提案し、サービス担当者会議等において計画の変更を行う。計画の変更については、利用者又は家族へ説明し同意を得る。
- また、利用者の終了時には、総合的な評価を行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、必要に応じて居宅介護支援専門員や関係機関との連携を図る。

2 管理栄養士の居宅療養管理指導の実務について

管理栄養士の居宅療養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙様式5-1、5-2の様式例を準用する。ただし、当該指導に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の様式を利用して差し支えない。

第6 口腔・栄養スクリーニング加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について

1 口腔・栄養スクリーニングの基本的考え方

平成30年度介護報酬改定において、通所系サービスにおける栄養状態のスクリーニングを行う栄養スクリーニング加算が新設された。令和3年度介護報酬改定において、口腔の健康状態のスクリーニングを併せて実施する口腔・栄養スクリーニング加算として評価する見直しを行つた。

口腔・栄養スクリーニングは、事業所において、口腔の健康状態及び栄養状態についての簡単な評価を継続的に実施することにより、利用者の状態に応じて必要な医療や口腔機能向上サービス、栄養改善サービス等の提供に繋げるとともに、当該事業所の従業者の口腔・栄養に関する意識の向上を図ることを目的とするものである。

例えば、噛む力が弱まると食事量が減ることで、必要なエネルギーやたんぱく質等の栄養素が不足し、低栄養のリスクが高まるなど、口腔の健康状態と栄養状態は密接に関わっていることから、口腔の健康状態のスクリーニングと栄養状態のスクリーニングは一体的に実施すべきものである。

2 口腔・栄養スクリーニングの実務等について

(1) 口腔・栄養スクリーニングの実施体制

ア 口腔・栄養スクリーニングは、ケアマネジメントの一環として、介護職員等が、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握することが望ましい。

イ 事業所における口腔・栄養スクリーニングに関する手順をあらかじめ定めること。また、効率的・効果的にスクリーニングを実施するため、口腔の健康状態のスクリーニングと栄養状態のスクリーニングは一連的に実施することが望ましい。

ウ 事業所は、口腔・栄養スクリーニングの実施体制を評価し、効率的・効果的に実施できるよう改善すべき課題を整理・分析し、継続的な見直しに努めること。

エ 利用者が複数の通所事業所等を利用する場合は、口腔・栄養スクリーニングを行う事業所を、利用者又は家族の希望も踏まえてサービス担当者会議等で検討した上で、介護支援専門員が決定することとし、原則として、当該事業所が継続的にスクリーニングを実施すること。

(2) 口腔・栄養スクリーニングの実務

① スクリーニングの実施

介護職員等は、利用者のサービス利用開始時又は事業所における口腔・栄養スクリーニング加算の算定開始時に、別紙様式6を用いてスクリーニングを行うこと。

② スクリーニング結果の情報提供等

介護職員等は、各利用者のスクリーニング結果を、当該利用者を担当する介護支援専門員に別紙様式6を参考に文書等で情報提供すること。

また、口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合又は低栄養状態の利用者については、かかりつけ医又はかかりつけ歯科医への受診状況を利用者又はその家族等に確認し、必要に応じて受診を促すとともに、当該利用者を担当する介護支援専門員に対して、口腔機能向上サービス又は栄養改善サービスの提供を検討するよう依頼すること。

③ 再スクリーニングの実施

介護職員等は、再スクリーニングを6か月毎に実施するとともに、前回実施した際の結果と併せて②に従い介護支援専門員に情報提供等を行うこと。これらを継続的に実施することにより、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の維持・向上に努めること。

第7 口腔衛生の管理体制に関する基本的考え方及びに事務処理手順例及び様式例の提示について

1 口腔衛生の管理体制の基本的な考え方

口腔衛生の管理体制は、ケアマネジメントの一環として、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）及び関連職種の共同により、口腔衛生に係る課題把握・改善を行い、入所者に適した口腔清掃等を継続的に行うための体制をいう。

歯・口腔の健康の保持・増進を図ることは、自立した質の高い生活を営む上で重要であり、介護保険施設における口腔衛生等の管理は、利用者の口腔の健康状態に応じた効率的・効果的な口腔清掃等が行われるだけでなく、摂食・嚥下機能の維持・向上、栄養状態の改善等にもつながるものである。

口腔衛生の管理について、平成21年に口腔機能維持管理加算が新設、平成27年に口腔衛生管理体制加算に名称変更され、介護保険施設の入所者に対する計画的な口腔ケア・マネジメントを行なうことができるよう、歯科医師等が日常的な口腔清掃等のケアに係る技術的指導・助言を行う場合の評価を行ってきた。

令和3年度介護報酬改定において、全ての施設系サービスにおいて口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた丁寧な口腔衛生の管理を更に充実させる観点から、施設系サービスにおける口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うこととした。歯科医師等に技術的指導・助言を受ける体制を整備していない介護保険施設においては、都市区歯科医師会等と連携を図りながら、施設における口腔衛生の管理体制の整備を進められたい。

2 口腔衛生の管理体制の整備にかかる実務について

(1) 口腔衛生管理体制計画の立案

歯科医師等は、介護保険施設における口腔清掃等の実態の把握、介護職員からの相談等を踏まえ、当該施設の実情に応じ、口腔衛生の管理に係る技術的助言・指導を行うこと。

- (5) 介護職員の口腔清掃に対する知識・技術の習得、安全確保
- 口腔清掃は、正しい知識をもつて行わない場合、歯や粘膜を傷つけるだけでなく、食物残渣や唾液等の誤嚥による肺炎を引き起こすおそれもあるため、歯科医師等から口腔清掃の用具の使用方法の指導を受けすることは重要である。
- また、口腔清掃に携わらない職員についても、口腔衛生、口腔機能の維持・向上、誤嚥性肺炎等について理解を深めることは重要である。
- なお、歯科医師等が単独で介護職員への研修会等を開催することが困難な場合は、都道府県や都道府県歯科医師会等で実施されている介護職員向けの研修を紹介することでも差し支えない。
- (6) 食事環境をはじめとした日常生活における環境整備
- 介護職員は、歯科医師等に入所者の口腔機能等に応じた食事の提供、食形態等について必要に応じて相談し、食事環境等の整備に努めること。
- (7) 歯科医師等からの技術的助言・指導と計画の見直し
- 介護職員は、口腔清掃等を含めた施設における課題や疑問等を、適宜、歯科医師等に相談する。
- 歯科医師等は、概ね6か月毎に、施設における口腔清掃の実態、介護職員からの相談等を踏まえ、当該施設の実情に応じた口腔衛生管理体制計画に係る技術的助言・指導を行うこと。
- 介護職員は、当該技術的助言・指導を踏まえ、口腔衛生管理体制計画の見直しを行い、口腔衛生の管理体制の充実を図ること。

- 第8 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例について
- 1 口腔機能向上サービスの実務等について
- (1) 通所サービスにおける口腔機能向上サービスの提供体制
- ア 口腔機能向上サービスの提供体制は、ケアマネジメントの一環として、個々人に最適な実地指導を行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。
- イ 事業所は、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（以下「サービス担当者」という。）と介護職員、生活相談員その他の職種の者等（以下「関連職種」という。）が共同した口腔機能向上サービスを行いう体制を整備する。
- ウ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービスに関する手順（スクリーニング・アセスメント、口腔機能改善管理指導計画、サービス実施、モニタリング等）をあらかじめ定める。

- (5) 介護職員の口腔清掃との連絡調整を行う。
- オ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービス体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的なサービス提供内容の改善に努める。
- (2) 口腔機能向上サービスの実務
- ア スクリーニング・アセスメントの実施
- サービス担当者は、利用開始時においては、利用者毎に口腔衛生、摂食・嚥下機能等に明示する解決すべき課題の確認・把握を行う。解決すべき課題の確認・把握の実施にあたっては、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。
- (6) 様式例における解決すべき課題の確認・把握に係る項目について、事業所の実状にあわせて項目を追加することについては差し支えない。ただし、項目の追加に当たっては、利用者等の過剰な負担となぬよう十分配慮しなければならない。
- イ 口腔機能改善管理指導計画の作成
- ① サービス担当者は、スクリーニング・アセスメントに対しサービス担当者と関連職種が共同して取り組むべき事項等について記載した口腔機能改善管理指導計画を作成する。なお、この作成には、別紙様式8の様式例を参考の上、作成することとし、必要に応じて理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の助言を参考にする。ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第99条、第115条若しくは第184条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第27条、第40条の9、第52条、第77条、第98条、第119条若しくは第179条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第125条若しくは第247条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第42条、第66条若しくは第87条において作成することとされている各計画の中に、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。
- ② サービス担当者は、作成した口腔機能改善管理指導計画について、関連職種と調整を図り、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画にも適切に反映させる。
- ③ 介護予防通所介護又は通所介護において行われる口腔機能向上サ

- サービスの場合、サービス担当者は、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心・身の状況等に応じ、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師の指示・指導が必要と判断される場合は、サービス担当者は、主治の医師又は主治の歯科医師の指示・指導を受けること。
- ④ 介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーションにおいて行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、医師又は歯科医師の指示・指導が必要であり、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導を受けなければならない。
- 利用者又はその家族への説明
- サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に際して、口腔機能改善管理指導計画を利用者又はその家族に説明し、口腔機能向上サービスの提供に関する同意を得る。医師又は歯科医師は、サービス担当者への指示・指導が必要な場合、口腔機能改善管理指導計画の実施に当たり、その計画内容、利用者又はその家族の同意等を確認する。
- エ 口腔機能向上サービスの実施
- ① サービス担当者と関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔機能向上サービスの提供を行う。
 - ② サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づいて、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する実地指導を実施する。
 - ③ サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に当たっては、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心・身の状況等に応じ、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導が必要と考えられる場合、サービス担当者は、主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導を受けなければならぬ。また、関連職種に対して、口腔機能改善管理指導計画に基づいて個別又は集団に対応した口腔機能向上サービスの提供ができるようには指導及び助言等を行う。
- ④ サービス担当者は、関連職種と共同して口腔機能向上サービスに関するインシデント・アクシデント事例等の把握を行う。
- ⑤ サービス担当者は、口腔機能向上サービス提供の主な経過を記録する。記録の内容は、実施日、サービス提供者氏名及び職種、指導の内容（口腔清掃、口腔清掃に関する指導、音声・言語機能に関する指導、音声・言語機能に関する指導）について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条若しくは第119条において準用する第19条若しくは第181条、指定

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条、第40条の16、第61条、第88条若しくは第182条において準用する第3条の18、第95条若しくは第116条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第123条において準用する第49条の13若しくは第237条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第21条、第64条において準用する第21条若しくは第75条に規定するサービスの提供の記録においてサービス担当者が口腔機能向上サービス提供の経過を記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費又は口腔機能向上加算の算定のために口腔機能向上サービスの提供の経過を記録する必要はないものとすること。

オ 実施上の問題点の把握

サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づき、利用者の目標の達成状況、口腔衛生、口腔機能の改善状況等を適宜把握する。改善状況に係る記録は、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。口腔機能改善管理指導計画の変更が必要になる状況が疑われる場合には、口腔機能改善管理指導計画の変更を検討する。

カ モニタリングの実施

- ① サービス担当者は、目標の達成状況、口腔衛生、摂食・嚥下機能等の改善状況等を宣モニタリングし、評価を行うとともに、サービスの見直し事項を含めた、口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。
 - ② モニタリングは、口腔機能改善管理指導計画の変更を検討する。
- キ 再把握の実施
- サービス担当者は、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する解決すべき課題の把握を3か月毎に実施し、事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等へ情報を提供する。なお、この把握には、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。
- 介護支援専門員又は介護予防支援事業者等は、情報提供を受け、サービス担当者と連携して、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関するリスクにかかわらず、把握を3か月毎に実施する。

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書（通所系）

ク 口腔機能向上サービスの継続及び終了時の説明等
サービス担当者は、総合的な評価を行い、口腔機能向上サービスの継続又は終了の場合には、その結果を利用者又はその家族に説明するとともに、利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等に継続又は終了の情報を提供し、サービスを継続又は終了する。サービスの継続又は終了については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。

評価の結果、改善等により終了する場合は、関連職種や居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所との連携を図る。また、評価において医療が必要であると考えられる場合は、主治の医師又は主治の歯科医師、介護支援専門員若しくは介護予防支援事業者並びに関係機関（他の居宅サービス事業所等）との連携を図る。

2 歯科衛生士等の居宅療養管理指導の実務等について
居宅療養管理指導にかかる口腔機能スクリーニング、口腔機能アセスメント、管理指導計画、モニタリング、評価等については、原則として、別紙様式8の様式例を参考の上、作成する。ただし、別紙様式8の様式例によらない場合であっても、個々の利用者の口腔衛生、摂食・嚥下機能等に着目した居宅療養管理指導が適切に行われており、当該指導に必要とされる事項が記載されている場合にあっては、別の様式を利用して差し支えない。

氏名：			股	サービス開始日： 年 月 日																														
作成者：	リハ	栄養	初回作成日： 年 月 日																															
利用者及び家族の意向			作成(変更)日： 年 月 日																															
			説明日 年 月 日																															
				説明者																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">リハビリテーション・個別機能訓練</th> <th colspan="2">栄養</th> <th>口腔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">解決すべき課題(ニーズ)</td> <td>低栄養状態のリスク(□低 □中 □高)</td> <td>口腔衛生状態のリスク(□口臭 □中 □高)</td> <td>□口腔衛生状態(□口臭、□舌苔) □歯周病の状態(□食こごえ、□舌の動きが悪い、 □歯(う蝕、修復物)、 □歯周病、口腔粘膜(潰瘍等)、 □音声・言語機能に関する疾患の可能性 □その他()) 【記入者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>長期目標・期間</td> <td>(活動) (参加)</td> <td>(心身機能)</td> <td>(心身機能)</td> <td>□口腔衛生(□維持、□改善()) □摂食・嚥下機能(□維持、□改善()) □食形態(□維持、□改善()) □音声・言語機能(□維持、□改善()) □誤嚥性肺炎の予防 □その他() 【記入者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>短期目標・期間</td> <td>(活動) (参加)</td> <td>(心身機能)</td> <td>(心身機能)</td> <td>□摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 □口腔清潔、口腔清潔に関する指導 □音声・言語機能に関する指導 □その他() 【サービス提供者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>具体的なケア内容</td> <td>担当職種： 頻度：週 回、時間： 分／回</td> <td>担当職種： 頻度：週 回、時間： 分／回</td> <td>担当職種： 頻度：週 回</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/>リハビリテーション・マネジメント加算(A) イ <input type="checkbox"/>リハビリテーション・マネジメント加算(A) ロ <input type="checkbox"/>リハビリテーション・マネジメント加算(B) イ <input type="checkbox"/>リハビリテーション・マネジメント加算(B) ロ <input type="checkbox"/>個別機能訓練加算(I) <input type="checkbox"/>個別機能訓練加算(I) <input type="checkbox"/>口腔・栄養スクリーニング加算 <input type="checkbox"/>栄養アセスメント加算 <input type="checkbox"/>栄養改善加算 <input type="checkbox"/>口腔機能向上加算(II) <input type="checkbox"/>口腔機能向上加算(II) </td> </tr> </tbody> </table>					リハビリテーション・個別機能訓練		栄養		口腔	解決すべき課題(ニーズ)		低栄養状態のリスク(□低 □中 □高)	口腔衛生状態のリスク(□口臭 □中 □高)	□口腔衛生状態(□口臭、□舌苔) □歯周病の状態(□食こごえ、□舌の動きが悪い、 □歯(う蝕、修復物)、 □歯周病、口腔粘膜(潰瘍等)、 □音声・言語機能に関する疾患の可能性 □その他()) 【記入者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士	長期目標・期間	(活動) (参加)	(心身機能)	(心身機能)	□口腔衛生(□維持、□改善()) □摂食・嚥下機能(□維持、□改善()) □食形態(□維持、□改善()) □音声・言語機能(□維持、□改善()) □誤嚥性肺炎の予防 □その他() 【記入者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士	短期目標・期間	(活動) (参加)	(心身機能)	(心身機能)	□摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 □口腔清潔、口腔清潔に関する指導 □音声・言語機能に関する指導 □その他() 【サービス提供者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士	具体的なケア内容	担当職種： 頻度：週 回、時間： 分／回	担当職種： 頻度：週 回、時間： 分／回	担当職種： 頻度：週 回		<input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(A) イ <input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(A) ロ <input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(B) イ <input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(B) ロ <input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算(I) <input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算(I) <input type="checkbox"/> 口腔・栄養スクリーニング加算 <input type="checkbox"/> 栄養アセスメント加算 <input type="checkbox"/> 栄養改善加算 <input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算(II) <input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算(II)				
リハビリテーション・個別機能訓練		栄養		口腔																														
解決すべき課題(ニーズ)		低栄養状態のリスク(□低 □中 □高)	口腔衛生状態のリスク(□口臭 □中 □高)	□口腔衛生状態(□口臭、□舌苔) □歯周病の状態(□食こごえ、□舌の動きが悪い、 □歯(う蝕、修復物)、 □歯周病、口腔粘膜(潰瘍等)、 □音声・言語機能に関する疾患の可能性 □その他()) 【記入者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士																														
長期目標・期間	(活動) (参加)	(心身機能)	(心身機能)	□口腔衛生(□維持、□改善()) □摂食・嚥下機能(□維持、□改善()) □食形態(□維持、□改善()) □音声・言語機能(□維持、□改善()) □誤嚥性肺炎の予防 □その他() 【記入者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士																														
短期目標・期間	(活動) (参加)	(心身機能)	(心身機能)	□摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 □口腔清潔、口腔清潔に関する指導 □音声・言語機能に関する指導 □その他() 【サービス提供者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士																														
具体的なケア内容	担当職種： 頻度：週 回、時間： 分／回	担当職種： 頻度：週 回、時間： 分／回	担当職種： 頻度：週 回																															
<input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(A) イ <input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(A) ロ <input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(B) イ <input type="checkbox"/> リハビリテーション・マネジメント加算(B) ロ <input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算(I) <input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算(I) <input type="checkbox"/> 口腔・栄養スクリーニング加算 <input type="checkbox"/> 栄養アセスメント加算 <input type="checkbox"/> 栄養改善加算 <input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算(II) <input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算(II)																																		

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書（通所系）

例書記

氏名：	○○ ○○			般	サービス開始日：	×年 7月 10日
	作成者：	リハ ○○ ○○ (PT)	栄養 ○○ ○○(RD)	口腔 ○○ ○○(DH)	初回作成日：	×年 7月 19日
利用者及び家族の意向				作成(変更)日：	年 月 日	説明日 ○○ ○○ ○○ ○○
	①落ちた筋力を取り戻したい。(ご本人)					
	②負担なく調理可能な栄養のあるメニューを教えてほしい。(ご家族) ③口腔体操等でいつまでもはんをおいしく食べたい。(ご本人・ご家族)					

THE JOURNAL OF CLIMATE

リハビリテーション・個別機能訓練	栄養	口腔
・フレイルに伴う下肢筋力低下 ・低栄養（体重減少） ・もともと胖体カールに所属し再開を希望 解解決すべき課題 (ニーズ)	低栄養状態のリスク（□低 □中 ■高） ・外出機会が減り、半年で約6kg体重減少（-10.8%/6ヶ月） ・週3日の通所利用日以外は、生活が不規則で欠食も多い ・家では、妻が食事の準備をしているが、夫は便食で、妻自身も体力が落ちてきているため、便日付問題が色々	■口腔衛生状態（□口臭、□歯の汚れ、■歯垢の汚れ、□舌苔） ■口腔機能の状況（□食べこぼし、□舌の動きが悪い （口蓋裂等）、■せき、■歯周病等）、 ■歯周病、■修復物装置等）、■義歯（義歯等）、 ■音声、言語機能に関する疾患の可能性 ■その他の（ ） 【記入者】 □看護職員 □歯科衛生士 □言語聴覚士
（心身機能） ・下肢筋力の向上 （活動） ・杖を用いて屋外歩行自立 （運動量の確保） ・日常生活動作（ADL） ・日常生活動作（ADL）	（心身機能） ・下肢筋力の向上 （活動） ・杖を用いて屋外歩行自立 （運動量の確保） ・日常生活動作（ADL） ・日常生活動作（ADL）	■口腔衛生（□維持、■改善（月2回、歯科 専門による口腔清掃及び口腔清掃指導） ■年会、時々歯科） ■歩行問題（「歩行」 「歩行」）

【6ヶ月】 (口腔体操を実施)
月日目 (参加)

・非指向サクルへ復帰する	(心身機能) ・下肢筋力の向上 (活動)	・毎日3食おいしい食べ物で、日中は身体を動かし、規則正しい生活を送る ・妻の負担にも配慮し、簡単で嗜好に合ったパンのよい食事をとり体重を3kg増やす ・介助者と会話が可能	■食形態（■維持、□改善（ ）） □音声・言語機能（□維持、□改善（ ）） ■誤嚥性肺炎の予防 ■その他の（移食装置器、進行したう蝕の深い あり、受診勧奨）
			【計画立案者】 □看護職員 ■歯科衛生士 □言語聴覚士
短期目標 期間	・杖を用いて室外歩行が見守りで可能 ・日中の活動量の向上、自主トレの定着 (参加)	【3か月】	■摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 ■口腔清掃、口腔清潔に関する指導 □音声・言語機能に関する指導 □その他
			・スクワット等の筋力増強訓練（負荷量について は医療従事者が応じて調整） ・屋内外の歩行訓練（歩行補助具の検討）、応 用歩行訓練（階段、障害物）

・リハビリを行う日は、栄養補助食品（分岐鎖ケアマスク）

担当職種：理容師法士、 期間：X年7月～ 頻度：週3回、時間：40分／回	アミノ酸）を追加する 担当職種： 管理栄養士 期間： X年7月～ 、 頻度： 月2回	【サービス提供者】 □看護職員 ■歯科衛生士 □言語聴覚士
		□リハビリテーションマネジメント加算（A）イ □リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ □リハビリテーションマネジメント加算（B）イ ■リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ

한국에서는 1990년대 초반에 첫 번째 헌법재판소 판례로 인정되었고, 이후에는 여러 판례를 통해 확장되어 왔습니다.

興味・関心チェックシート

氏名(ふりがな)		実施年月日			令和 年 月 日			
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 大正	<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日	生まれ	歳
生年月日		<input type="checkbox"/> 明治	<input type="checkbox"/> 大正	<input type="checkbox"/> 昭和				
かかりつけ歯科医		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし					
入れ歯の使用		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし					
食形態等		<input type="checkbox"/> 経口摂取 [□] 常食、 <input type="checkbox"/> 嚥下調整食(<input type="checkbox"/> 4、 <input type="checkbox"/> 3、 <input type="checkbox"/> 2-2、 <input type="checkbox"/> 2-1、 <input type="checkbox"/> 0t、 <input type="checkbox"/> 0j))、 <input type="checkbox"/> 経腸栄養、 <input type="checkbox"/> 静脈栄養						
誤嚥性肺炎の発症・罹患		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	(発症日：令和 年 月 日)				
※嚥下調整食分類、誤嚥性肺炎の発症等について把握するよう努めることとともに、6ヶ月以内の状況について記載すること。								

1 実施記録

サービス提供者	<input type="checkbox"/> 看護職員、 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士、 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士
口腔清掃、口腔清掃に関する指導	<input type="checkbox"/> 実施
摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導	<input type="checkbox"/> 実施
音声・言語機能に関する指導	<input type="checkbox"/> 実施
その他()	

2 その他特記事項

生活行為	してみたい						
自分でトイレへ行く							
一人でお風呂に入る							
自分で服を着る							
自分で食べる							
歯磨きをする							
身だしなみを整える							
好きなどに眠る							
掃除・整理整頓							
料理を作る							
買い物							
家や庭の手入れ・世話							
洗濯・洗濯物たたみ							
自転車・車の運転							
電車・バスでの外出							
係・子供の世話							
動物の世話							
友達とおしゃべり・遊び							
家族・親戚との団らん							
デート・異性との交流							
居酒屋に行く							
ボランティア							
地域活動 (町内会・老人クラブ)							
お参り・宗教活動							
その他()							
その他()							

事業所番号	リハビリテーション計画書	<input type="checkbox"/> 入院	<input type="checkbox"/> 外来	<input type="checkbox"/> 口腔内	<input type="checkbox"/> 計画作成日：令和 性別： <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	口要介護
氏名：	誕生日：	年	月	日	<input type="checkbox"/> 支援	<input type="checkbox"/> その他の従事者（ 担当）
リハビリテーション担当医：	患者の名前(姓)は入にしてほしい生年月日、性別が記入できます					

原疾患名：	発症日・受傷日：	年	月	日	直近の入院日：	年	月	日	直近の退院日：	年	月	日
治療経過（手術がある場合は手術日・術式等）：												
合併疾患・コトロール状態（高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等）：												
これまでのリハビリテーションの実績状況（プログラムの実施内容、頻度、量等）：												

■リハビリテーションの長期目標 (心身機能)	■リハビリテーションの長期目標 (活動)	■本へ家族への生活指導の内容(自主トレ指導含む)	利用者ご家族への説明: 令和 年 月 日
(活動)	(参加)		
(参加)			
■リハビリテーションの方針(令後3ヶ月間)	■リハビリテーションの方針(令後3ヶ月間)	■リハビリテーションの終了時期: (終了の目安となる時期) ヶ月後	
■リハビリテーション実施上の留意点 (筋肉・筋膜・副腎中の留置導管、運動強度、負荷量等)			
■リハビリテーションの見通し・懸念理由			

別紙様式2-3

リハビリテーション会議録（訪問・通所リハビリテーション）

利用者氏名_____

作成年月日 年 月 日

開催日

年 月 日

開催場所

開催時間

:

~

:

開催回数

会議出席者	所属(職種)	氏 名	所属(職種)	氏 名
リハビリテーションの支援方針				
リハビリテーションの内容				
各サービス間の提供に当たって共有すべき事項				
利用者又は家族構成員不参加理由	<input type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> 家族() <input type="checkbox"/> サービス担当者() <input type="checkbox"/> サービス担当者())
次回の開催予定と検討事項				

別紙様式2-4

リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票

利用者氏名_____

殿

作成年月日

年 月 日

チェック	プロセス	参加者及び内容	備考
<input type="checkbox"/>	サービス開始時における情報収集	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員	
<input type="checkbox"/>	リハビリテーション会議の開催によるリハビリテーション計画書の作成	<input type="checkbox"/> 参加者(本人・家族・医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員 介護支援専門員・訪問介護・訪問看護・訪問リハ・通所介護・その他()) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)	
<input type="checkbox"/>	【リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)】 計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるリハビリテーション計画の利用者・家族への説明	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 変更・意見()	
<input type="checkbox"/>	【リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)】 医師によるリハビリテーション計画の利用者・家族への説明	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 変更・意見()	
<input checked="" type="checkbox"/>	リハビリテーション計画書に基づくりハビリテーションの提供	<input type="checkbox"/> リハビリテーションプログラムの内容 <input type="checkbox"/> □短期集中(個別リハ) <input type="checkbox"/> □生活行為向上リハ <input type="checkbox"/> □認知症短期集中リハⅡ <input type="checkbox"/> □理学療法 <input type="checkbox"/> □作業療法 <input type="checkbox"/> □言語聴覚療法 <input type="checkbox"/> □その他()	
<input type="checkbox"/>	リハビリテーション会議の実施と計画の見直し	<input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)	
<input type="checkbox"/>	訪問介護の事業その他の居宅サービス事業に係る従業者に対する日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報伝達	<input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他() <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)CM・CW・家族・その他()	
<input type="checkbox"/>	居宅を訪問して行う介護の工夫に関する指導・助言の実施	<input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)	
<input type="checkbox"/>	サービスを終了する1ヶ月以内のリハビリテーション会議の開催	<input type="checkbox"/> 参加者(本人・家族・医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員 介護支援専門員・訪問介護・訪問看護・訪問リハ・通所介護・その他()) <input type="checkbox"/> □(日付: - - -)	
<input type="checkbox"/>	終了時の情報提供	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> □その他()	

※CM:介護支援専門員 CW:指定訪問介護のサービス責任者

利用者氏名 般

本人の生活行為 の目標		
家族の目標		
実施期間	通所訓練期(～) 【通所頻度】	社会適応訓練期(～) 【通所頻度】
活動	プログラム	自己訓練
心身機能	プログラム	自己訓練
参加	プログラム	自己訓練

別紙様式2-6	別紙様式2-6
利用者氏名	担当医
科	令和 年 月 日
紹介先医療機関等名	紹介元医療機関等の所在地及び名称 電話番号
医師氏名	
患者氏名 患者住所 電話番号 生年月日 既往歴及び家族歴	性別 男・女 性別 男・女 年 明・大・昭・平 年 月 日(歳) 職業 紹介目的
既往歴及び家族歴	
症状経過、検査結果及び治療経過	
現在の処方	
要介護状態等区分: 要支援1 要支援2 経過の要介護 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 (有効期限: 年 月 日～年 月 日)	
障害高齢者の日常生活自立度(標たぎり度) : 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 認知症高齢者の日常生活自立度 : 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M	
日常生活活動(ADL)の状況該当するものに○	
移動 移動 排泄 排泄 着替 着替	自立 見守り 一部介助 全面介助 自立 見守り 一部介助 全面介助 自立 見守り 一部介助 全面介助 自立 見守り 一部介助 全面介助
食事 食事 入浴 入浴 整容 整容	自立 見守り 一部介助 全面介助 自立 見守り 一部介助 全面介助 自立 見守り 一部介助 全面介助
本人及び家族の要望	
現状の問題点・課題(今後予想されるリスク)	
備考	

備考
 1. 必要がある場合は該紙に記載して添付すること。
 2. 紹介が異なる場合は該紙に記載して添付すること。
 3. 紹介が異なる場合は、該紙に記載して添付すること。
 3. 紹介が異なる場合は、該紙に記載して添付すること。
 3. 紹介が異なる場合は、該紙に記載して添付すること。

記入例：通所リハビリーション→在宅

紹介先医療機関等：〇〇〇〇〇
担当医 ○○ 科 ○○ ○○
年月日 令和〇年〇月〇日 殿

紹介元医療機関等の所在地及び名称 〇〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

患者氏名	〇〇 〇〇	性別	男 <input checked="" type="radio"/>
患者住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	性別	男・女
生年月日	明治大昭平〇年〇月〇日(75歳)	職業	老練(元会社員)
既往歴(生活機能の低下の原因となった病名等)		紹介目的	通所リハビリーション終了にあたってのご報告
#1 美容性膝関節症(右側)	55歳～	#1	筋出ぬ(方筋出ぬ) (平成17年12月〇日)
#2 生活不活発症(左側)	(70歳～)	#2	筋出ぬ(方筋出ぬ)
#3 ①腰痛(右側)	(平成18年2月)	#3	筋出ぬ(右筋出ぬ)
②感冒による転倒(平成18年春)			
既往歴及び家族歴			
70歳ごろより近医にてある血圧症を指摘されるがため休診院にて治療が受けていた。その後、症状が安定したため、平成18年1月に急性期の右片麻痺を呈し、〇〇病院に入院。治療を終った。その後、自宅の浴室で転倒した。平成18年4月も施設に入所した。			
既往歴：高血圧、脳梗塞、心筋梗塞、心臓疾患、糖尿病			
家族歴：父、高血圧、心筋梗塞			
現在の処方			
〇〇〇〇〇			
要介護状態区分：要支援1 要支援2 経過的要介護 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 (有効期限：〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)			
障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)：自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2			
認知症高齢者の日常生活自立度：自立 I Ia II b III a III b IV M			
日常生活活動(ADL)の状況(該当するものに○)			
移動	<input checked="" type="radio"/> 見守り	一部介助	全面介助
排泄	<input checked="" type="radio"/> 見守り	一部介助	全面介助
着替	<input checked="" type="radio"/> 見守り	一部介助	全面介助
本人及び家族の要望			
本人：元のように歩車もして、外出もしたい。体の力をもとめたうだけなく町内会への貢献をしていく。 家族：平日は家事ができるくらいに元気にやって欲しい。(嫁が平日はパートに出るため)			
現状の問題点・課題(今後予想されるリスク)			
経済状況が悪化(次第に再び活動性が低下すること)			
個人：本人はお机用でリハビリーションを開始するまでは机に横つてはいけないと想い込んでいた。(但し、本人は机を使用して外をする方が良いとは十分に納得されていない様子である。)			

記入例：施設→在宅

紹介先医療機関等：〇〇〇〇〇	担当医 ○○ 科 ○○ ○○	年月日 令和〇年〇月〇日 殿	
紹介元医療機関等の所在地及び名称 〇〇〇〇〇	電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇	性別 男	
既往歴及び家族歴			
70歳ごろより近医にてある血圧症を指摘されるがため休診院にて治療が受けていた。その後、自宅の浴室で転倒した。平成18年1月も施設に入所した。			
既往歴：高血圧、脳梗塞、心筋梗塞、心臓疾患、糖尿病			
家族歴：父、高血圧、心筋梗塞			
現在の処方			
〇〇〇〇〇			
要介護状態区分：要支援1 要支援2 経過的要介護 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 (有効期限：〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)			
障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)：自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2			
認知症高齢者の日常生活自立度：自立 I Ia II b III a III b IV M			
日常生活活動(ADL)の状況(該当するものに○)			
移動	<input checked="" type="radio"/> 見守り	一部介助	全面介助
排泄	<input checked="" type="radio"/> 見守り	一部介助	全面介助
着替	<input checked="" type="radio"/> 見守り	一部介助	全面介助
本人及び家族の要望			
本人：元のように歩車もして、外出もしたい。体の力をもとめたうだけなく町内会への貢献をしていく。 家族：平日は家事ができるくらいに元気にやって欲しい。(嫁が平日はパートに出るため)			
現状の問題点・課題(今後予想されるリスク)			
経済状況が悪化(次第に再び活動性が低下すること)			
個人：本人はお机用でリハビリーションを開始するまでは机に横つてはいけないと想い込んでいた。(但し、本人は机を使用して外をする方が良いとは十分に納得されていない様子である。)			

- 備考 1. 必要がある場合は紙面に記載して添付すること。
2. 必要がない場合は「記載して添付すること」と記入。
3. 紹介者が保険医療機関以外である場合は、紹介の記録を添付すること。
4. 紹介者が保険医療機関である場合は、紹介の記録を添付すること。
5. 紹介者が保健所及び電話番号を必ず記入すること。
6. 紹介するごとに、かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

- 備考 1. 必要がある場合は紙面に記載して添付すること。
2. 必要がない場合は「記載して添付すること」と記入。
3. 紹介者が保険医療機関である場合は、紹介の記録を添付すること。
4. 紹介者が保健所及び電話番号を必ず記入すること。
5. 紹介するごとに、かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

ケアマネジメント連絡用紙

記入例：通所リハビリテーション→在宅

該当機関名 (依頼元機関)		依頼先機関等名	
居宅介護支援事業所 地域包括支援センター		訪問介護・リハビリテーション事業所 老人保健施設	
居宅介護支援事業所 地域包括支援センター		訪問介護・リハビリテーション事業所 老人保健施設	
居宅介護支援事業所 地域包括支援センター		訪問介護・リハビリテーション事業所 医療機関	
居宅介護支援事業所 老人保健施設		訪問介護・リハビリテーション事業所 医療機関	
担当者		般	
氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日(歳)	職業	性別 男・女
住所	要介護状態等区分: 要支援(1 ・ 2) 経過的要介護 要介護(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5) (有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)		
電話番号	要介認定情報 傷病名(生活機能の低下の原因となった傷病名等)		
	紹介目的		
目標とする生活(本人及び家族)			
現状の問題点・課題			
生活情報(生活歴、家族状況、生活環境等)において特記すべき事項)			
援助の経過(これまでの援助方針・援助の成果等及び生活機能の変化)			
リハビリテーションの観点から今後のサービス提供に期待すること			
備考			
依頼日	令和 年 月 日	担当者	
事業所		電話	
FAX			

2. サービス計画書、週間サービス、担当者会議録等を添付すること。

卷之三

生活情報（生活医 審査状況 生活環境等）において特記すべき事項

定期情報 (有効期間: 年月日～年月日)

殷担当者

地域包括支援センター

該當機關名

名聞機當該

ケアマネジメント連絡用紙

記入例：入所一在宅

別紙様式2-8 <リハビリテーションマネジメント>
アセスメント上の留意点

担当機関名 (依頼元機関) 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター	訪問リハビリテーション事業所 老人保健施設	通所リハビリテーション事業所 医療機関
担当者 OO OO	OOOOO	殿
依頼先機関等名 住所 電話番号	所在地介護支援事業所 郵便局	訪問リハビリテーション事業所 老人保健施設
認定情報 傷病名 症状	要介護度等区分、要支援度区分、有効期間 ○○○○年○月○日～○○○○年○月○日 傷病名、右耳疾患、右版面神経	経過の要介護度要介護（1・2） 現在の生活の発達の程度を把握してください 生活不活発度（床用症候群）
生活情報（生活履歴、家族状況、生活環境等において特記すべき事項） ※利用者基本情報（フェイストシート）と参照	○○○○ 生年月日 明大昭平〇〇年〇月〇日（88歳）職業 教師（元会社員） 性別 男・女 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	
現状の問題点・課題 備考	<p>日々の生活は順調であります。まだ疲労感があります。</p> <p>リハビリテーションの結果から今後のサービス提供に期待すること ・介護や看護を行うことは今はもう手に余っています。 ・一度に長い時間歩いたりせざり、自分の近くの歩行距離も自ら歩いています。 ・自分で会話をすることはできるようになります。（へ所中の自由時間にも行っています。）</p> <p>参考 1. 必要がある場合は紙に記載して添付すること。 2. ハビリテーションの結果から今後のサービス提供に期待すること。 ・一度に長い時間歩いたりせざり、自分の近くの歩行距離も自ら歩いています。 ・自分で会話をすることはできるようになります。（へ所中の自由時間にも行っています。）</p>	

<実施計画書1>		留意点
分類	リハビリテーション実施計画書項目	
健康状態 (原因疾患、発症・受傷日等)	特に生活機能低下の原因となった傷病を特定してください 疾病管理の方針（投薬内容を含む）を把握してください 症状のコントロール状態について把握してください	
健康状態 合併疾患・コントロール状態	リスク管理上留意すべき合併疾患はありますか 生活機能に影響する合併疾患はありますか 治療や使用薬剤が生活機能に及ぼす影響（副作用等）について把握してください 低栄養あるいは肥満や栄養の偏りの有無について把握してください 合併疾患等についての本人・家族の理解を把握してください	
健康状態 生活不活発度（床用症候群）	生活不活発の発生原因を特定してください 現在の生活の発達の程度を把握してください 生活不活発改善への方針を把握してください	
運動機能障害	麻痺（中枢性、末梢性）、筋力低下、不随意運動の有無について把握してください	
感觉機能障害	聽覚機能、視覚機能等の障害の程度を把握してください	
高次脳機能障害 拘縮	失行・失認、失語の有無を把握してください 記憶と認知の障害の有無を把握してください 高次脳機能障害の日常生活・社会活動への影響を把握してください 部位と運動制限の程度を把握してください	
心身機能	部位と程度を把握してください 痛みのコントロールの程度も把握してください	
現状の問題点・課題 備考	<p>現状の問題点・課題</p> <p>リハビリテーションの結果から今後のサービス提供に期待すること ・介護や看護を行うことは今はもう手に余っています。 ・一度に長い時間歩いたりせざり、自分の近くの歩行距離も自ら歩いています。 ・自分で会話をすることはできるようになります。（へ所中の自由時間にも行っています。）</p>	
参考 1. 必要がある場合は紙に記載して添付すること。 2. ハビリテーションの結果から今後のサービス提供に期待すること。 ・一度に長い時間歩いたりせざり、自分の近くの歩行距離も自ら歩いています。 ・自分で会話をすることはできるようになります。（へ所中の自由時間にも行っています。）	<p>依頼日 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>事業所 ○○○○○○ 担当者 ○○○○ 電話 ○○○○○○○○ FAX ○○○○○○○○</p>	

リハビリテーション実施計画書(1)

屋内移動	自宅と自宅以外の屋内(通所施設内、病院内、等)の違いにも注目して移動能力をアセスメントしてください
屋外移動	場所や床面の状況による違いにも注目してアセスメントしてください
食事	食品の形態によって食事動作に差があるか、箸やフォークの使用状況、瓶や缶あけができるかについて把握してください
排泄(昼)	トイレの様式による違いや立ち上がり動作や衣服の着脱についても注目してアセスメントしてください
日常生活活動	浴室内での移動、浴槽への出入りが可能かどうか、体を洗えるかどうかについて把握してください
入浴	周囲の人と意思の疎通が可能であるかどうか、困難である場合、とくに表出が困難か、理屈が困難かについて把握してください。コミュニケーション機能(手話やその他の手段(手話、非手話))にも注目して把握してください
コミュニケーション	コミュニケーション機能(手話やその他の手段(手話、非手話))にも注目して把握してください
家事	ゴミ捨て、植物の水やり等についても把握してください
外出	公共交通機関の利用、自動車の運転、自転車の運転が可能であるかどうか、把握してください
起居動作	寝返り 起き上り 座位 立ち上り 立位 摂食・嚥下
	それぞれの動作の実施環境による違いを把握してください 口腔機能の状態を把握し、口腔衛生、嚥食・嚥下機能に関する実地指導の必要性を判断してください
<実施計画書2>	
リハビリレーション 実施計画書項目	希望する背景や理由、その心理状況を把握してください 再アセスメントの際は前回との違いを明らかにしてください
ご本人 の希望	利用者にどうなつてほしいと家族が思っているのかを把握してください、 その希望の根柢や心の状況を把握してください 再アセスメントの際は前回との違いを明らかにしてください
ご家族 の希望	留意点

リハビリテーション実施計画書 (2)

二本人の希望(〇〇年〇月〇日)
一へて外出し(特に買い物)、他の会にもまた通いたい。
家事ができないようになります。

二家族の希望(〇年〇月〇日)
家事ができるくらいに元氣になって欲しい。

目標	内容
その人のよく生活するための手段	その人のよく生活するための手段
・日々の家事等を行う(懸念の高まらぬくからなる方法と工具)	・日々の家事等を行う(懸念の高まらぬくからなる方法と工具)

ご本人に行つてもうること、
他の痛みとともに、(全く)うつ病のやうな
心の痛みをもつておられます。(ください)
ご家族にお願いしたいこと
お母さんのお手で手当をする時は、筋肉の危険もあります。十分を見守りをしてください。
親類などの関係者で話をつけること
のうちは、必ず(いつも)上手に、(よく)うつ病のことを話す方法を一緒に工夫します。

前回計画書作成段階からの改善・変化等(月日)
これまでリハビリーションは行なわれておらず、上手な動作法の習得がなされていませんでした。上手にリハビリーションで、痛みの少ない歩行の方法や食事の取り方などを習得することです。上手に歩いていくと思われます。

担当者:	<input type="text"/> ○ ○ ○
●PT-ST:	<input type="checkbox"/> ○ ○ (理学療法士) <input type="checkbox"/> ○ ○ (理学療法士) <input type="checkbox"/> ○ ○ (作業療法士) <input type="checkbox"/> ○ ○ (
●介護士:	<input type="checkbox"/> ○ ○ (看護師) <input type="checkbox"/> ○ ○ (介護職員) <input type="checkbox"/> ○ ○ () .

ご本人へ、ご家族への説明と同意： ○ 年 ○ 月 ○ 日 説明者 : 〇〇〇〇
ご本人 : 〇〇〇〇 ご家族 : 〇〇〇〇

リバビリテーション実施計画書 (1)

栄養ケア・経口移行・経口維持計画書（施設）（様式例）

氏名：		入所(院)日：年月日	
作成者：		初回作成日：年月日	
利用者及び家族の意向		作成(変更)日：年月日	
解決すべき課題 (ニーズ)		説明日 年月日	
長期目標と期間			
分類	短期目標と期間	栄養ケアの具体的な内容(頻度、期間)	担当者
★フルダウン※			
特記事項			

※①栄養補給・食事、②栄養事相談、③経口移行の支援、④経口維持の支援、⑤多職種による課題の解決など
算定加算：□栄養マネジメント強化加算 □経口移行加算 □経口維持加算（□I □II） □療養食加算

栄養ケア提供経過記録

月 日	サービス提供項目
.....
.....
.....
.....

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5~29.9	18.5未満	1か月に5%以上
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3~5%未満 3か月に3~5%未満 6か月に5%以上	3か月に5%以上 6か月に10%以上
血アルミニン値	3.8g/dL以上	3.0~3.8g/dL	3.0g/dL未満
食事摂取量	75%以下	75%~100%	100%以上
栄養摂取法	経口栄養法 静脈栄養法	経口栄養法 静脈栄養法	経口栄養法 静脈栄養法
現状			

<低栄養状態のリスクの判断>
全の項目がともに「中リスク」で判断する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合、「中リスク」で判断する。
日々、食事摂取量、栄養補給法については、その量や個々の状態により、低栄養状態のリスクは異なることがある。
また、対象個々の直感や状態等に応じて判断し、「高リスク」と判断される場合もある。

榮養介了計畫書（通所・居宅）（様式例）

氏名：		初回作成日：年 月 日		年 月 日	
		作成(変更)日：年 月 日		年 月 日	
担当者：		医師の指示		□なし □あり (要点)	
利用者及び家族の意向		解決すべき課題		説明日 年 月 日	
栄養ケアの具体的な内容(頻度、期間)					
長期目標と期間		短期目標と期間		分類	
この期		この期		★ ブルダウン※	
※①栄養補給・食事、②栄養食事相談、③多職種による課題の解決など		特記事項		月 日	
※①栄養補給・食事、②栄養食事相談、③多職種による課題の解決など					

※①栄養補給・食事、②栄養食事相談、③多職種による課題の解決など

樂章ノア提供経済記録

「低米度のリスクの判断」>
全ての項目が低いリスクである場合には、「低リスク」と判断する。
全ての項目が高いリスクである場合には、「高リスク」と判断する。
中間的な場合は、その程度の危険性を評価する。
BMI、年齢、性別、喫煙歴等の個人情報と併せて、
医師の診断結果や検査結果等の専門的判断を参考して判断する。

口腔・栄養スクリーニング様式

氏名	ふりがな 要介護度・病名、 特記事項等	□男 □女	□明口大口昭	年	月	日生まれ	歳
記入者名 : 作成年月日: 年 月 日							
事業所内の歯科衛生士 □無 口有							
事業所内の管理栄養士・栄養士 □無 口有							

(参考) 口腔スクリーニング項目について

「硬いものを避け、柔らかいものばかり食べる」

歯を失うと肉や野菜等の摂取割合が減り、柔らかい麺類やパン等の摂取割合が増えることがあります。

「入れ歯を使っている」

入れ歯があわないと噛みにくく、発音しにくい等の問題がでてきます。
また、歯が少ないので入れ歯を使うといない場合には、口腔の問題だけでなく認知症や転倒のリスクが高まります。

「むせやすい」

飲み込む力が弱まると飲食の際にむせたり、飲み込みづらくなつて、食事が大変になります。誤嚥性肺炎のリスクも高まるることから口腔を清潔に保つことが重要です。

(参考) 低栄養状態のリスク分類について

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5～29.9	18.5未満	
体重減少率 (減少3%未満)	1か月に3～5%未満 3か月に3～7.5%未満 6か月に3～10%未満	1か月に5%以上 3か月に5%以上 6か月に10%以上	
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0～3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76～100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
褥瘡			

BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)
 身長147cm、体重38kgの利用者の場合、
 $38(\text{kg}) \div 1.47(\text{m}) \div 1.47(\text{m}) = 17.6$

※1 身長が測定出来ない場合は、空欄でも差し支えない。

※2 体重減少について、いずれかの評価でも差し支えない。(初回は評価不要)

※3 確認出来ない場合は、空欄でも差し支えない。

氏名(ふりがな)			
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治	<input type="checkbox"/> 大正	<input type="checkbox"/> 昭和
年 月	年	月	日生まれ
かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
入れ歯の使用	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
食形態等	<input type="checkbox"/> 昼口摂取 (□ 常食、□ 嘸下調整食 (□ 4、□ 3、□ 2-2、□ 2-1、□ 1j、□ 0t、□ 0j)) <input type="checkbox"/> 経腸栄養、 <input type="checkbox"/> 静脈栄養		
語嚥性肺炎の発症・罹患	<input type="checkbox"/> あり	発症日：令和 年 月 日)	
	<input type="checkbox"/> なし		

○なし

1.1 スクリーニング、アセスメント、モニタリング		令和 年 月 日
		記入者：
□ 頭	□ 眼	□ 記者職員 □ 歯科衛生士 □ 言語聽覚士
□ 口腔衛生状態	□ 歯の汚れ □ 痂歯の汚れ	□ あり、□ なし、□ 分からない
□ 生活機能の状態	□ 舌苔 □ 食べこぼし □ 口腔の動きが悪い □ せせらぎ	□ あり、□ なし、□ 分からない
□ 精神状態	□ うつ病 □ 修復物脱離等 □ 痢菌不適合等	□ あり、□ なし、□ 分からない
□ その他	□ 音声 □ 言語機能に関する疾患の可能性	□ その他 ()
特記事項		

言語聴覚士 サービス提供者	<p>看護職員、□歯科衛生士、□言語聴覚士</p> <p>口腔衛生（□維持、□改善（ □摂食・嚥下機能（□維持、□改善（ □食形態（□維持、□改善（ □音声・言語機能（□維持、□改善（ □誤嚥性肺炎の予防 □その他（ □摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 □口腔清掃、□腔内清掃に関する指導 □音声・言語機能に関する指導 □その他（</p>	実施内容
目次		

3 宗教司理

実施年月日	令和 年 月 日
サービス提供者	看護職員 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 □ 看護職員 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 □ 実施
口腔清掃、口腔清掃に関する指導 食事・喫下等の口腔機能に関する指導 音声・言語機能に関する指導	□ 実施
その他()	□ 実施

【関係ページを抜粋】

老認発 0316 第 4 号
老老発 0316 第 3 号
令和 3 年 3 月 16 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老人保健課長
(公 印 省 略)

通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が
一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び
様式例の提示について

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型
通所介護（以下「通所介護等」という。）については、「令和 3 年度介護報酬に関する審議報
告」（令和 2 年 12 月 23 日社会保障審議会介護給付費分科会（※））を踏まえ、感染症や災害
の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能
とする観点から、臨時的大利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応する
ための加算や、事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例を設けることによる評価を行なうこ
とにしました。

今般、当該加算や特例による評価の詳細について、別紙のとおりお示しますので、管内
市町村、サービス事業所等への周知をお願いします。また、今回の取扱いについて分かりや
くお伝えする観点や事務手続きの簡素化を図る観点から、参考資料（感染症又は災害の発
生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価）及び届出様式（例）を作成しましたので、
あわせてご確認ください。

（※）参考：「令和 3 年度介護報酬に関する審議報告」
（令和 2 年 12 月 23 日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

【Ⅱ ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応】
※★：介護予防
【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】
通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即し
た安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行なう。
ア 事業所規模別の報酬区分の決定はあたって、より小さな規模区分がある大規模型につい
て、前年度の平均延べ利用者数ではなく、感染症や災害の影響により延べ利用者数の減が生
じた月の実績を基礎とすることができる。
イ 通所介護等について、感染症や災害の影響により延べ利用者数の減が生じた月の実績が
前年度の平均延べ利用者数から一定割合以上減少している場合、一定期間、臨時的な利用者

の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための評価を行なう。
現下の新型コロナウイルス感染症の影響による一定割合以上の利用者減に対する適用に
あたっては、年度当初から即時的に対応を行なう。
イの評価の部分については、区分支給限度基準の算定に含めないこととする。

別紙

厚生労働省告示第128号)の別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の1のイ介護予防認知症対応型通所介護費(1)・ロ介護予防認知症対応型通所介護費(II)のいずれかによる単位数をいう。

ただし、利用者の数が利用定員を超える場合、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合、2時間以上3時間未満の通所介護を行なう場合には、減算後の単位数をいう。

- ただし、令和3年2月又は3月に利用延人員数の減少が生じた場合、前年度(令和元年度)の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月(令和2年2月又は3月)の利用延人員数のいずれか(以下「減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎」という。)と比較することにより、算定の判定を行うことができる。
- 利用延人員数の減少に対するための経営改善に時間を要するごとの他の特別の事情があると都道府県又は市町村(以下、「都道府県等」という。)が認めると、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限って延長が可能である。

- (1)(2)における事業所規模別の報酬区分は、利用延人員数の減少が生じた月(以下「減少月」という。)の区分によるものとする。
- 基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)や事業所規模別別の報酬区分の決定に係る特例(以下「規模区分の特例」という。)の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせする。なお、今般の新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる。

- (1)通所介護(通常規模型)、通所リハビリテーション(通常規模型)、地域密着型通所介護
- ・3%加算の算定を行なう。

- (2)通所介護(大規模型I、大規模型II)、通所リハビリテーション(大規模型I、大規模型II)
- ・3%加算の算定を行なう。

- 当該加算の算定要件及び当該特例の適用要件のいずれにも該当する事業所においては、規模区分の特例を適用することとする。

I 適用できる加算や特例の概要

- 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合における、提供するサービス別(通所介護・通所リハビリテーションの場合は、事業所規模別の報酬区分別)の評価方法は以下のとおりである。なお、以下(1)(2)における事業所規模別の報酬区分は、利用延人員数の減少が生じた月(以下「減少月」という。)の区分によるものとする。
- 基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)や事業所規模別別の報酬区分の決定に係る特例(以下「規模区分の特例」という。)の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせする。なお、今般の新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる。

- (1)通所介護(通常規模型)、通所リハビリテーション(通常規模型)、地域密着型通所介護
- ・3%加算の算定を行なう。

- (2)通所介護(大規模型I、大規模型II)、通所リハビリテーション(大規模型I、大規模型II)
- ・3%加算の算定を行なう。

- 当該加算の算定要件及び当該特例の適用要件のいずれにも該当する事業所においては、規模区分の特例を適用することとする。

II 3%加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件及び当該加算・特例の詳細

(1) 3%加算

- 減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数(以下「算定基礎」という。)から100分の5(以下「5%」と表記する。)以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬(※)の100分の3(以下「3%」と表記する。)に相当する単位数を加算する。
- (※)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)の別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の6のイ通常規模型通所介護費・ロ大規模型通所介護費(1)・ハ大規模型通所リハビリテーション費(II)、7のイ通常規模型リハビリテーション費・ロ大規模型通所リハビリテーション費(1)・ハ大規模型通所リハビリテーション費(II)、

- 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の2の2のイ地城密着型通所介護費、3のイ認知症対応型通所介護費(1)・ロ認知症対応型通所介護費(II)、「指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日

- 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定方法
- 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護・地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び介護用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に

に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)（以下「留意事項通知」という。）第2の7（4）及び（5）を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8（2）及び（8）を準用し算定する。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）の取扱いも留意事項通知によるものとする。

（4）3%加算を適用するにあたっての端数処理

- ・ 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、（3）に基づいて計算した値の小数第3位を四捨五入することとする。
- ・ 各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとする。
- ・ 3%加算の単位算定にあたっての端数処理は、留意事項通知第2の1通則を準用し、小数点以下四捨五入とする。

III 加算の算定及び特例の適用にあたっての届出

（1）3%加算

- ① 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所及び地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所において、II（1）に基づき、月の利用延人員数が減少しているか判定する。（なお、通所介護（大規模型I、大規模型II）、通所リハビリテーション（大規模型I、大規模型II）について、II（1）及び（2）に基づいて判定した結果、3%加算及び規模区分の特例のいずれにも該当する場合は、I（2）に基づき、規模区分の特例の適用を申請する。）
- ② ①の結果、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合（通所介護（大規模型I、大規模型II）、通所リハビリテーション（大規模型I、大規模型II）の場合は、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合であって、規模区分の特例の適用要件に該当しない場合）は、当該減少月の翌月15日（※）までに、都道府県等に加算算定の届出を行い、届出の翌月（加算適用開始月）から3月間加算を算定することができる。（ただし③により、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とする。）
- （※）例外として、減少月が令和3年2月である場合には、同年4月1日までに届出を行えば、同年4月サービス提供分より算定可能とする。

- ③ 当該加算算定の届出を行った事業所は、加算算定の届出を行った月から算定終了月まで、毎月利用延人員数を算出する。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していないかかった場合は、その旨を速やかに都道府県等に届け出ることとする。（届出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があるため、留意されたい。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はないが、監査時等自治体からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。）
- ④ 加算算定終了の前月においてもなお、算定基礎と比較して月の利用延人員数が5%以上減少している場合には、当該月の翌月15日までに、利用延人員数の減少に

- 対応するための経営改善に時間を要すること等の加算算定の延長を希望する理由を添えて、都道府県等に加算算定の延長の届出を行い、当該延長の届出の翌月から3月間加算算定の延長を行なうことが可能である。（ただし⑤により、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかつた場合は、当該月の翌月をもって算定終了とする。）
- ⑤ 加算算定の延長の届出を行った事業所は、加算算定延長の届出を行った月及びその後月について、各月の利用延人員数を算出する。各月の利用延人員数が算定基礎と比較し、5%以上減少していなかつた場合は、その旨を速やかに都道府県等に届け出ることとする。（届出を怠った場合は、加算延長に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行なう必要はないが、監査時等自治体からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。）

（2）規模区分の特例

- ① 通所介護（大規模型I、大規模型II）、通所リハビリテーション（大規模型I、大規模型II）において、II（2）に基づき、月の利用延人員数が減少し、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となつているか判定する。
- ② より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となつていている場合は、当該減少月の翌月15日までに、都道府県等に特例適用の届出を行い、届出の翌月（特例適用開始月）から、当該より小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能である。（③により、月の利用延人員数が、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えた場合は、その翌月をもって適用終了とする。）
- ③ 特例適用の届出を行った事業所は、特例適用の届出を行った月から適用終了月まで、毎月利用延人員数を算出する。各月の利用延人員数が当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えた場合は、その旨を速やかに都道府県等に届け出ることとする。（届出を怠った場合は、当該特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えない場合は、届出を行う必要はないが、監査時等自治体からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。）

- IV 大規模型事業所における令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に係る取扱い
- 現下の新型コロナウイルス感染症の影響への即時の対応として、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少については、3%加算の算定のみを行うものとする。（通所介護及び通所リハビリテーションにについて、令和3年4月からの事業所規模による区分については、留意事項通知により決定され、規模区分の特例の適用は行わない。）
- 従つて、通所介護（大規模型I、大規模型II）、通所リハビリテーション（大規模型I、大規模型II）については、令和3年2月又は3月は、当該月の利用延人員数が、減少が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎から5%以上減少しているかのみを判定する。なお、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に基づき、令和3年4月1日又は4月15日までに3%加算算定の届出を行い、令和3年4月又は5月より加算

(例) 令和3年2月の利用延人員数の減少に基づき、同年4月1日までに3%加算算定の届出を行い、令和3年4月より3%加算の算定を開始し、同月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となつた場合、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行えば、令和3年5月をもつて加算算定を終了し、令和3年6月からより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を算出能となる。(特例適用の届出を行つた月から適用終了月まで、毎月利用延人員数を算出し、各月の利用延人員数がより小さい事業所規模別報酬区分の報酬区分の利用延人員数を照らす適用の届出を行うことができる。

(参考) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準）

(例) 令和3年2月の利用延人員数の減少に基づき、同年4月1日までに3%加算算定の届出を行い、令和3年4月より3%加算の算定を開始し、同月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となつた場合、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行えば、令和3年5月をもつて加算算定を終了し、令和3年6月からより小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することができる。(特例適用の届出を行った月から適用終了月まで、毎月利用延人員数を算出し、各月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えて4月にはこの規制を適用しない。)

に場合とは、その翌月をもつて適用終了とする。) なお、上記に係る加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件及び特例の詳細はII、加算の算定及び特例の適用にあたっての届出の詳細はIIIによるものとする。

通所介護費

(4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第1号通所事業（指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）の指定を受け受け一体的に事業を実施している場合は、当該第1号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が第1号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第1号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。

② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、第1号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を當業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支え

また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延べ人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。

前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者は、当該年度に係る平均利用人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業

事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
② 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの該当年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数（は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。

(8) 災害時等の取扱い

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずそのまま翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。

8 通所リハビリテーション費

(2) 災害時等の取扱い

通所介護と同様であるので、7(5)を参照されたい。

(8) 平均利用延人員数の取扱い

① 事業所規模による区分については、施設基準第6号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一體的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一體的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。

② 平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むことされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。

③ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）又は前年度から定員をおおむね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

- ④ 每年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であつて、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ①

参考資料

- 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護については、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合に、基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）による評価を行う。

サービス・事業所規模別の報酬区分別 適用できる加算・特例

サービス・事業所規模別の報酬区分	適用できる加算・特例
・通所介護（通常規模型） ・通所リハビリテーション（通常規模型） ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護	① 3%加算
・通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ） ・通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）	① 3%加算 又は ② 規模区分の特例

加算・特例の発動要件

① 3%加算	② 規模区分の特例
○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が前年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合に算定 例) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が700人の場合 利用延人員数が665人以下となった場合、加算算定の申請が可能 <u>通所介護（通常規模型）/要介護2/7時間以上8時間未満の場合</u> 基本報酬：773単位 3%加算： $773 \times 0.03 = 23$ 単位 合計： <u>796単位 (+23単位)</u>	○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合に適用 例) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が950人（大規模型Ⅱ）の場合 利用延人員数が900人以下となった場合は大規模型Ⅰ、利用延人員数が750人以下となった場合は通常規模型での報酬請求の申請が可能 <u>通所介護（大規模型Ⅱ）/要介護2/7時間以上8時間未満の場合</u> 基本報酬（大規模型Ⅱ）：713単位 →基本報酬（大規模型Ⅰ）：740単位 (+27単位) →基本報酬（通常規模型）：773単位 (+60単位)

※ ①について、定員超過及び人員欠如の場合の減算並びに2時間以上3時間未満の場合の減算を算定する場合にあっては、当該減算後の単位数に3%を乗じて計算する。 1

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ②

ア 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分判定・併給調整方法

- 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分は、加算算定・延長、特例適用の届出を行う月の前月の区分によるものとする。
○ 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）について、①3%加算と②規模区分の特例のいずれにも適合する場合は、②規模区分の特例の適用を申請すること。

イ 前年度の1月当たりの平均利用延人員数・月ごとの利用延人員数の算定方法

- 通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては同通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定すること。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）の取扱いも上記通知によるものとする。

ウ ① 3%加算を算定するにあたり、利用延人員数が減少しているかを判定する際の算定基礎

- ①3%加算の算定可否を判定するにあたっての基礎は、「前年度の1月当たりの平均利用延人員数」とする。ただし、令和3年2月又は3月減少分（令和3年3月又は4月届出分）においては、前年度（令和元年度）の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月（令和2年2月又は3月）の利用延人員数のいずれかを基礎として、算定の判定を行ふこととして差し支えない。
○ 3%加算の延長を申請する場合でも、算定基礎は加算算定の申請を行った際と同一のものとする。
例) 令和3年3月の利用延人員数が令和2年3月の利用延人員数と比較して5%以上減少しており、令和3年3月の減少分（4月届出）を受けて、令和3年5月から7月まで適用されている場合、加算算定の延長を申請する場合は、令和3年6月の利用延人員数と令和2年3月の利用延人員数を比較し、7月に届け出て、8月から延長となる。（加算算定の延長を申請するにあたり、令和3年6月の利用延人員数と、令和元年度の平均利用延人員数や令和2年度の平均利用延人員数を比較することはできない。）

エ ① 3%加算を算定するにあたっての端数処理

- 前年度の1月当たりの平均利用延人員数及び各月の利用延人員数は、イに基づいて計算した値の小数第3位を四捨五入することとする
○ 各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとする。
例) 令和2年度の1月当たりの平均利用延人員数が1,001人、令和3年4月の利用延人員数が951人の場合、 $(1,001-951)/1,001 = 0.04995 \Rightarrow 4.995\% \Rightarrow 5.00\%$ となり、適用可。
○ ①3%加算の単位数算定にあたっての端数処理は、イに示す通知第2の1通則を準用し、小数点以下四捨五入とする。
例) 通所介護（通常規模型）/要介護2/7時間以上8時間未満の場合、3%加算は765単位×0.03=22.95≈23単位となる。

オ ②規模区分の特例を適用するにあたっての基礎

- ②規模区分の特例を適用するにあたっての基礎は、「より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数」としているが、具体的には、通常規模型：750人以下、大規模型Ⅰ：750人超900人以下とする。

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ③

- 3%加算の算定にあたっては、利用延人員数の減が生じた月の翌月に届出を行い、届出の翌月から最大3か月間算定することが可能である。また、加算算定後も特別な事情があり、なお利用延人員数の減が生じている場合は、再度届出を行い、さらに最大3か月間加算を算定することが可能である。（ただし、加算算定・延長の届出後利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもって算定終了。）

加算算定にあたってのスケジュール（例）①

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
加算算定	利用延人員数減	ア 算定届提出	算定開始	→	算定終了			
		イ 月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了			ウ 延長届提出	延長開始	→	延長終了
延長				（なお利用延人員数が減少している場合）	イ 月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了			

【加算算定／加算延長にあたっての届出方法】

※「届出様式（例）（感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式）」（以下、届出様式という。）を使用した場合の届出方法について記載している。なお、届出様式は、加算算定の届出／加算算定後の各月の利用延人員数の確認／加算算定の延長の届出共通の様式である。必要事項を追記していくことにより全ての届出において使用することができる。

ア 加算算定の届出	・届出様式の(1)事業所基本情報、(2)加算算定・特例適用の届出に必要事項を記入。 ・記入した結果、(2)の「加算算定の可否」欄に「可」が表示された場合、算定届提出月の15日までに都道府県等に届出様式を提出。
イ 加算算定後の各月の利用延人員数の確認	・届出様式を提出した月から、加算算定終了月（加算算定延長の場合は加算算定延長開始月）まで、毎月(3)加算算定後の各月の利用延人員数の確認に必要事項を記入。 ・記入した結果、(3)の「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。（提出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、「可」が表示された場合は届出の必要はない。）
ウ 加算算定の延長の届出	・加算算定の延長対象となる場合であって、加算算定の延長を求める場合は、(4)加算算定の延長の届出にその理由を記入し、延長届提出月の15日までに都道府県等に届出様式を提出。

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ④

加算算定にあたってのスケジュール（例）②：令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合

- 令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合は、令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和2年2月の利用延人員数のいずれかと比較し、3%加算算定の判定を行う。また3%加算算定の届出は令和3年4月1日までに行うものとする。

令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
加算算定	利用延人員数減	算定届提出（4月1日まで）	算定開始	→	算定終了			
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
延長	令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和2年2月の利用延人員数のいずれかと比較			（なお利用延人員数が減少している場合）	延長届提出	延長開始	→	延長終了
				月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了				

加算算定にあたってのスケジュール（例）③：加算の算定が途中で終了する場合

- 3%加算算定中（延長の場合を含む。）に利用延人員数が回復した場合は、その翌月をもって算定終了とする。（例）令和3年4月の利用延人員数が5%以上減少している場合、5月に3%加算算定の届出を行い、6月から算定開始となるが、6月になり利用延人員数が回復した場合は、その翌月（7月）をもって3%加算算定終了とする。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了届提出	（算定しない）			
		（利用延人員数はなお減少）	（利用延人員数が回復）	算定終了				

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ⑤

加算算定にあたってのスケジュール（例）④：算定期間中に、年度の切り替えが生じる場合

- 3%加算算定期間中に年度が切り替わった場合でも、引き続き3%加算の算定を行うことが可能。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	→	算定終了			
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
延長				↓ なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	→	延長終了
					月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了			

- なお、年度の切り替えにより、新たに事業所規模区分が大規模型Ⅰ・大規模型Ⅱとなった通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所については、4月以降の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等である場合、規模区分の特例適用の届出を行い、規模区分の特例を適用することとする。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	→	算定終了			
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
特例適用				↓ より小さい事業所規模区分の利用延人員数と同等である場合	適用届提出	適用開始	→	
					月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了			5

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ⑥

- **規模区分の特例の適用**にあたっては、利用延人員数の減が生じた月の翌月に届出を行い、届出の翌月（規模区分の特例の適用が開始された月）から、より小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能である。（ただし、特例適用の届出後利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもって算定終了。）

特例適用にあたってのスケジュール（例）①

令和3年～4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例適用	利用延人員数減	ア	適用届提出	適用開始								→
		イ	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了									

【特例適用にあたっての届出方法】

※ 届出様式を使用した場合の届出方法について記載している。なお、届出様式は、特例適用の届出／特例適用後の各月の利用延人員数の確認共通の様式である。必要事項を追記等していくことにより全ての届出において使用することができる。

ア 特例適用の届出	・届出様式の(1)事業所基本情報、(2)加算・特例適用の届出に必要事項を記入。 ・記入した結果、(2)の「特例適用の可否」欄に「可」が表示された場合、適用届提出月の15日までに都道府県等に届出様式を提出。
イ 特例適用後の各月の利用延人員数の確認	・届出様式を提出した月から、加算適用(延長含む)終了月まで、毎月(5)特例適用後の各月の利用延人員数の確認に必要事項を記入。 ・記入した結果、(5)の「特例適用の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。(提出を怠った場合は、当該特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、「可」が表示された場合は、届出の必要はない。)

（注）大規模事業所における令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に係る取扱い

- ・現下の新型コロナウイルス感染症の影響への即時的な対応として、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少については、3%加算のみによる評価を行うものとし、規模区分の特例による評価は行わない。従って、通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）については、令和3年2月又は3月は、当該月の利用延人員数が、減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎から5%以上減少しているかのみを判定する。

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ⑦

特例適用にあたってのスケジュール（例）②：令和2年度末～令和3年度当初の取扱い

- 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）について、令和3年2月に利用延人員数が減少している場合は、令和3年4月1日までに3%加算の届出を行い、令和3年4月より3%加算の算定を開始する。その後例えば同月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合は、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行えば、令和3年5月をもって加算算定を終了し、令和3年6月からより小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能となる。

令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
加算算定	利用延人員数減	算定届提出 (4月1日まで)	算定開始	算定終了				
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
特例適用		より小さい事業所規模区分の利用延人員数と同等である場合	適用届提出	適用開始	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了			

特例適用にあたってのスケジュール（例）③：特例の適用が途中で終了する場合

- 規模区分の特例適用期間中に利用延人員数が回復した場合は、その翌月をもって算定終了とする。
(例) 令和3年4月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合、5月に規模区分の特例適用の届出を行い、6月から適用開始となるが、8月になり利用延人員数が回復した場合は、その翌月（9月）をもって規模区分の特例適用終了とする。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
特例適用	利用延人員数減	適用届提出	適用開始	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了			適用終了届提出	算定しない
					利用延人員数が回復	適用終了		

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ⑧

特例適用にあたってのスケジュール（例）④：適用期間中に、年度の切り替えが生じる場合

- 規模区分の特例適用期間中に年度が切り替わった場合でも、引き続き規模区分の特例を適用することが可能。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
特例適用	利用延人員数減	適用届提出	適用開始	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了				

- なお、年度の切り替えにより、事業所規模区分が大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱから通常規模型となった通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所については、3月をもって規模区分の特例の適用を終了し、4月以降の利用延人員数が5%以上減少している場合は、3%加算算定の届出を行い、3%加算を算定することとする。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特例適用	特例適用	適用終了		4月・5月は加算・特例のいずれも算定・適用されない					
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了							
加算算定				算定届提出	適用開始				算定終了
延長				利用延人員数が5%以上減少している場合	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了		延長届提出	延長開始	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式

○ 本様式は、感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価を届け出る際に使用するものです。
 ○ 記入にあつては、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」の評価に係る基本的な考え方並びに「事務処理手順及び様式例の提示について」（老認発●・第●号・老老発●・第●号令和3年●月●日厚生労働省老健局認知症対応型通所介護推進課長・地域介護推進課長通知）のほか、各項目の注を参照の上、行ってください。

(1) 事業所基本情報

事業所番号	事業所名
担当者氏名	電話番号
サービス種別	規模区分
青色セルは直接入力、緑色セルはマルチカラーショーンの場合には、規模区分欄も記載してください。	
※ サービス種別が通所介護及び通所リビングの場合は、規模区分欄も記載してください。	

(2) 加算算定・特例適用の届出

利用延人員数の減少が生じた月	令和 年 月
利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数	人
利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数	人
加算算定の可否	
特例適用の可否	

※ 黄色セルは自動計算されますので、入力しないでください。（以下同じ）
 ※ 利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数「利用延人員数」については、以下を準用して下さい。（以下、利用延人員数の計算におけることは、すべて同じとします。）
 ・通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに対する費用の額の算定に関する基準（認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護及び福祉用具貸与に係る部分）」及び「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第2の7（4）及び（5）
 ・通所リビングショーンについては、同通知第2の8（2）及び（8）
 ※ 「加算算定の可否」特例適用の可否、欄のいずれかに「可」が表示された場合は、利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することができます。（面欄でも「否」が表示された場合は、提出不要です。）

加算算定期事業所のみ

※ 加算算定期事業所は記入してください。（加算を算定しない事業所は記入及び届出の必要はありません。）

(3) 加算算定期の各月の利用延人員数の推移

	年月	各月の利用延人員数	減少割合	加算算定期の可否
利用延人員数の減少が生じた月				
加算算定期届出月				
加算算定期開始月				
加算延長判断月				
加算終了ノ延長届提出月				
延長適用開始月				
延長適用終了月				

※ 加算算定期の届出を行った場合は、利用延人員数の減少が生じた月から適用（延長含む）終了月まで、各月の利用延人員数を入力してください。
 ※ 加算算定期の可否欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県・市町村に本様式を提出してください。（提出を怠った場合は、本様式を提出する必要はありません。）

加算算定期事業所であつて、(3) オレンジセルに「可」が表示された事業所のみ

※ 加算算定期開始後に記入してください。

(4) 加算算定期の延長の届出

加算算定期の延長を求める理由
 加算算定期の延長を求める理由
 (例)利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間が必要なため
 ※ 加算算定期の延長を求める場合は、その理由を入力し、延長届提出月の15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することにより、加算算定期の延長の届出をすることになります。

★通所系サービス事業所の皆様へ★

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合 加算や特例による介護報酬上の評価を行います

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対するための基本報酬への3%の**加算**や、事業所規模区分の**特例**を設けることによる評価を行いました。

新型コロナウイルス感染症による利用者減への対応

- サービス・事業所規模区分別の報酬区分に応じ、以下のいずれかにより評価を行います。
① 3%加算 ② 規模区分の特例

令和3年4月サービス提供分から加算を算定するためには、届出が必要です

- 事業所規模区分を問わず、令和3年2月の利用延人員数とともに、以下のいずれかに該当する場合は、**4月1日までに指定権者に①3%加算の算定の届出を行い、4ヶ月サービス提供分から算定が可能です。**
- ・ 令和元年度の1月あたりの平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
 - ・ 令和2年2月の平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
- 加算算定期要件・算定期間・届出方法の詳細は、以下の通知をご覧ください。
「通所介護等における感染症又は災害の発生による利用者数の減少が理由とする場合における評価に関する基本的な考え方方針」(事務処理手順及び様式例の提示について) (老健発第3号) 第1章・第2章・第3章・第4章・第5章・第6章・第7章・第8章・第9章・第10章・第11章・第12章・第13章・第14章・第15章・第16章・第17章・第18章・第19章・第20章・第21章・第22章・第23章・第24章・第25章・第26章・第27章・第28章・第29章・第30章・第31章・第32章・第33章・第34章・第35章・第36章・第37章・第38章・第39章・第40章・第41章・第42章・第43章・第44章・第45章・第46章・第47章・第48章・第49章・第50章・第51章・第52章・第53章・第54章・第55章・第56章・第57章・第58章・第59章・第60章・第61章・第62章・第63章・第64章・第65章・第66章・第67章・第68章・第69章・第70章・第71章・第72章・第73章・第74章・第75章・第76章・第77章・第78章・第79章・第80章・第81章・第82章・第83章・第84章・第85章・第86章・第87章・第88章・第89章・第90章・第91章・第92章・第93章・第94章・第95章・第96章・第97章・第98章・第99章・第100章・第101章・第102章・第103章・第104章・第105章・第106章・第107章・第108章・第109章・第110章・第111章・第112章・第113章・第114章・第115章・第116章・第117章・第118章・第119章・第120章・第121章・第122章・第123章・第124章・第125章・第126章・第127章・第128章・第129章・第130章・第131章・第132章・第133章・第134章・第135章・第136章・第137章・第138章・第139章・第140章・第141章・第142章・第143章・第144章・第145章・第146章・第147章・第148章・第149章・第150章・第151章・第152章・第153章・第154章・第155章・第156章・第157章・第158章・第159章・第160章・第161章・第162章・第163章・第164章・第165章・第166章・第167章・第168章・第169章・第170章・第171章・第172章・第173章・第174章・第175章・第176章・第177章・第178章・第179章・第180章・第181章・第182章・第183章・第184章・第185章・第186章・第187章・第188章・第189章・第190章・第191章・第192章・第193章・第194章・第195章・第196章・第197章・第198章・第199章・第200章・第201章・第202章・第203章・第204章・第205章・第206章・第207章・第208章・第209章・第210章・第211章・第212章・第213章・第214章・第215章・第216章・第217章・第218章・第219章・第220章・第221章・第222章・第223章・第224章・第225章・第226章・第227章・第228章・第229章・第230章・第231章・第232章・第233章・第234章・第235章・第236章・第237章・第238章・第239章・第240章・第241章・第242章・第243章・第244章・第245章・第246章・第247章・第248章・第249章・第250章・第251章・第252章・第253章・第254章・第255章・第256章・第257章・第258章・第259章・第260章・第261章・第262章・第263章・第264章・第265章・第266章・第267章・第268章・第269章・第270章・第271章・第272章・第273章・第274章・第275章・第276章・第277章・第278章・第279章・第280章・第281章・第282章・第283章・第284章・第285章・第286章・第287章・第288章・第289章・第290章・第291章・第292章・第293章・第294章・第295章・第296章・第297章・第298章・第299章・第300章・第301章・第302章・第303章・第304章・第305章・第306章・第307章・第308章・第309章・第310章・第311章・第312章・第313章・第314章・第315章・第316章・第317章・第318章・第319章・第320章・第321章・第322章・第323章・第324章・第325章・第326章・第327章・第328章・第329章・第330章・第331章・第332章・第333章・第334章・第335章・第336章・第337章・第338章・第339章・第340章・第341章・第342章・第343章・第344章・第345章・第346章・第347章・第348章・第349章・第350章・第351章・第352章・第353章・第354章・第355章・第356章・第357章・第358章・第359章・第360章・第361章・第362章・第363章・第364章・第365章・第366章・第367章・第368章・第369章・第370章・第371章・第372章・第373章・第374章・第375章・第376章・第377章・第378章・第379章・第380章・第381章・第382章・第383章・第384章・第385章・第386章・第387章・第388章・第389章・第390章・第391章・第392章・第393章・第394章・第395章・第396章・第397章・第398章・第399章・第400章・第401章・第402章・第403章・第404章・第405章・第406章・第407章・第408章・第409章・第410章・第411章・第412章・第413章・第414章・第415章・第416章・第417章・第418章・第419章・第420章・第421章・第422章・第423章・第424章・第425章・第426章・第427章・第428章・第429章・第430章・第431章・第432章・第433章・第434章・第435章・第436章・第437章・第438章・第439章・第440章・第441章・第442章・第443章・第444章・第445章・第446章・第447章・第448章・第449章・第450章・第451章・第452章・第453章・第454章・第455章・第456章・第457章・第458章・第459章・第460章・第461章・第462章・第463章・第464章・第465章・第466章・第467章・第468章・第469章・第470章・第471章・第472章・第473章・第474章・第475章・第476章・第477章・第478章・第479章・第480章・第481章・第482章・第483章・第484章・第485章・第486章・第487章・第488章・第489章・第490章・第491章・第492章・第493章・第494章・第495章・第496章・第497章・第498章・第499章・第500章・第501章・第502章・第503章・第504章・第505章・第506章・第507章・第508章・第509章・第510章・第511章・第512章・第513章・第514章・第515章・第516章・第517章・第518章・第519章・第520章・第521章・第522章・第523章・第524章・第525章・第526章・第527章・第528章・第529章・第530章・第531章・第532章・第533章・第534章・第535章・第536章・第537章・第538章・第539章・第540章・第541章・第542章・第543章・第544章・第545章・第546章・第547章・第548章・第549章・第550章・第551章・第552章・第553章・第554章・第555章・第556章・第557章・第558章・第559章・第560章・第561章・第562章・第563章・第564章・第565章・第566章・第567章・第568章・第569章・第569章・第570章・第571章・第572章・第573章・第574章・第575章・第576章・第577章・第578章・第579章・第580章・第581章・第582章・第583章・第584章・第585章・第586章・第587章・第588章・第589章・第589章・第590章・第591章・第592章・第593章・第594章・第595章・第596章・第597章・第598章・第599章・第600章・第601章・第602章・第603章・第604章・第605章・第606章・第607章・第608章・第609章・第609章・第610章・第611章・第612章・第613章・第614章・第615章・第616章・第617章・第618章・第619章・第619章・第620章・第621章・第622章・第623章・第624章・第625章・第626章・第627章・第628章・第629章・第629章・第630章・第631章・第632章・第633章・第634章・第635章・第636章・第637章・第638章・第639章・第639章・第640章・第641章・第642章・第643章・第644章・第645章・第646章・第647章・第648章・第649章・第649章・第650章・第651章・第652章・第653章・第654章・第655章・第656章・第657章・第658章・第659章・第659章・第660章・第661章・第662章・第663章・第664章・第665章・第666章・第667章・第668章・第669章・第669章・第670章・第671章・第672章・第673章・第674章・第675章・第676章・第677章・第678章・第679章・第679章・第680章・第681章・第682章・第683章・第684章・第685章・第686章・第687章・第688章・第689章・第689章・第690章・第691章・第692章・第693章・第694章・第695章・第696章・第697章・第698章・第699章・第699章・第700章・第701章・第702章・第703章・第704章・第705章・第706章・第707章・第708章・第709章・第709章・第710章・第711章・第712章・第713章・第714章・第715章・第716章・第717章・第718章・第719章・第719章・第720章・第721章・第722章・第723章・第724章・第725章・第726章・第727章・第728章・第729章・第729章・第730章・第731章・第732章・第733章・第734章・第735章・第736章・第737章・第738章・第739章・第739章・第740章・第741章・第742章・第743章・第744章・第745章・第746章・第747章・第748章・第749章・第749章・第750章・第751章・第752章・第753章・第754章・第755章・第756章・第757章・第758章・第759章・第759章・第760章・第761章・第762章・第763章・第764章・第765章・第766章・第767章・第768章・第769章・第769章・第770章・第771章・第772章・第773章・第774章・第775章・第776章・第777章・第778章・第779章・第779章・第780章・第781章・第782章・第783章・第784章・第785章・第786章・第787章・第788章・第789章・第789章・第790章・第791章・第792章・第793章・第794章・第795章・第796章・第797章・第798章・第799章・第799章・第800章・第801章・第802章・第803章・第804章・第805章・第806章・第807章・第808章・第809章・第809章・第810章・第811章・第812章・第813章・第814章・第815章・第816章・第817章・第818章・第819章・第819章・第820章・第821章・第822章・第823章・第824章・第825章・第826章・第827章・第828章・第829章・第829章・第830章・第831章・第832章・第833章・第834章・第835章・第836章・第837章・第838章・第839章・第839章・第840章・第841章・第842章・第843章・第844章・第845章・第846章・第847章・第848章・第849章・第849章・第850章・第851章・第852章・第853章・第854章・第855章・第856章・第857章・第858章・第859章・第859章・第860章・第861章・第862章・第863章・第864章・第865章・第866章・第867章・第868章・第869章・第869章・第870章・第871章・第872章・第873章・第874章・第875章・第876章・第877章・第878章・第879章・第879章・第880章・第881章・第882章・第883章・第884章・第885章・第886章・第887章・第888章・第889章・第889章・第890章・第891章・第892章・第893章・第894章・第895章・第896章・第897章・第898章・第899章・第899章・第900章・第901章・第902章・第903章・第904章・第905章・第906章・第907章・第908章・第909章・第909章・第910章・第911章・第912章・第913章・第914章・第915章・第916章・第917章・第918章・第919章・第919章・第920章・第921章・第922章・第923章・第924章・第925章・第926章・第927章・第928章・第929章・第929章・第930章・第931章・第932章・第933章・第934章・第935章・第936章・第937章・第938章・第939章・第939章・第940章・第941章・第942章・第943章・第944章・第945章・第946章・第947章・第948章・第949章・第949章・第950章・第951章・第952章・第953章・第954章・第955章・第956章・第957章・第958章・第959章・第959章・第960章・第961章・第962章・第963章・第964章・第965章・第966章・第967章・第968章・第969章・第969章・第970章・第971章・第972章・第973章・第974章・第975章・第976章・第977章・第978章・第979章・第979章・第980章・第981章・第982章・第983章・第984章・第985章・第986章・第987章・第988章・第989章・第989章・第990章・第991章・第992章・第993章・第994章・第995章・第996章・第997章・第998章・第999章・第999章・第1000章)

大規模型事業所は、令和3年6月サービス提供分から特例の適用も可能です

- 通所介護、通所リハビリテーションの大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱの事業所は、令和3年4月の利用延人員数をもとに、以下に該当する場合は、**5月15日までに指定権者に②報酬区分の特例の届出を行い、6月サービス提供分から適用也可能です。**
- ・ 大規模型Ⅰの場合：利用延人員数が750人以下
 - ・ 大規模型Ⅱの場合：利用延人員数が900人以下又は750人以下
- (※) 令和3年4月・5月に①3%加算を算定している場合でも、その翌月15日までに届出を行ふことも可能です。
- 特例適用要件・適用可能期間・届出方法の詳細は、上記通知をご覧ください。
- 令和3年5月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を行い、翌々月のサービス提供分から適用することが可能です。
- 要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。

(問合せ先) ※詳細は都道府県・市町村にお問い合わせください。 ○○県・市○部○課 (○○○○)

【関係ページを抜粋】

老老発 0316 第 4 号
令和 3 年 3 月 16 日
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿
科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について

厚生労働省老人保健課課長
(公 印 省 略)

科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について

科学的介護情報システムに関する基準、訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号。以下「訪問通所サービス通知」という。）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331018 号）及び「特別診療費の算定に関する留意事項について」（平成 30 年 4 月 25 日老老発 0425 第 2 号）において示しているところであるが、今般、基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、各都道府県における取扱いに当たっては遺漏なきよう期したい。

記

第 1 基本的考え方

1 科学的介護情報システム（LIFE）について

厚生労働省では、平成 28 年度から通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム（以下「VISIT」という。）を運用し、リハビリテーションマネジメントで活用されるリハビリテーション計画書等の情報を収集するとともに、令和 2 年 5 月から高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム（以下「CHASE」という。）を運用し、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の心身の状況や提供されるサービス等に関する情報を収集してきた。

令和 3 年 4 月 1 日より、VISIT 及び CHASE の一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、名称を「科学的介護情報システム（Long term care Information system For Evidence）」（以下「LIFE」という。）とするとした。なお、LIFE の利用申請手続等については、「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用について」（令和 3 年 2 月 19 日厚生労働省老人保健課事務連絡）を参照されたい。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

2 LIFE を用いた PDCAS サイクルの推進及びサービスの質の向上について

令和 3 年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFE を用いた PDCAS サイクルの推進及びサービスの質の向上を図る取組を推進することとした。

PDCAS サイクルとは、利用者等の状態に応じたケア計画等の作成（Plan）、当該計画等に基づくサービスの提供（Do）、当該提供内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画等の見直し・改善（Action）の一連のサイクルのことであり、PDCAS サイクルの構築を通じて、継続的にサービスの質の管理を行うことにより、サービスの質の向上につなげることを目指すものである。

PDCAS サイクルに沿った取組を進める中で作成された、ケア計画等の情報を LIFE に提出することで、利用者等単位又は事業所・施設単位で解析された結果のフィードバックを受けることができる。このフィードバック情報を活用することで、利用者等の状態やケアの実績の変化等を踏まえたケア計画等の見直し・改善を行うことが可能となり、サービスの質の一層の向上につなげることが可能となる。

以上の観点から、第 2 に規定する各加算については、LIFEへの情報提

出及びフィードバック情報を活用したP D C Aサイクルの推進及びサービスの質の向上を求めるとしている。

- 第2 LIFEに関連する加算
- 1 科学的介護推進体制加算
- (1) 通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護推進体制加算
- ア LIFEへの情報提出頻度について
- 利用者ごとに、(ア)から(エ)までに定める月の翌月10日までに提出すること。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間にについて、利用者全員について本加算を算定できないこと(例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。)。
- (ア) 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者(以下「既利用户」という。)については、当該算定を開始しとする月
- (イ) 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者(以下「新規利用户」という。)について
- は、当該サービスの利用を開始した日の属する月
- (ウ) (ア)又は(イ)の月のほか、少なくとも6月ごと
- (エ) サービスの利用を終了する日の属する月
- イ LIFEへの提出情報について
- 事業所の全ての利用者について、別紙様式1(科学的介護推進に関する評価(通所・居住サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。)」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。)」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(服薬情報に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。
- なお、フィードバックについては必須情報以外も含め提出された情報に基づき実施されるものであること。
- また、提出情報の時点は、通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護推進体制加算と同様であるため、(1)以後段を参照されたい。
- (3) 介護老人保健施設及び介護医療院における科学的介護推進体制加算
- (1) 及び(II)
- ア LIFEへの情報提出頻度について
- ・ ア(ア)に係る提出情報は、当該算定開始時における情報
- ・ ア(イ)に係る提出情報は、当該サービスの利用開始時における情報
- ・ ア(ウ)に係る提出情報は、前回提出時以降の情報
- ・ ア(エ)に係る提出情報は、当該サービスの利用終了時における情報
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設における科学的介護推進体制加算(1)及び(II)
- ア LIFEへの情報提出頻度について
- 通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護推進体制加算と同様であるため、(1)アを参照されたい。
- イ LIFEへの提出情報について
- 科学的介護推進体制加算(1)については、施設における入所者全員について、別紙様式2(科学的介護推進に関する評価(施設サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。)」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。)」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。
- 科学的介護推進体制加算(II)については、施設における入所者全員について、科学的介護推進体制加算(1)で必須とされる情報に加え、「総論(既往歴及び同居家族等に限る。)」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(服薬情報に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。
- なお、フィードバックについては必須情報以外も含め提出された情報に基づき実施されるものであること。
- また、提出情報の時点は、通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護推進体制加算と同様であるため、(1)以後段を参照されたい。

- なければならぬこと。
- (2) LIFEへの提出情報について
- 事業所・施設における利用者等全員について、利用者等のADL値(厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第16号の2イ(2)のADL値をいう。)を、やむを得ない場合を除き、提出すること。
ただし、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目にサービスの利用がない場合には、当該サービスの利用があつた最終の月の情報を提出すること。
- 4 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ及び(B)ロ
- (1) LIFEへの情報提出頻度について
個別機能訓練加算(II)と同様であるため、2(1)を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について
- ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」別紙様式4-1(栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング(施設)(様式例))にある「実施日」、「低栄養状態のリスクレベル」、「低栄養状態のリスク(状況)」、「食生活状況等」、「多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)」、「総合評価」及び「計画変更」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。
- イ 経口維持加算(I)又は(III)を算定している入所者については、アの情報に加え、同様式にある「摂食・嚥下の課題」、「食事の観察」及び「多職種会議」の各項目に係る情報も提出すること。
- ウ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算(II)と同様であるため、2(2イ)を参照されたい。
- (3) 令和3年度における取扱いは締替マネジメント加算と同様であるので、6(3)を参照されたい。
- 13 栄養アセスメント加算
- (1) LIFEへの情報提出頻度について
入所者ごとに、ア及びイに定める月の翌月10日までに提出すること。
ア 栄養アセスメントを行った日の属する月
イ アの月のほか、少なくとも3月に1回
なお、情報を提出すべき月について情報の提出が行われた月の場合、直ちに訪問所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が算定できないこと(例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。)。
- (2) LIFEへの提出情報について
利用者全員について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」別紙様式5-1(栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング(通所・居宅)(様式例))にある「実施日」「低栄養状

かかりつけ歯科医」、「入れ歯の使用」、「食形態等」、「誤嚥性肺炎の発症・罹患」、「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、「口腔機能改善管理計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報をすべて提出すること。
提出情報の時点は、個別機能訓練加算(II)と同様であるため、2(2)イを参照されたい。

態のリスクレベル」「低栄養状態のリスク（状況）」「食生活状況等」「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」及び「総合評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。ただし、食事の提供を行っていない場合など、「食生活の状況等」及び「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」の各項目に係る情報のうち、事業所で把握できないものまで提出を求めるものではないこと。

- ・ (1)アに係る提出情報は、当該アセスメントの実施時点における情報
- ・ (1)イにおける提出情報は、前回提出時以降における情報

14 口腔衛生管理加算(II)

- (1) LIFEへの情報提出頻度について
個別機能訓練加算(II)と同様であるため、2(1)を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1（口腔衛生管理加算 様式（実施計画））にある「要介護度・病名等」、「かかりつけ歯科医」、「入れ歯の使用」、「食形態」、「誤嚥性肺炎の発症・罹患」、「口腔に関する問題点（スクリーニング）」、「口腔衛生の管理内容（アセスメント）（実施目標、実施内容及び実施頻度に限る。）」及び「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」の各項目に係る情報をすべて提出すること。
提出情報の時点は、個別機能訓練加算(II)と同様であるため、2(2)イを参照されたい。

15 口腔機能向上加算(II)

- (1) LIFEへの情報提出頻度について
個別機能訓練加算(II)と同様であるため、2(1)を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について
「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」別紙様式8（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））にある「か、

○ 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発第0911001号、老老発第0911001号）（抄）

新	日
<p>第1 介護予防訪問リハビリテーション事業所評価加算の概要</p> <p>事業所評価加算は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日までの期間をいう。）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となつた場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防訪問リハビリテーションの提供につき加算を行うものである。</p> <p>事業所評価加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ</p> <p>事業所評価加算の対象事業所の決定については、「事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（概要）」（別紙1）で示すとおり、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所による事業所評価加算（申出）の届出を踏まえ、各都道府県の国保連合会、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）及び各都道府県等において事務処理を行う。</p> <p>事業所による事業所評価加算（申出）の届出</p> <p>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、翌年度から事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が各年10月15日までに各都道府県等へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行いう必要がある（届出を行つた翌年度以降に再度算定を行う必要がある（届出を行つた翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行つた翌年度以降に算定を希望しなくなつた場合にはその旨の届出が必要となる。）。</p> <p>各都道府県等は、各年10月15日までに受理した事業所評価加算（申出）の届出を各年11月処理分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。</p> <p>4 国保連合会における事務処理</p> <p>(1) 評価対象事業所の抽出 各年10月15日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算（申出）の有無」が「2：あり」である事業所を抽出する。 (削る)</p> <p>(2) 事業所台帳にて、「リハビリテーションマネジメント加算の有無」を</p>	<p>（1）事業所評価加算の概要</p> <p>事業所評価加算は、リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日までの期間をいう。）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となつた場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防訪問リハビリテーションの提供につき加算を行うものである。</p> <p>（2）事業所評価加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ</p> <p>事業所評価加算の対象事業所の決定については、「事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（概要）」（別紙1）で示すとおり、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所による事業所評価加算（申出）の届出を踏まえ、各都道府県の国保連合会、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）及び各都道府県等において事務処理を行う。</p> <p>（3）事業所による事業所評価加算（申出）の届出</p> <p>リハビリテーション事業所において、翌年度から事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が各年10月15日までに各都道府県等へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行いう必要がある（届出を行つた翌年度以降に再度算定を行う必要がある（届出を行つた翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行つた翌年度以降に算定を希望しなくなつた場合にはその旨の届出が必要となる。）。</p> <p>各都道府県等は、各年10月15日までに受理した事業所評価加算（申出）の届出を各年11月処理分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。</p> <p>（4）国保連合会における事務処理</p> <p>(1) 評価対象事業所の抽出 各年10月15日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算（申出）の有無」が「2：あり」であることを抽出する。 (削る)</p> <p>① 各年10月15日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算（申出）の有無」が「2：あり」であること。 ② 事業所台帳にて、「リハビリテーションマネジメント加算の有無」を</p>

- (2) 評価対象受給者の抽出
受給者台帳及び(1)の評価対象事業所の給付実績（当該事業者から国保連合会へ請求された現物給付分に限る。）より、以下の要件のいずれにも該当する受給者を抽出する。
① (1)の評価対象事業所にて、介護予防訪問リハビリテーション費を連続して3月以上算定していること。
② (略)
なお、②の更新・変更認定については、当該認定が各年10月末日までになされた場合、当年12月末までに評価対象受給者であるか否かが確定することから、翌年度の事業所評価加算に係る評価対象受給者となるが、当該認定が11月以降の場合には、翌々年度の加算に係る評価対象受給者となる。
*「事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方（国保連合会における事務処理）」（別紙2）を参照。
- (3) (略)
評価基準値の算出等
事業所評価加算の対象事業所については、①の算定式に適合している必要があり、(1)の評価対象事業所について、事業所番号ごとに評価基準値を算出する。
なお、評価対象受給者については、事業所の所在地が他都道府県であるものについては、所在地のある都道府県の国保連合会と当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出する。
(削る)

「2：あり」として届出を行っていること。

- (2) 評価対象受給者の抽出
受給者台帳及び(1)の評価対象事業所の給付実績（当該事業者から国保連合会へ請求された現物給付分に限る。）より、以下の要件のいずれにも該当する受給者を抽出する。
① (1)の評価対象事業所にて、リハビリテーションマネジメント加算を連續して3月以上算定していること。
② (略)
なお、②の更新・変更認定については、当該認定が各年10月末日までになされた場合、当年12月末までに評価対象受給者であるか否かが確定することから、翌年度の事業所評価加算に係る評価対象受給者となるが、当該認定が11月以降の場合には、翌々年度の加算に係る評価対象受給者となる。
*「事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方（国保連合会における事務処理）」（別紙2）を参照。
- (3) (略)
評価基準値の算出等
事業所評価加算の対象事業所については、次の①及び②の算定式に適合している必要があり、(1)の評価対象事業所について、事業所番号ごとに評価基準値を算出する。
なお、評価対象受給者については、所在地が他都道府県であるものについては、所在地のある都道府県の国保連合会と当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出する。
① $\frac{\text{評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算の算定割合の算出}}{\text{評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を算定した者の数}} \geq 0.6$
評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を利
用した者の数
- ② $\frac{\text{評価基準値の算出}}{\text{要支援状態区分の維持者数(A) + 改善者数(B) } \times 2} \geq 0.7$
評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)

A：(3)(2)のサービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

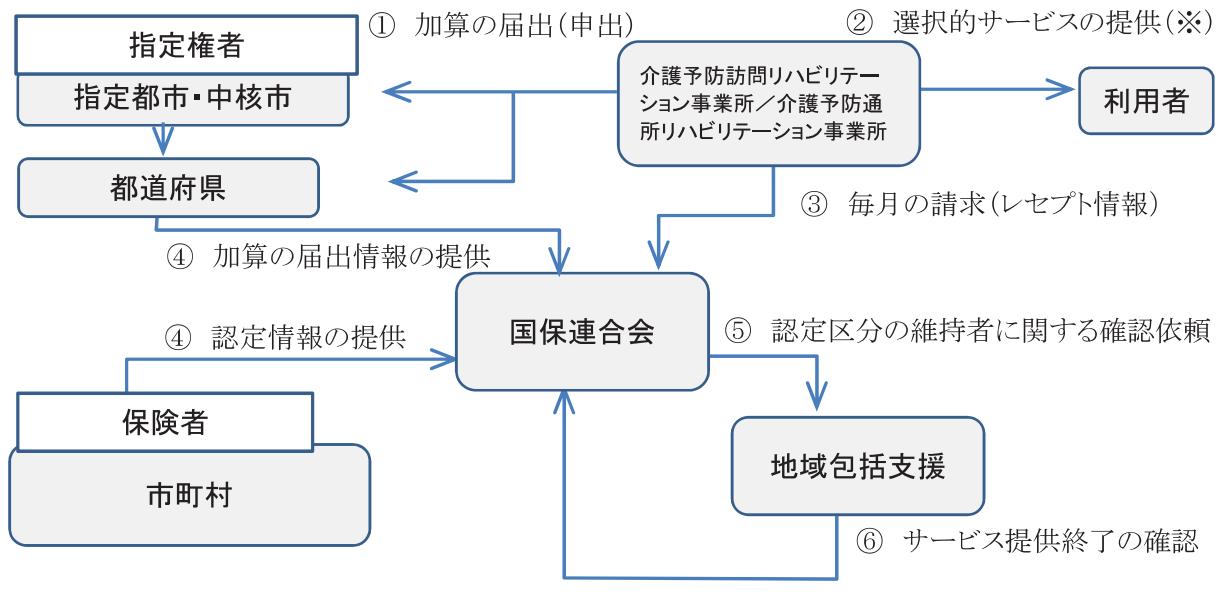
B : (2)の評価対象受給者のうち、要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）又は2ランク改善（要支援2→非該当）した人數	C : 評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数	(i) 次に掲げる(7)から(9)の全てを満たす場合は、「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表（介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員が10人以上上記する）	(ii) (i)の(7)及び(8)のいずれか1以上を満たさない場合は、「事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表（介護予防訪問リハビリテーション）」（別紙6-1）を作成する。
② 算定基準適合一覧表等の送付	①の算出結果により、次のとおり資料を作成し、各年1月上旬に都道府県宛に送付する。	(7) 評価対象期間における指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員が10人以上	(7) 平成30年度介護報酬改定に伴う経過措置について 平成30年度介護報酬改定において、介護予防訪問リハビリテーションにおける事業所評価加算を新設したことにより、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の、事業所評価加算の請求にあつては、各事業所が以下の①または②に適合していることを確認した上で、各都道府県等に対して「事業所評価加算」の届出を行う必要がある。
	(削る)	(5) • (6) $\frac{5}{5} \cdot \frac{6}{6}$ (略)	① 指定介護予防通所リハビリテーションを提供している事業所において 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、介護予防通所リハ

B : (2)の評価対象受給者のうち、要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）又は2ランク改善（要支援2→非該当）した人數	C : 評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数	(i) 次に掲げる(7)から(9)の全てを満たす場合は、「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表（介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員が10人以上上記する）」（別紙5-1）を作成する。	(ii) 次に掲げる(7)から(9)の全てを満たさない場合は、「事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表（介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員が10人以上上記する）」（別紙5-1）を作成する。
② 算定基準適合一覧表等の送付	①の算出結果により、次のとおり資料を作成し、各年1月上旬に都道府県宛に送付する。	(7) 評価対象期間における指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員が10人以上	(7) 平成30年度介護報酬改定に伴う経過措置について 平成30年度介護報酬改定において、介護予防訪問リハビリテーションにおける事業所評価加算を新設したことにより、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の、事業所評価加算の請求にあつては、各事業所が以下の①または②に適合していることを確認した上で、各都道府県等に対して「事業所評価加算」の届出を行う必要がある。
	(削る)	(5) • (6) $\frac{5}{5} \cdot \frac{6}{6}$ (略)	① 指定介護予防通所リハビリテーションを提供している事業所において 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、介護予防通所リハ

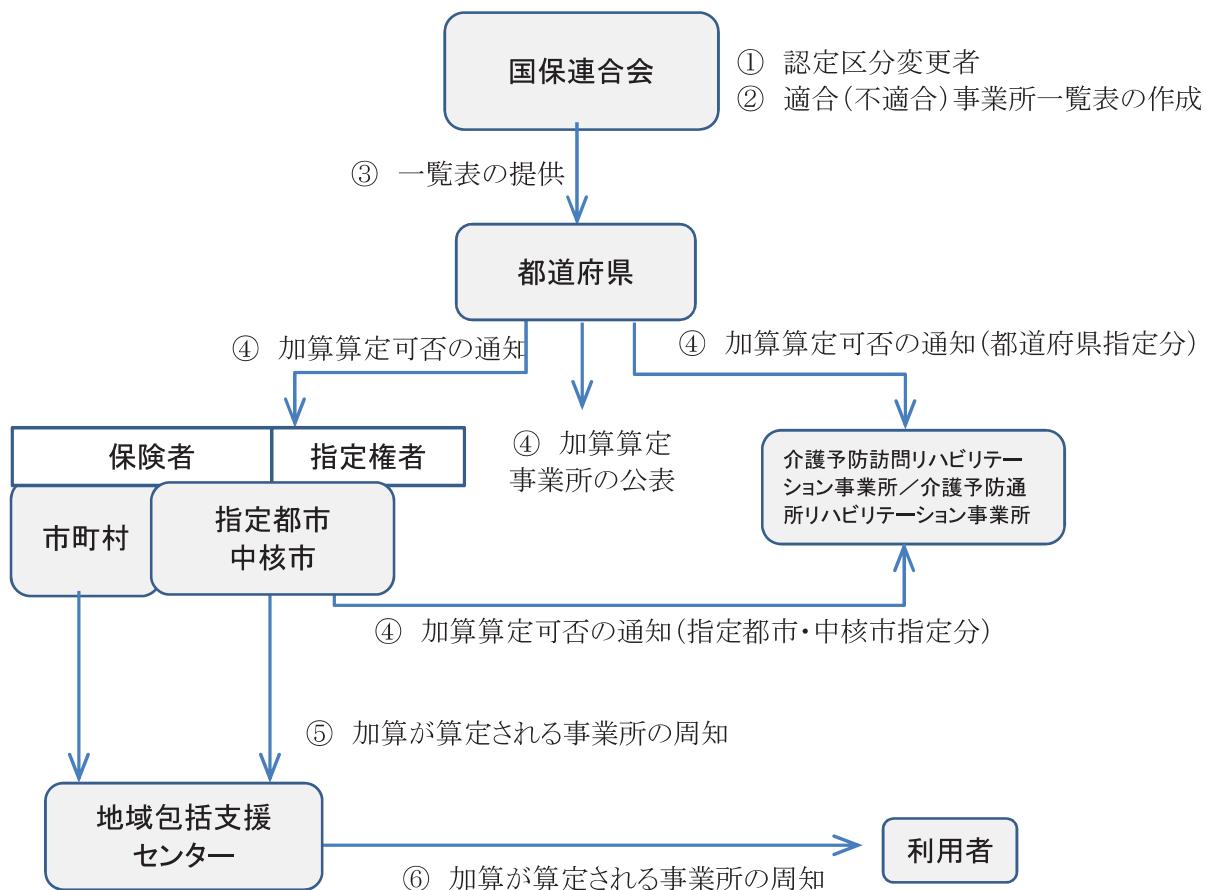
<p><u>ビリテーション費の事業所評価加算の基準に適合していること。</u></p> <p><u>② (7)①に適合しない事業所においては、評価対象期間（平成 29 年 1月 1日から同年 12 月 31 日までの期間（同年中に指定介護予防訪問リハビリテーションを開始した事業所においては、指定介護予防訪問リハビリテーションを開始した日の属する月から同年 12 月 31 日までの期間）をいう。）</u></p> <p><u>に下記の要件に適合すること。</u></p> <p><u>イ 介護予防訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算の基準に適合しているものとして都道府県に届け出していること。</u></p> <p><u>ロ 評価対象期間における介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員数が 10 名以上であること。</u></p> <p><u>ハ 算出された評価基準値が 0.7 以上であること。</u></p>																																	
<p><u>要支援状態区分の維持者数(A) + 改善者数(B) × 2</u></p> <p><u>評価対象期間内に更新・変更認定を受けた者(C)</u></p> <p><u>A : C のうち、評価対象期間において要介護認定区分の変更がなかった者</u></p> <p><u>B : C のうち、評価対象期間に要支援状態区分が 1 ランク改善（要支援 2 → 要支援 1 又は要支援 1 → 非該当）又は 2 ランク改善（要支援 2 → 非該当）した人数</u></p> <p><u>C : 評価対象期間内に更新・変更認定を受けた者の数</u></p>																																	
<p><u>2 介護予防通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(1)～(6) (略)</u></p>																																	
<table> <tr> <td>別紙 1</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 1</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> <tr> <td>別紙 2</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 2</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> <tr> <td>別紙 3</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 3</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> <tr> <td>別紙 4</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 4</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> <tr> <td>別紙 5-1</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 5-1</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> <tr> <td>別紙 5-2</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 5-2</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> <tr> <td>別紙 6-1</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 6-1</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> <tr> <td>別紙 6-2</td> <td>(内容変更有)</td> <td>別紙 6-2</td> <td>(内容変更有)</td> </tr> </table>		別紙 1	(内容変更有)	別紙 1	(内容変更有)	別紙 2	(内容変更有)	別紙 2	(内容変更有)	別紙 3	(内容変更有)	別紙 3	(内容変更有)	別紙 4	(内容変更有)	別紙 4	(内容変更有)	別紙 5-1	(内容変更有)	別紙 5-1	(内容変更有)	別紙 5-2	(内容変更有)	別紙 5-2	(内容変更有)	別紙 6-1	(内容変更有)	別紙 6-1	(内容変更有)	別紙 6-2	(内容変更有)	別紙 6-2	(内容変更有)
別紙 1	(内容変更有)	別紙 1	(内容変更有)																														
別紙 2	(内容変更有)	別紙 2	(内容変更有)																														
別紙 3	(内容変更有)	別紙 3	(内容変更有)																														
別紙 4	(内容変更有)	別紙 4	(内容変更有)																														
別紙 5-1	(内容変更有)	別紙 5-1	(内容変更有)																														
別紙 5-2	(内容変更有)	別紙 5-2	(内容変更有)																														
別紙 6-1	(内容変更有)	別紙 6-1	(内容変更有)																														
別紙 6-2	(内容変更有)	別紙 6-2	(内容変更有)																														

事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(概要)

I 加算の算定事業所を決定するまでの流れ



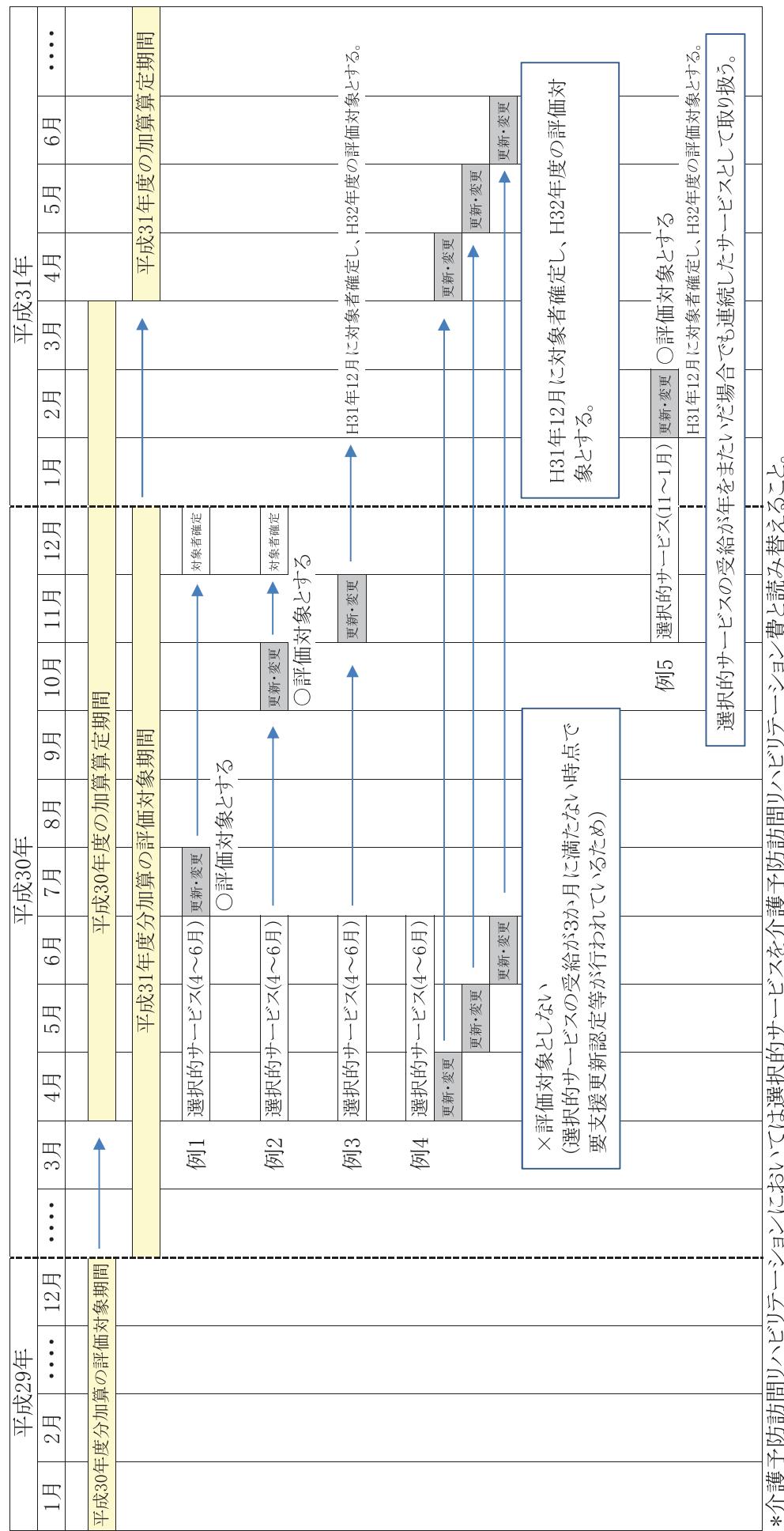
II 加算の算定事業所を決定した後の流れ



事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方(国保連合会における事務処理)

*事業所評価加算の算定期間は、4月から3月までの1年年度間であり、利用者への周知期間を設けるためには、1月上旬を目処に国保連合会から都道府県に対し計算算定期間の情報が提供される必要がある。

*このため、国保連合会における事務処理は、選択的サービスの利用者であって、毎年10月までに要支援認定が変更された利用者を対象に行うこととなり、評価対象期間と実際の事務処理期間にズレが生じるものである。



サービス提供終了確認情報登録対象者一覧

令和〇年〇月〇日
〇〇是国民健保連合会
〇頁

事業所番号 99900000001
事業所名 ○○○地域包括支援センター

- | | |
|------------------------------------|---|
| ・事業所番号…地域包括支援センターの指定介護予防支援事業所番号 | ・サービス種類名…「予防訪問リハビリ」「予防通所リハビリ」 |
| ・事業所名…地域包括支援センター名 | ・サービス事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業者番号 |
| ・被保険者番号…被保険者証に記載されている保険者番号 | ・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称 |
| ・被保険者名…被保険者証に記載されている保険者(市区町村)名 | ・サービス提供開始年月…介護予防訪問リハビリーション費の
介護予防通所リハビリーションでは選択的サービスの提供開始年月日 |
| ・被保険者番号…被保険者証に記載されている被保険者番号 | ・サービス提供終了年月…介護予防訪問リハビリテーションでは選択的サービスの提供終了年月日 |
| ・被保険者名…被保険者氏名…被保険者証に記載されている被保険者の氏名 | ・介護予防通所リハビリテーションでは選択的サービスの提供終了年月日 |

サービス提供終了確認情報

令和〇年〇月〇日
〇〇県国民健康保険連合会
〇頁

事業所番号	9900000001
事業所名	〇〇〇〇地域包括支援センター

- ・サービス種類コード…サービスコード64:予防訪問リハビリ
 - ・サービス事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業者番号
 - ・サービス提供開始年月…介護予防訪問リハビリテーションでは介護予防訪問リハビリテーションの提供開始年月日
 - ・介護予防通所リハビリテーションでは選択的サービスの提供終了年月日
 - ・介護予防通所リハビリテーションでは選択的サービスの提供終了年月日
 - ・サービス提供終了年月…介護予防訪問リハビリテーションでは介護予防訪問リハビリテーションの提供終了年月日

事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表(介護予防訪問リハビリテーション)

以下に示す事業所について、平成〇年度の事業所評価加算算定のための基準(※1)に適合しましたので、お知らせします。

○○県民健保連合会
令和〇年〇月〇日〇頁

都道府県番号 99
都道府県 〇〇県

算定のための基準=①利用実人員数が10人以上、②評価基準値が0.7以上

証言其淮德

評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(℃)

都道府県名…加算届出先の都道府県番号

・事業所番号…サービス提供事業所の指定番号

・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称

リバコ種類二、三、「アマヌリ」。

予防訪問へ参り、二種類名前を教わった。

・利用実人員数…評価期間内のサビスを利用した実人員数(X)

…サービス提供終了者数の維持状態区分の認知情報におけるサービス提供終了者数(A)…

・改善者数(B)…要支援状態区分が1ランク改善(要支援2→非該当)した人

・改善者数(C)…評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3ヶ月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

表示数値が、0.70以上を適合、0.69以下を不適合とする。

業事評加算定基準適達基業監督（介護予防通所リハビリテーション）

令和〇年〇月〇日
〇頁

都道府県番号 99
都道府県 ○○県

* 算定のための基準=①所用利用実人員数が10人以上、②選択的サービス実施率(YY)が60%以上、③評価基準値が0.7以上

※1 評価基準値 = 評価期間内に運動機能向上サービス、栄養改善サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C) / 要支援状態区分の維持者数(A) + 改善者数(B) × 2

- ・都道府県番号…加算届出先の都道府県番号
・都道府県名…加算届出先の都道府県名
・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号
・事業所名…サービス事業所名…サービス提供事業所の名称
・サービス種類コード…サービスコード66：予防通所リハビリ
・サービス種類名…「予防通所リハビリ」
・利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数
・選択的サービス受給者総数(Y)…利用実人員数(X)のうち、選択的サービス受給者総数(Y)÷利用実人員数(X)[%]…選択的サービス受給者総数(Y)÷利用実人員数(X)
・選択的サービス実施率(Y/X)[%]…選択的サービス提供終了確認情報におけるサービス実施率
・要支援状態区分の維持者数(A)…サービス実施率(Y/X)[%]×選択的サービス受給者総数(Y)…要支援状態区分が1ランク改善(要支援2→要支援1又は要支援者数(B))…要支援状態区分が1ランク改善(要支援2→要支援1又は要支援者数(B))…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス実施率(Y/X)[%]×選択的サービス受給者総数(Y)…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス実施率(Y/X)[%]×選択的サービス受給者総数(Y)
・改善者数(C)…評価基準…上記(A)～(C)より算出される変定期順となる数値。小数点以下第1位を四捨五入する。
・評価基準…上記(A)～(C)より算出される変定期順となる数値。小数点以下第1位を四捨五入する。

介護事業所の評議會に於ける意見交換会

以下に示す事業所について、平成〇年度の事業所評価加算算定のための基準(※1)に適合しませんでしたので、お知らせします。

令和〇年〇月〇日 〇頁

都道府県番号 99
都道府県 ○○県

* * * 算定のための基準 = ①利用実人員数が10人以上、②評価基準値が0.7以上の全てを満たしていること

要支援状態区分の維持者数(A) + 改善者数(B) × 2

評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)

都道府県番号…加算届出先の都道府県番号
都道府県名…加算届出先の都道府県名

・事業所番号...セニト提供事業所の指定期間を示す

・サニモ久事業所名...サニモ久提供事業所の名稱

「アラウンド」
訪問久種二三子二三

• 手二七種類名...[予訪問ノ六七]

・利用実人員数…評価対象期間内のチニビスを利用した実人員数(X)

•要支援疾患区分の維持者数(A)…サニビス提携終了セミナーにおけるサニビス認証登録者数

(B) 改善者数 (B) 改善者数
…要支援状態区分が、1ランク改善 (B) 改善者数 (B) 改善者数
…要支援状態区分が、2ランク改善 (B) 改善者数 (B) 改善者数

…評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3ヶ月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

評価基準値…上記(A)～(C)より算出される定期順となる数値。小数点以下第2位までの値で示す。表示数値が、0.70以上を適合、0.69以下を不適合とする。

（介護認定基準不適格事業所）

以下に示す事業所について、平成〇年度の事業所評価加算算定のための基準(※1)に適合しませんので、お知らせします。

令和〇年〇月〇日
〇頁

都道府県番号
○○県

* 算定のための基準=①の通り実人員数が10人以上、②選択したサービス実施率(Y/X)が60%以上、③評価基準値が0.7以上

※1	評価基準値 =	評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)
要支援状態区分の維持者数(A) + 改善者数(B) × 2		

- ・都道府県番号…加算届出先の都道府県番号
 - ・都道府県名…加算届出先の都道府県名
 - ・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号
 - ・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称
 - ・サービス種類コード…サービスコード66:予防通所リハビリ
 - ・サービス種類名…「予防通所リハビリ」
 - ・利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数
 - ・選択的サービス受給者総数(Y)…利用実人員数(X)のうち、選択的サービス
 - ・選択的サービス実施率 $(Y/X)[\%]$ …選択的サービス受給者総数(Y)÷利
 - ・要支援状態区分の維持者数(A)…サービス提供終了確認情報における+
 - ・要支援者数(B)…要支援状態区分が1ランク改善(要支援2→要支援1又は
 - ・改善者数(C)…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サ
 - ・改善者数(C)…評価基準値…上記(A)～(C)より算出される変定期間となる数値。

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護】

○ 3%加算及び規模区分の特例（利用延入人員数の減少理由）

問2 新型コロナウイルス感染症については、基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」といふ。）の対象となっているが、現に感染症の影響と想定される利用延入人員数の減少が一定以上生じている場合にあつては、減少の具体的な理由（例えば、当該事業所の所在する地域に緊急事態宣言が発令されているか、当該事業所が都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けているか、当該事業所において感染者が発生したか否か等）は問わないのか。

（答）

対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせした感染症又は災害については、利用延入人員数の減少が生じた具体的な理由は問わず、当該感染症又は災害の影響と想定される利用延入人員数の減少が一定以上生じている場合には、3%加算や規模区分の特例を適用することとして差し支えない。

○ 3%加算及び規模区分の特例（新型コロナウイルス感染症による休業要請時の取扱い）

問3 各月の利用延入人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延入人員数は、通所介護、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額に係る基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）以下「留意事項通知」という。第2の7（4）及び（5）を通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8（2）及び（8）を準用し算定することとなつてはいるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所にあつては、休業要請に従つて休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うことはできるか。

（答）

- ・ 留意事項通知において「一月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延入人員数については、当該月の平均利用延入人員数に七分の六を乗じた数によるものとする。」としているのは、「正月等の特別な期間」においては、ほとんど全ての事業所がサービス提供を行っていないものと解されためであり、この趣旨を鑑みれば、都道府県等からの休業の要請を受け、これに従つて休業した期間や、自主的に休業した期間を「正月等の特別な期間」として取り扱うことはできない。

- ・ なお、通所介護、通所リハビリテーションにあつては、留意事項通知による事業所規模区分の算定にあたつても、同様の取扱いとすることができる。

【認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護】

○ 3%加算及び規模区分の特例（介護予防サービスと一体的に実施している場合）

問4 各月の利用延入人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延入人員数は、認知症対応型通所介護については、留意事項通知第2の7（4）及び（5）を準用し算定することとなつてはいるが、指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定をあわせて受けている場合であつて両事業を一体的に実施している場合、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における平均利用延入人員数を含むのか。

（答）

貴見のとおり。

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護】

○ 3%加算及び規模区分の特例（3%加算の年度内での算定可能回数）

問5 3%加算及び規模区分の特例（加算算定期間の可否）

問6 新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定期間の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定期間の届出を行い、令和3年6月から3%加算を算定期間において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもつて3%加算の算定期間を終了したとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定期間を算定することはできないのか。

(答)

通所介護事業所等から、利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を使うこと等の理由が提示された場合には、加算算定期間の延長を認めることとして差し支えない。

○ 3%加算及び規模区分の特例（3%加算の年度内での算定期間の可否）

問6 新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定期間の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定期間の届出を行い、令和3年6月から3%加算を算定期間において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもつて3%加算の算定期間を終了したとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定期間を算定することはできないのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合にあつては、この感染症に係る影響の現状に鑑み、3%加算の再算定期間の可否は、柔軟に判断することとして差し支えない。なお、3%加算算定期間の延長を行った事業所であつて、3%加算算定期間終了の前月にあつても利用延人員数の減少が生じている場合は、3%加算算定期間終了月に再度3%加算算定期間の届出を行うものとする。このため、1年度内においては最大で12月間（※）3%加算算定期間を行うことができる。

（※）2月：利用延人員数の減少が発生。

- 3月：3%加算算定期間の届出を行う。
- 4月（～6月）：3%加算を算定期間。（3%加算算定期間：年度内累計3月）
- 6月：3%加算算定期間の届出を行う。
- 7月（～9月）：3%加算を延長。（3%加算算定期間：年度内累計6月）
- 8月（当初の3%加算算定期間の延長終了月の前月）
 - ：利用延人員数の減少がなお繼續。
- 9月（当初の3%加算算定期間の延長終了月）
 - ：3%加算算定期間（2回目）の届出を行う。
- 10月（～12月）：3%加算を算定期間。（3%加算算定期間：年度内累計9月）
- 12月：3%加算算定期間（2回目）の届出を行う。
- 1月（～3月）：3%加算を延長。（3%加算算定期間：年度内累計12月）

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の感染症や災害（3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。）によって利用延人員数の減少が生じた場合にあつては、基本的に一度3%加算を算定期間とした際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定期間を算定することが可能である。

【通所介護、通所リハビリテーション】

- 3%加算及び規模区分の特例（規模区分の特例の年度内での算定可能回数）

問7 規模区分の特例適用の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行い、令和3年6月から規模区分の特例を適用した場合において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもつて規模区分の特例の適用を終了した事業所があつたとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度特例の適用の届出を行うことはできないのか。

(答)

通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション事業所（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）については、利用延人員数の減少が生じた場合においては、感染症又は災害（規模区分の特例の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。）が別事由であるか否かに問わらず、年度内に何度も規模区分の特例適用の届出及びその適用を行うことが可能である。また、同一のサービス提供月において、3%加算の算定と規模区分の特例の適用の両方を行うことはできないが、同一年度内に3%加算の算定と規模区分の特例の適用の両方を行なうことは可能であり、例えば、以下也可能である。（なお、同時に3%加算の算定要件と規模区分の特例の適用要件のいずれにも該当する場合は、規模区分の特例を適用することなどはないと留意すること。）

- 一 年度当初に3%加算算定を行った事業所について、3%加算算定終了後に規模区分の特例適用の届出及びその適用を行うこと。（一度3%加算を算定したため、年度内は3%加算の申請しか行なうことができないということはない。）
- 一 年度当初に規模区分の特例適用を行った事業所について、規模区分の特例適用終了後に3%加算算定の届出及びその算定を行うこと。（一度規模区分の特例を適用したため、年度内は規模区分の特例の適用しか行なうことができないということはない。）

(答)

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護】

- 3%加算及び規模区分の特例（3%加算や規模区分の特例の終期）

問8 3%加算及び規模区分の特例の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨が厚生労働省より事務連絡で示されることとなっているが、対象となつた後、同感染症又は災害による3%加算や規模区分の特例が終了する場合も事務連絡により示されるのか。

(答)

- ・ 新型コロナウイルス感染症による3%加算や規模区分の特例にかかる取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って事務連絡によりお示しする。
- ・ なお、災害等については、これによる影響が継続する期間等は地域によって異なると想定されることから、3%加算や規模区分の特例の終期は、都道府県・市町村にて判断することとして差し支えない。

- 3%加算及び規模区分の特例（届出様式（例）の取扱い）

問9 「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老認発0316第4号・老老発0316第3号令和3年3月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長連名通知。以下「本体通知」という。）において、各事業所における3%加算算定・規模区分の特例の適用に係る届出様式（例）が示されているが、届出にあたっては必ずこの様式（例）を使用させなければならぬのか。都道府県や市町村において独自の様式を作成することは可能か。

(答)

- ・ 本体通知における届出様式（例）は、今回の取扱いについて分かりやすくお伝えする観点や事務手続きの簡素化を図る観点からお示したものであり、都道府県・市町村におかれても、できる限り届出様式（例）を活用されたい。
- ・ なお、例えば、届出様式（例）に加えて通所介護事業所等からなされた届出が適正なものであるか等を判断するために必要な書類等を求めるることは差し支えない。

○ 3%加算及び規模区分の特例（届出がなされた場合の取扱い）

問 10 3%加算算定・規模区分の特例の適用に係る届出は、利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに届出を行うこととされているが、同日までに届出がなされなかつた場合、加算算定や特例の適用を行うことはできないのか。

(答)

- 貴見のとおり。他の加算と同様、算定期を満たした月（利用延人員数の減少が生じた月）の翌月15日までに届出を行わなければ、3%加算の算定や規模区分の特例の適用はできない。なお、例えば令和3年4月の利用延人員数の減少に係る届出を行わなかつた場合、令和3年6月にこの減少に係る評価を受けることはできないが、令和3年5月以降に利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに届出を行うことにより、令和3年7月以降において、加算の算定や規模区分の特例の適用を行うことができる。

なお、令和3年2月の利用延人員数の減少に係る届出にあつては、令和3年4月1日までに行わせることを想定しているが、この届出については、新型コロナウイルス感染症による利用延人員数の減少に対応するものであることから、都道府県・市町村におけるこの趣旨を鑑み、届出の締切について柔軟に対応するようお願いしたい。

○ 3%加算及び規模区分の特例（いわゆる第12報を適用した場合の利用延人員数の算定）

問 11 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施設推進室ほか事務連絡）（以下「第12報」という。）による特例を適用した場合、1月当たりの平均利用延人員数を算定するにあたっては、第12報における取扱いの適用後の報酬区分ではなく、実際に提供したサービス時間の割合区分に基づき行うのか。

(答)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）（令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施設推進室ほか事務連絡）問4でお示ししているとおりであり、貴見のとおり。

○ 3%加算及び規模区分の特例（他事業所の利用者を臨時に受け入れた場合の利用延人員数の算定）

問 12 新型コロナウイルス感染症の影響による他の事業所の休業やサービス縮小等に伴つて、当該事業所の利用者を臨時に受け入れた結果、利用者数が増加した事業所もある。このような事業所にあつては、各月の利用延人員数及び前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたり、やむを得ない理由により受け入れた利用者について、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととしても差し支えないか。

(答)

- 差し支えない。本体通知においてお示ししているとおり、各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたつては、通所介護、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービス」に要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅養護管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）（以下「留意事項通知」という。）第2の7（5）を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8（2）を準用することとしており、同項中の「災害その他やむを得ない理由」には新型コロナウイルス感染症の影響も含まれるものである。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により休業やサービス縮小等を行った事業所の利用者を臨時的に受け入れた後、当該事業所の休業やサービス縮小等が終了してもなお受け入れを行った利用者が3%加算の算定や規模区分の特例を行う事業所を利用し続けている場合、当該利用者については、平均利用延人員数に含めることとする。

・また、通所介護、通所リハビリテーションにあつては、留意事項通知による事業所規模区分の算定にあたつても、同様の取扱いどとする。

○ 3%加算及び規模区分の特例（利用者又はその家族への説明・同意の取得）

問 13 3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。また、利用者又はその家族への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家族への説明を行つたことや、利用者又はその家族から同意を受けたことを記録する必要はあるか。

(答)

3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はない。なお、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得ることは必要である。

○ 3%加算及び規模区分の特例（適用対象者の考え方）

問 14 3%加算や規模区分の特例を適用する場合は、通所介護事業所等を利用する全

の利用者に対し適用する必要があるのか。

（答）

3%加算や規模区分の特例は、感染症や災害の発生を理由として利用延人員数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から設けられたものであり、この趣旨を鑑みれば、当該通所介護事業所等を利用する全ての利用者に対し適用することが適当である。

【通所介護、地域密着型通所介護】

○ 3%加算及び規模区分の特例（第一号通所事業の取扱い）

問 15 第一号通所事業には、3%加算は設けられないのか。

（答）

貴見のとおり。なお、通所介護事業所等において、3%加算や規模区分の特例の適用対象となるか否かを判定する際の各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、本体通知Ⅱ（3）にお示ししているとおり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第2の7（4）を準用するものであることから、通所介護事業等と第一号通所介護事業が一體的に実施されている場合には、第一号通所事業の平均利用延人員数を含むものとする。

（答）

問 1 リハビリテーションマネジメント加算
問 2 リハビリテーションマネジメント加算（A）及び（B）の算定要件について、「リハビリテーション計画」について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」とあるが、当該説明等による説明でもよいのか。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（平成27年4月1日）問84の修正。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（平成27年4月1日）問85の修正。

○ 3%加算及び規模区分の特例（適用対象者の考え方）

（令和3年3月23日）

【訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション】

○ リハビリテーションマネジメント加算

問 1 リハビリテーションマネジメント加算（A）及び（B）の算定要件について、「リハビリテーション計画」について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」とあるが、当該説明等による説明でもよいのか。

（答）

・ 利用者又はその家族に対しては、原則面接により直接説明することが望ましいが、遠方に住む等のやむを得ない理由で直接説明できない場合は、電話等による説明でもよい。
・ ただし、利用者に対する同意については、書面等で直接行うこと。

問 2 リハビリテーションマネジメント加算（A）及び（B）の算定要件について、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その他指定居宅サービス従業者あるいは利用者の家族に対し指導や助言することなどなっているが、その訪問頻度はどの程度か。

（答）

訪問頻度については、利用者の状態等に応じて、通所リハビリテーション計画に基づき適時適切に実施すること。

問3 リハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による居宅への訪問時間は人員基準の算定外となるのか。
(答) 訪問時間は、通所リハビリテーション、病院、診療所及び介護老人保健施設、介護医療院の人員基準の算定に含めない。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成27年4月1日) 間86の修正。
正。

問4 一事業所が、利用者によってリハビリテーションマネジメント加算(A)又は口若しくは(B)又は口を取得するということは可能か。
(答) 利用者の状態に応じて、一事業所の利用者ごとにリハビリテーションマネジメント加算(A)又は口若しくは(B)又は口を取得することは可能である。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成27年4月1日) 間87の修正。
正。

問5 サービス提供を実施する事業者が異なる訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの利用者がおり、それぞれの事業所がリハビリテーションマネジメント加算(A)又は(B)を取得している場合、リハビリテーション会議を通じてリハビリテーション計画を作成する必要があるが、当該リハビリテーション会議を合同で開催することは可能か。
(答)

居宅サービス計画に事業者の異なる訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの利用が位置づけられている場合であって、それぞれの事業者が主体となって、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共にし、リハビリテーション計画を作成等するのであれば、リハビリテーション会議を合同で会議を実施しても差し支えない、

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (平成27年4月30日) 間7の修正。
正。

問6 「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」に示されたリハビリテーション計画書の様式について、所定の様式を活用しないとリハビリテーションマネジメント加算や移行支援加算等を算定することができないのか。
(答) 様式は標準例をお示したるものであり、同様の項目が記載されたものであれば、各事業所で活用されているもので差し支えない。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (平成27年4月30日) 間8の修正。
正。

問7 リハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)の算定要件にあるリハビリテーション会議の開催頻度を満たすことができなかつた場合、当該加算は取得できないのか。
(答)

・ リハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)の取得に当たっては、算定要件となっているリハビリテーション会議の開催回数を満たす必要がある。
※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (平成27年4月30日) 間10の修正。
正。

問8 リハビリテーションマネジメント加算(B)の算定要件にある「医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」について、当該医師はリハビリテーション計画を作成した医師か、計画的な医学的管理を行っている医師のどちらなのか。
(答)

リハビリテーション計画を作成した医師である。
※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (平成27年4月30日) 間11の修正。
正。

問9 リハビリテーションマネジメント加算(A)とリハビリテーションマネジメント加算(B)については、同時に取得することはできないが、月によって加算の算定要件の可否で加算を選択することは可能か。

(答)

リハビリテーションマネジメント加算(A)とリハビリテーションマネジメント加算(B)については、同時に取得することはできないものの、いずれかの加算を選択し算定することは可能である。ただし、リハビリテーションマネジメント加算[については、リハビリテーションの質の向上を図るため、SPCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行うものであることから、リハビリテーションマネジメント加算(B)が算定できる通所リハビリテーション計画を作成した場合は、継続的にリハビリテーションマネジメント加算(B)を、リハビリテーション計画を作成した場合は、継続的にリハビリテーションマネジメント加算(A)を、それぞれ取得することが望ましい。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (平成27年4月30日) 問12の修正。

問11 同一利用者に対して、複数の事業所が別々に通所リハビリテーションを提供している場合、各々の事業者がリハビリテーションマネジメント加算の算定要件を満たしていれば、リハビリテーションマネジメント加算を各自算定できるか。

(答)

- 事業所ごとに提供可能なサービスの種類が異なり、単一の事業所で利用者が必要とする理学療法、作業療法、言語聴覚療法のすべてを提供できない場合、複数の事業所で提供することが考えられる。例えば、脳血管疾患発症後であって、失語症を認める利用者に対し、1つの事業所がリハビリテーションを提供することなどなつたが、この事業所には言語聴覚士が配置されていないため、失語に対するリハビリテーションは別の事業所で提供されるというケースが考えられる。
- この場合、例えば、リハビリテーションマネジメント加算(A)であれば、リハビリテーション会議を通じて、提供可能なサービスが異なる複数の事業所を利用することを得合った上で、通所リハビリテーション計画を作成し、その内容について利用者の同意を得る等、必要な算定要件を各自の事業者が満たしていれば、リハビリテーションマネジメント加算(A)の算定は可能である。

- ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (平成27年7月31日) 問1の修正。

問10 リハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)については、当該加算を取得するに当たって、初めて通所リハビリテーション計画を作成して同意を得た日の属する月から取得することとされているが、通所リハビリテーションの提供がない場合でも、当該月に当該計画の説明と同意のみをされば取得できるか。

(答)

- リハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)は、「通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月」から取得することとしているため、通所リハビリテーションの提供がなくとも、通所リハビリテーションの提供開始月の前月に同意を得た場合は、当該月より取得が可能である。
- なお、訪問リハビリテーションにおいても同様に取り扱う。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (平成27年6月1日) 問1の修正。

問 12 移行支援加算に係る解釈通知における、「(i)当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」は、具体的にはどのように算出するか。

(答)

- ・移行支援加算は、利用者のADL・IADしが向上し、社会参加に資する取組に移行する等を指標として、質の高いリハビリテーションを提供する事業所を評価するものである。

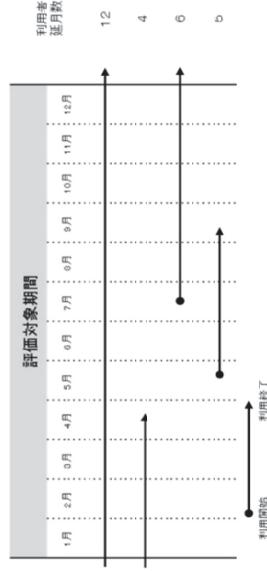
- ・そのため、「社会参加への移行状況」と「サービスの利用の回転」を勘案することをしている。

このうち、「サービスの利用の回転」の算定方法は下記のとおりである。

$$\frac{\text{平均利用月数}}{12 \text{ 月}} \geq 25\% \quad (\text{通所リハビリテーションは} \geq 27\%)$$

- ・この平均利用月数を算出する際に用いる、「(i)当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」とは、評価対象期間に当該事業所を利用した者の、評価対象期間におけるサービス利用の延月数（評価対象期間の利用者延月数）を合計するものである。なお、評価対象期間以外におけるサービスの利用は含まない。

(評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数のイメージ)



※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6) (平成28年3月18日) の修正。

問 13 リハビリテーションマネジメント加算(B)の算定要件では、医師がリハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族へ説明することとされている。
リハビリテーション会議の構成員の参加については、テレビ電話装置等を使用しても差し支えないといわれているが、リハビリテーション計画の内容について医師が利用者又はその家族へテレビ電話装置等を介して説明した場合、リハビリテーションマネジメント加算(B)の算定要件を満たすか。

(答)

- ・リハビリテーション会議の中でのリハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族へ説明する場合に限り満たす。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日) 間53の修正。

問 14 リハビリテーションマネジメント加算におけるリハビリテーション会議の構成員の参加については、テレビ電話装置等を使用しても差し支えないといわれているが、テレビ電話装置等の使用について、基本的には音声通話のみであるが、議事のなかで必要な時に、リハビリテーション会議を実施している場の動画や画像を送る方法は含まれるか。

(答)

- ・含まれない。
- ・テレビ電話装置等の使用については、リハビリテーション会議の議事を円滑にする観点から、常時、医師とその他の構成員が動画を共有している必要がある。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日) 間54の修正。

問 15 令和3年3月以前にリハビリテーションマネジメント加算(W)を算定している場合、令和3年4月からリハビリテーションマネジメント加算(A)又は(B)の算定の開始が可能か。

(答)

リハビリテーションマネジメント加算(A)又は(B)口についてには、令和3年4月以降に、リハビリテーション計画書を見直した上で「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence)」(「L1FE」)へ情報の提出を行い、リハビリテーションマネジメント加算(A)口又は(B)口の要件を満たした月から算定が可能である。

問 16 訪問・通所リハビリテーションの利用開始時点でのリハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)(令和3年3月以前ではリハビリテーションマネジメント加算(II)以上)を算定しない場合において、リハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)の算定を新たに開始することは可能か。

(答)

- 初めてリハビリテーション計画を作成した際に、利用者とその家族に対し説明と同意を得ている場合は可能。

なお、利用者の同意を得た日の属する月から6ヶ月を超えてリハビリテーションマネジメント加算(A)又は(B)を取得する場合は、原則としてリハビリテーションマネジメント加算(A)イ(II)若しくは口(II)又は(B)イ(II)若しくは口(II)を取得することとなる。

○ 移行支援加算

問 17 移行支援加算について、既に訪問(通所)リハビリテーションと通所介護を併用している利用者が、訪問(通所)リハビリテーションを終了し、通所介護はそのまま継続となった場合、「終了した後通所事業を実施した者」として取り扱うことができる。

(答)

貴見の通りである。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日)問89の修正。

問 19 利用者が訪問リハビリテーションから通所リハビリテーションへ移行して、通所リハビリテーション利用開始後2月で通所介護に移行した場合、訪問リハビリテーションの移行支援加算の算定期要件を満たしたこととなるか。

(答)

貴見のとおりである。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日)問92の修正。

問 20 移行支援加算で通所リハビリテーションから通所介護、訪問リハビリテーションから通所リハビリテーション等に移行後、一定期間後元のサービスに戻った場合、再び算定期対象とすることができるのか。

(答)

移行支援加算については、通所リハビリテーションの提供を終した日から起算して14日以内に通所リハビリテーション従業者が通所リハビリテーション終了者に対して、指定通所介護等を実施していることを確認し、記録していることとしている。なお、3ヶ月以上経過した場合で、リハビリテーションが必要であると医師が判断した時は、新規利用者とすることができる。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成27年4月30日)問13の修正。

問 21 移行支援加算における就労について、利用者が障害福祉サービスにおける就労移行支援や就労継続支援(A型、B型)の利用に至った場合を含めてよいか。

(答)

同一事業所において、加算を取得する利用者と取得しない利用者がいることはできない。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日)問90の修正。

○ リハビリテーション計画書

問 22 報酬表示又は予防報酬告示の留意事項通知において、医療保険から介護保険のリハビリテーションに移行する者の情報提供に当たっては「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第2号、老老発0316第2号)の別紙様式2-2-1をもって、保険医療機関から介護保険のリハビリテーション事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するともに、別紙様式2-2-1に記載された内容について確認し、リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2-2-1をリハビリテーション計画書と見なしてリハビリテーションの算定を開始してもよいとされている。

(答)

- ・ 医療保険から介護保険のリハビリテーションに移行する者の情報提供に当たっては別紙様式2-2-1を用いる必要があるが、Barthel Index の代替としてFIM を用いる場合に限り変更を認める。

・ なお、様式の変更に当たっては、本件のように情報提供をする医師と情報提供を受ける医師との間で事前の合意があることが必要である。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成30年3月23日) 間50の修正。

問 23 医療保険から介護保険のリハビリテーションに移行する者の情報提供について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第2号)の別紙様式2-2-1をもって、保険医療機関から介護保険のリハビリテーション事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するともに、別紙様式2-2-1に記載された内容について確認し、リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2-2-1をリハビリテーション計画書と見なしてリハビリテーションの算定を開始してもよいとされている。
1) 医療保険から介護保険のリハビリテーションへ移行する者が、当該医療機関を介護保険のリハビリテーション事業所として利用し続ける場合であっても同様の取扱いをしてよいか。また、その場合、保険医療機関側で当該の者を診療し、様式2-2-1を記載して情報提供を行った医師と、介護保険のリハビリテーション事業所側で情報提供を受けた医師が同一であれば、情報提供を受けたリハビリテーション事業所の医師の診療を省略して差し支えないか。
2) 医療保険から介護保険のリハビリテーション事業所において、指定訪問リハビリテーションなど指定通所リハビリテーション事業所の両方を受ける場合、リハビリテーション会議の開催等を経て、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共にし、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合が取れたものとなっていることが確認できれば、別紙様式2-1による情報提供の内容を訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの共通のリハビリテーション計画とみなして、双方で使用して差し支えないか。

(答)

- 1) よい。また、医師が同一の場合であっては、医師の診療について省略して差し支えない。ただし、その場合には省略した旨を理由とともに記録すること。
- 2) 差し支えない。

《参考》

居宅基準第81 条第5項、基準解釈通知第3の四の3の(3)⑤から⑦までを参照のこと。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成30年3月23日) 間51の修正。

○

算定の基準について

問24 訪問リハビリテーションの算定の基準に係る留意事項に、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る從業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること」があるが、その他の指定居宅サービスを利用する場合や福祉用具貸与のみを利用している場合はどのように取扱いとなるのか。

(答)

リハビリテーション以外にその他の指定居宅サービスを利用する場合は、該当する他のサービスが存在しないため情報伝達の必要性は生じない。また、福祉用具貸与のみを利用している場合であっても、本基準を満たす必要がある。通所リハビリテーションにおいても同様に取り扱う。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 問 9 の修正。

【訪問リハビリテーション】

○

リハビリテーションマネジメント加算

問 25 訪問リハビリテーションでリハビリテーションマネジメント加算(A)又は(B)を算定する場合、リハビリテーション会議の実施場所はどこになるのか。

(答)

訪問リハビリテーションの場合は、指示を出した医師と居宅を訪問し、居宅で実施する又は利用者が医療機関を受診した際の診察の場面で実施することが考えられる。

(答)

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 27 年 4 月 1 日) 問 88 の修正。

○ 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算

問 26 別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受ける利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 50 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できることとされる。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

(答)

含まれる。なお、応用研修のすべての単位を取得している必要ではなく、事業所の医師に情報提供を行う日が属する月から前 36 ヶ月間に合計 6 単位以上(応用研修のうち、「応用研修第 1 期」の項目である「フレイル予防・高齢者総合的機能評価(CGA)・老年症候群」「栄養管理」「リハビリテーション」「摂食嚥下障害」及び「応用研修第 2 期」の項目である「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」「在宅リハビリテーション症例」「リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害」)のうち、いずれか 1 単位以上を含むこと。)を取得又は取得を予定していること。また、別の医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。

「適切な研修の修了等をしている。」

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 8) (平成 31 年 2 月 5 日) 問 1 の修正。

【通所リハビリテーション】

○ 人員の配置

問 27 医師の勤務時間の取扱いについて、併設の通所リハビリテーション事業所等のりハビリテーション会議に参加している時間や、リハビリテーションマネジメント加算(A)又は(B)を取得している場合であって、医師が通所リハビリテーション計画等について本人又は家族に対する説明等に要する時間については、病院、診療所及び介護老人保健施設、介護医療院の医師の人員基準の算定外となるのか。

(答)
人員基準の算定に含めることとする。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 27 年 4 月 1 日) 問 94 の修正。

○ リハビリテーション会議

問 28 通所リハビリテーションの提供時間中にリハビリテーション会議を開催する場合、当該会議に要する時間は人員基準の算定に含めてよいか。
また、リハビリテーション会議を事業所以外の場所で開催する場合も人員基準の算定に含めよいか。

(答)

・ 通所リハビリテーションの提供時間中に事業所内にリハビリテーション会議を開催する場合は、人員基準の算定に含めることができる。

・ リハビリテーション会議の実施場所が事業所外の場合は、人員基準の算定に含めない。

・ リハビリテーション提供体制加算に定める理学療法士等の配置についても同様に扱う。

・ また、利用者のサービス提供時間中にリハビリテーション会議を実施して差し支えない。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 27 年 4 月 1 日) 問 97 の修正。

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

問 29 短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)・(II)を3ヶ月実施した後に、利用者の同意を得て、生活行為の内容の向上を目標としたリハビリテーションが必要であると判断された場合、生活行為向上リハビリテーション実施加算に移行することができるのか。

(答)

可能である。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)・(II)から生活行為向上リハビリテーション実施加算へ連続して移行する場合には、短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)・(II)を取得した月数を、6月より差し引いた月数のみ生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定可能である。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 問 14 の修正。

○ 医療保険と介護保険の関係

問 30 平成 19 年 4 月から、医療保険から介護保険におけるリハビリテーションに移行した日以降は、同一の疾患等に係る医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できないこととされており、また、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った月は、医療保険における疾患別リハビリテーション医学管理料は算定できることとされている。この介護保険におけるリハビリテーションには、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが含まれているが、①通所リハビリテーションにおいて、「リハビリテーションマネジメント加算(A)」、「リハビリテーションマネジメント加算(B)」や「短期集中個別リハビリテーション実施加算」、②介護予防通所リハビリテーションにおいて、利用者の運動器機能向上に係る個別の計画の作成、サービス実施、評価等を評価する「運動器機能向上加算」

(答)

- ・ 貴見のとおり。
- ・ 通所リハビリテーションにおいて、リハビリテーションマネジメント加算(A)、リハビリテーションマネジメント加算(B)や短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定していない場合及び介護予防通所リハビリテーションにおいて、運動機能向上加算を算定しない場合であっても、介護保険におけるリハビリテーションを受けているものであり、同様に取り扱うものである。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 間 15 の修正。

○ リハビリテーションマネジメント加算

問 31 リハビリテーションマネジメント加算(A)又はリハビリテーションマネジメント加算(B)は、多職種協働にて行うリハビリテーションのプロセスを評価する加算とされているが、PT、OT 等のリハビリテーション関係職種以外の者(介護職員等)が直接リハビリテーションを行っても良いか。

(答)

通所リハビリテーション計画の作成や利用者の心身の状況の把握等については、多職種協働で行われる必要があるものの、診療の補助行為としての(医行為に該当する)リハビリテーションの実施は、PT、OT 等のリハビリテーション関係職種に行わなければならぬ。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 間 16 の修正。

(答)

問 32 リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(1)又はロ(1)を取得しなくなつた場合であつても、その後、利用者の状態に応じてリハビリテーションマネジメント加算(A)を再度取得する必要が生じた際には、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(1)又はロ(1)から取得することができるのか。

(答)

・ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(1)又はロ(1)を取得しなくなつた場合において、利用者の同意を得た日の属する月から 6 ヶ月間を超えてリハビリテーションマネジメント加算(A)を再度取得する場合は、原則としてリハビリテーションマネジメント加算(A)イ(1)又はロ(1)を取得することとなる。

・ ただし、リハビリテーション会議を開催し、利用者の急性増悪等により、当該会議を月に 1 回以上開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直していく必要性が高いことを利用者若しくは家族並びに構成員が合意した場合、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(1)又はロ(1)を再度 6 ヶ月間取得することができる。その際には、改めて居宅を訪問し、利用者の状態や生活環境についての情報収集(Survey)すること。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 間 3 の修正。

問 33 リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(Ⅰ)又はロ(Ⅱ)取得中で、取得開始から6ヶ月間を超えていない場合であっても、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(Ⅱ)又はロ(Ⅱ)に変更して取得することは可能か。
例えば、月1回のリハビリテーション会議によりリハビリテーションマネジメント加算(A)イ(Ⅰ)又はロ(Ⅰ)を取得し2ヶ月間が経過した時点で、月1回のリハビリテーション会議の開催が不要と通所リハビリテーション計画を作成した医師が判断した場合、3月目から3月に1回のリハビリテーション会議の開催によるリハビリーションマネジメント加算(A)イ(Ⅱ)又はロ(Ⅱ)に変更して取得することはできないのか。

(答)

- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種が協働して通所リハビリテーション計画の作成を通じてリハビリテーションの支援方針やその方法の共有、利用者又はその家族に対する生活の予後や通所リハビリテーション計画等についての説明、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による居住での生活の指導を行うことで、心身機能、活動、参加にバランスよくアプローチするリハビリテーションを管理することを評価するものである。

- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(Ⅰ)又はロ(Ⅰ)については、利用者の状態が不安定となりやすい時期において、集中的に一定期間(6ヶ月)に渡ってリハビリテーションの管理を行うことを評価するものである。したがって、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(Ⅰ)又はロ(Ⅰ)を6ヶ月間取得した後に、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(Ⅱ)又はロ(Ⅱ)を取得すること。

- ・リハビリテーションマネジメント加算(B)についても同様に取り扱う。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(平成27年6月1日)問4の修正。

○ 通所リハビリテーションの提供について

問 34 新規利用者について通所リハビリテーションの利用開始日前に利用者の居宅を訪問した場合は、通所リハビリテーションの算定基準を満たすのか。
また、新規利用者について、介護予防通所リハビリテーションの利用開始日前に利用者の居宅を訪問した場合は、介護予防通所リハビリテーションの算定基準を満たすのか。

(答)

いずれの場合においても、利用初日の1ヶ月前から利用前日に利用者の居宅を訪問した場合であって、訪問日から利用開始日までの間に利用者の状態と居宅の状況に変化がないれば、算定要件である利用者の居宅への訪問を行ったこととしてよい。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(平成30年5月29日)問8の修正。

○ リハビリテーションマネジメント会議

問35 通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算(A)及び(B)では、リハビリテーション会議の開催頻度について、リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上の開催が求められているが、「算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者について記載の要件に該当している利用者におけるリハビリテーション会議の開催頻度についても、3月に1回として差し支えないか。

(答)

差し支えない。

※参考

・ 介護報酬通知（平12老企36号）第2の8・(1)・⑥

⑥ リハビリテーション会議の開催頻度について、指定通所リハビリテーションを実施する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーションを実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業所並びに当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよいこととする。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 2) (平成30年3月28日) 間1の修正。

○ 算定の基準について

問36 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)において、通所リハビリテーションは一定の条件のもと事業所の屋外でのサービスを提供できるものであるとされているが、この条件を満たす場合には公共交通機関の利用や買い物等のリハビリテーションサービスの提供も可能か。

(答)

可能な。また、事業所の敷地外でサービスを提供する際には、サービス提供場所との往復を含め、常時従事者が付き添い、必要に応じて速やかに当該事業所に連絡、搬送できる体制を確保する等、安全性に十分配慮すること。

※参考

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)

第7 通所リハビリテーション

3 運営に関する基準

- (1) 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成居宅基準第114条及び第115条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。
- (4) 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。
- イ あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。
- ロ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算について

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)

(令和3年3月26日)

問37 令和3年度介護報酬改定において生活行為向上リハビリテーション実施加算[は単位数が見直されるとともに同加算に関する減算が廃止されたが、令和3年3月時点において同加算を算定している利用者については経過措置が設けられているところ。令和3年3月時点において同加算を算定し、同年4月以降も継続して算定している場合において、令和3年4月以降に令和3年度介護報酬改定により見直された単位数を請求することは可能か。

(答)

- ・ 請求可能。
- ・ 経過措置が適用される場合も、同加算[は併せて6月間まで算定可能なものであることに留意すること。
- ・ なお、同加算に関する減算は、令和3年度介護報酬改定前の単位数において同加算を算定した月数と同月分の期間だけ実施されるものである。

【全サービス共通】

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあります。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

○ 指定基準の記録の整備の規定について

問2 指定基準の記録の整備の規定における「その完結の日」の解釈が示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合の取扱い如何。

(答)

- ・ 指定権者においては、原則、今回お示した解釈に基づいて規定を定めていただきたい。
- ・ なお、指定権者が独自に規定を定めている場合は、当該規定に従つていれば、指定基準違反になるものではない。

【全サービス（無資格者がない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）】

○認知症介護基礎研修の義務づけについて

問3 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外となることが可能か。

（答）養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。

問4 認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることができるか。

（答）認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。

問5 認知症サポートー等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることができるか。

（答）認知症サポートー等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するまでの、基礎的な知識、技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポートー等養成講座修了者は、義務づけの対象外とはならない。

問6 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務づけの対象となるのか

（答）人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外である。一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。

○ 外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付けについて

問7 外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。

（答）

○ EPCA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。

（答）

問8 外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要があるのか。

（答）

認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章第2節第3（2）を踏まえ、技能実習計画への記載は不要である（令和6年3月までの間、努力義務として行う場合も同様）。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様に行われるることや、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要である。

（答）

問9 事業所が外国人技能実習生に認知症介護基礎研修を受講させる場合、入国情報欄中や新型コロナウイルス感染症対策のための入国情後14日間の自宅等待機期間中に受講させてもよいか。

（答）

・ 入国情報欄中の外国人技能実習生については、は、入国情報欄の期間中には業務に従事させないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講させることはできない。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための入国情後14日間の自宅等待機期間中であつて入国情報欄中ではない外国人技能実習生については、受入企業との間に雇用関係がある場合に限り、認知症介護基礎研修（オンラインで実施されるものに限る。）を受講させることができる。

（答）

・ なお、実際の研修受講にあたつての取扱い等（※）については、実施主体である都道府県等により異なる場合があることにご留意いただきたい。

（※）研修の受講方法（eラーニング、Zoom等による双方向型のオンライン研修、集合研修）、料金（補助の有無等）、受講枠など

問 10 外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教材は提供されるのか。

(答)

令和3年度中に、日本語能力試験のN4レベルを基準とした『ラーニング教材の作成を行うとともに、介護分野の在留資格「特定技能」に係る試験を実施している言語（フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネバール、カンボジア、ベトナム、中国、タイ、ミャンマーの言語）を基本として外国人介護職員向けの『ラーニング補助教材を作成することを予定している。

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

○ 移行支援加算について

問 14 移行支援加算における評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者には、当該事業所の指定訪問リハビリテーション利用を中断したのちに再開した者も含まれるのか。

(答)

- ・ 移行支援加算における評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者とは、当該訪問リハビリテーション事業所の利用を終了し、評価対象期間に利用を再開していない者をいう。なお通所リハビリテーションにおいても同様に取り扱う。
- ・ なお、終了後に3月以上が経過した場合で、リハビリテーションが必要であると医師が判断し当該事業所の利用を再開した時は、新規利用者とみなすことができる。この場合は評価対象期間に再開した場合でも、終了した者として取り扱う。

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 6) (平成30年8月6日) 問 1は削除する。

【訪問リハビリテーション】

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成27年4月1日) 問 91、問 93は削除する。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成30年3月23日) 問 55、問 56、問 64は削除する。

- Barthel Index の読み替えについて
- 問 19 科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算(Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算(A)口若しくは(B)口、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る計算において、Barthel Index (B I) のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されている ICF ステーシングから読み替えたものを提出してもよいか。
- (答)
- B I の提出については、通常、B I を評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、
- ー B I に係る研修を受け、
 - ー B I への読み替え規則を理解し、
 - ー 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確な B I を別途評価する
- 等の対応を行い、提出することが必要である。

【通所系・居住系サービス】

- ※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日) 間 30、間 31 は削除する。
- ※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 6) (平成 30 年 8 月 6 日) 間 2 は削除する。

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護】

- 3%加算及び規模区分の特例（3%加算や規模区分の特例の終期）

○ 3%加算及び規模区分の特例（3%加算の年度内での算定可能回数）

問 21 新型コロナウイルス感染症の影響により利用延入人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に1度しか行うことができるのか。例えば、令和3年4月に利用延入人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定の届出を行い、令和3年6月から3%加算を算定した場合において、令和3年6月に利用延入人員数が回復し、令和3年7月をもつて3%加算の算定を終了した事業所があったとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延入人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。

(答)

感染症や災害（3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。）によつて利用延入人員数の減少が生じた場合においては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能である。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和3年3月19日) 問61は削除する。

- 3%加算及び規模区分の特例（3%加算や規模区分の特例の終期）

問 22 3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨が厚生労働省より事務連絡で示されることとなつているが、対象となつた後、同感染症又は災害による3%加算や規模区分の特例が終了する場合も事務連絡により示されるのか。

(答)

・新型コロナウイルス感染症による3%加算や規模区分の特例にかかる取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追つて事務連絡によりお示しする。

・なお、災害については、これによる影響が継続する期間等は地域によって異なることとも想定されることから、特例の終期については、厚生労働省から考え方をお示しする。又は基本的に都道府県・市町村にて判断する等、その在り方にについては引き続き検討を行つた上で、お示ししていくこととする。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和3年3月19日) 問8は削除する。

- 所要時間区分の設定

問 23 所要時間区分（6時間以上7時間未満、7時間以上8時間未満等）は、あらかじめ事業所が確定させておかなければならないのか。利用者ごとに所要時間区分を定めることはできないのか。

(答)

各利用者の通所サービスの所要時間は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成される通所サービス計画に位置づけられた内容によって個別に決まるものであり、各利用者の所要時間に応じた区分で請求することとなる。運営規程や重要事項説明書に定める事業所におけるサービス提供時間は、これらを踏まえて適正に設定する必要がある。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 2) (平成24年3月30日) 問9は削除する。

○ サービス提供にあたっての所要時間と所要時間区分の考え方

問 24 各所要時間区分の通所サービス費を請求するにあたり、サービス提供時間の最低限の所要時間はあるのか。

(答)

- ・ 所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置づけられた通所サービスを行うための標準的な時間によることとされており、例えば通所介護計画に位置づけられた通所介護の内容が「8時間以上9時間未満であり、当該通所介護計画書どおりのサービスが提供されたのであれば、8時間以上9時間未満の通所介護費を請求することになる。」
- ・ ただし、通所サービスの提供の開始に際しては、予めサービス提供の内容や利用料等の重要事項について、懇切丁寧に説明を行った上で同意を得ることとなっていることから、利用料に応じた、利用者に説明可能なサービス内容となっている必要があることに留意することとなる。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 問58は削除する。

問 25 1人の利用者に対して、7時間の通所介護に引き続いて5時間の通所介護を行つた場合は、それぞれの通所介護費を算定できるのか。

(答)

- ・ それぞれのプログラムが当該利用者の心身の状況や希望等に応じて作成され、当該プログラムに従つて、単位ごとに効果的に実施されている場合は、それぞれの単位について算定できる。なおこの場合にあっても1日ににつき算定することとされている加算項目は、当該利用者についても当該日に1回限り算定できる。

・ 単に日中の通所介護の延長として夕方に通所介護を行う場合は、通算時間は12時間として、9時間までの間のサービス提供に係る費用は所要時間8時間以上9時間未満の場合として算定し9時間以降12時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定(または延長サービスに係る利用料として徴収)する。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 問64は削除する。

○ サービス提供時間を短縮した場合の所要時間区分の考え方

問 26 「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなつた場合には通所サービス計画上の単位数を算定して差し支えない」とされているが、具体的にどのような内容なのか。

(答)

- ・ 通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間によることとされている。
- ・ こうした趣旨を踏まえ、例えば8時間以上9時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず7時間30分でサービス提供を中止した場合に当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。(ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で7時間以上8時間未満の所定単位数を算定してもよい。)
- ・ こうした取扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従つて、単位ごとに効果的に実施されている事業所において行われることを想定しており、限定期に適用されるものである。当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

(例) 通所介護計画上7時間以上8時間未満の通所介護を行ふ予定であった利用者について
① 利用者が定期検診などのために当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより6時間程度のサービスを行つた場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、6時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
② 利用者の当日の希望により3時間程度の入浴のみのサービスを行つた場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、3時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
③ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、2時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
(※)所要時間2時間以上3時間未満の区分は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して算定するものであるが、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区

分での算定を行うこととしても差し支えない。)

- (4) 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず1時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定できない。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 問59は削除する。

○ 延長加算

問27 所要時間が8時間未満の場合でも、延長加算を算定することはできるか。

(答)

延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであることから、算定できない。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 問59は削除する。

問28 サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間はどのような人員配置が必要となるのか。

(答)

延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間を8時間30分とした場合、延長加算は8時間以上9時間未満に引き続き、9時間以上から算定可能である。サービス提供時間終了後に日常生活上の世話をする時間帯（9時間に到達するまでの30分及び9時間以降）については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当数の人員を配置していれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 問60は削除する。

○ 延長サービスに係る利用料

問 29 延長サービスに係る利用料はどのような場合に徴収できるのか。

(答)

通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる延長サービスやサービス提供時間が14時間以上において行われる延長サービスについて徴収できるものである。また、サービス提供時間が14時間未満である場合において行われる延長サービスについて、延長加算にかえて徴収することができます。（同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。）なお、当該延長加算を算定しない場合においては、延長サービスに係る届出を行う必要はない。

(参考) 延長加算及び延長サービスに係る利用料徴収の例

- ① サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合
→ 8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。
- ② サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合
→ 8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービスに係る利用料として徴収する。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 1) (平成24年3月16日) 間62は削除する。

○ 送迎減算

問 30 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどう算定すればよいか。

(答)

- ・ 送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。
- ・ ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができます。

- (参考) 訪問介護員等による送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。

- ※ 指定基準、介護報酬等に関するQ & A (平成18年2月) 間48、平成18年4月改定関係 Q & A (vol. 1) (平成18年3月22日) 間57は削除する。

問 31 A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算是適用されるのか。

(答)

送迎減算は、送迎を行った利用者が利用している事業所の従業者（問中の事例であれば、A事業所の従業者）が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者（かつB事業所の従業者）が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。

問32 A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。

(答) 指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護】

○ 栄養改善加算・口腔機能向上加算について

問33 それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。

(答)

御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。

※ 平成18年4月改定関係Q & A (Vol. 4) (平成18年5月2日) 問1の修正。

【通所リハビリテーション】

○ 移行支援加算

問 66 移行支援加算は、同加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）において一定の実績をもとに算定ができるものとされているところであるが、令和3年4月から令和4年3月においては、従前（令和3年度介護報酬改定以前）の基準に基づいて算定を行つても差し支えないか。

(答)

※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol. 1)（平成18年3月22日）問18、問19、問21は削除する。
※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)（平成24年3月30日）問14は削除する。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)（平成27年4月1日）問103は削除する。
※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)（平成27年4月30日）問22、問23は削除する。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)（平成27年6月1日）問2は削除する。
※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4)（平成27年7月31日）問2、問3、問4は削除する。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)（平成30年3月28日）問1は削除する。
※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)（平成30年4月13日）問3は削除する。

【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問看護】

○ 利用開始した月から12月を超えた場合の減算

- 問 121 介護予防訪問・通所リハビリテーション及び介護予防訪問看護からの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問について、当該事業所においてサービスを継続しているが、要介護認定の状態から要支援認定へ変更となつた場合の取扱如何。
- (答)
- 法第19条第2項に規定する要支援認定の効力が生じた日が属する月をもつて、利用が開始されたものとする。
 - ただし、要支援の区分が変更された場合（要支援1から要支援2への変更及び要支援2から要支援1への変更）はサービスの利用が継続されているものとみなす。

【通所リハビリテーション】

※ 平成18年4月改定関係Q&A (Vol. 1)（平成18年3月22日）問18、問19、問21は削除する。

※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)（平成24年3月30日）問14は削除する。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)（平成27年4月1日）問103は削除する。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)（平成27年4月30日）問22、問23は削除する。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)（平成27年6月1日）問2は削除する。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4)（平成27年7月31日）問2、問3、問4は削除する。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)（平成30年3月28日）問1は削除する。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)（平成30年4月13日）問3は削除する。